

枚方市議会定例会議案書

(令和8年9月定例会議会)

目 次

報告第11号	令和7年度枚方市土地開発公社の経営状況について	…	1
報告第12号	令和7年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況について	…	11
報告第13号	債権の放棄について	…	27
報告第14号	令和7年度枚方市基金の運用状況について	…	31
報告第15号	令和7年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の精算報告について	…	35
報告第16号	令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	…	38
報告第17号	専決事項の報告について	…	39
	専決第4号 和解について	…	40
認定第1号	令和7年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算の認定について	…	42
認定第2号	令和7年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	…	43
認定第3号	令和7年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について	…	44
認定第4号	令和7年度大阪府枚方市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	…	45
認定第5号	令和7年度大阪府枚方市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	…	46
認定第6号	令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	…	47
認定第7号	令和7年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について	…	48
認定第8号	令和7年度大阪府枚方市水道事業会計決算の認定について	…	49
認定第9号	令和7年度大阪府枚方市病院事業会計決算の認定について	…	50
認定第10号	令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計決算の認定について	…	51
議案第28号	令和8年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第5号）	…	53
議案第29号	令和8年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	…	171
議案第30号	令和8年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）	…	189
議案第31号	令和8年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第3号）	…	197
議案第32号	令和8年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	…	215
議案第33号	令和8年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第2号）	…	233
議案第34号	令和8年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第1号）	…	240
議案第35号	令和8年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第1号）	…	257
議案第36号	令和8年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第1号）	…	267
議案第37号	東部大阪都市計画高田一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	…	281
議案第38号	枚方市基金条例の一部改正について	…	285
議案第39号	枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例の一部改正について	…	288

議案第40号	枚方市総合福祉センター条例の一部改正について	…	293
議案第41号	枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	…	296
議案第42号	枚方市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正について	…	316
議案第43号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	…	320
議案第44号	令和7年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	…	323
議案第45号	令和7年度大阪府枚方市病院事業会計建設改良積立金の目的外使用について	…	324
議案第46号	令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	…	325

報告第 1 1 号

令和 7 年度枚方市土地開発公社の経営状況について

令和 7 年度枚方市土地開発公社の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により議会に提出する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 2 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和7年度枚方市土地開発公社事業報告書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1 公有用地取得事業

区分	取得面積 (㎡)	用地費等の金額(円)	利息 (円)	計 (円)
道路施設用地	77.38	36,084,875	21,521,907	57,606,782
枚方藤阪線用地	-	-	523,358	523,358
中振交野線用地	-	-	9,108,357	9,108,357
牧野長尾線用地	0.15	5,265	1,349	6,614
長尾春日線用地	-	-	10,867,032	10,867,032
長尾杉線用地	-	-	1,021,704	1,021,704
外周道路(2工区)用地	77.23	36,079,610	107	36,079,717
公園施設用地	-	-	14,378,821	14,378,821
中振中央公園用地	-	-	14,378,821	14,378,821
合計 (7事業用地)	77.38	36,084,875	35,900,728	71,985,603

(注) 用地費等の金額は、用地費、補償費、直接経費の合計です。

2 公有用地処分事業

区分	売却面積 (㎡)	売却原価 (円)	売却収益 (円)
道路施設用地	391.16	338,249,173	341,537,707
枚方藤阪線用地	69.05	47,723,403	48,169,052
中振交野線用地	7.34	1,071,890	1,082,442
牧野長尾線用地	28.55	1,101,263	1,112,181
長尾杉線用地	286.22	288,352,617	291,174,032
合計 (4事業用地)	391.16	338,249,173	341,537,707

(注) 売却原価は、用地費、補償費、直接経費及び利息の合計です。

令和7年度枚方市土地開発公社損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

単位:円

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益	341,537,707	
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価	<u>338,249,173</u>	
	事業総利益	3,288,534	
3	販売費及び一般管理費	<u>3,270,970</u>	
	事業利益	17,564	
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	850	
	(2) 雑収益	<u>3,928</u>	<u>4,778</u>
	当期純利益		<u>22,342</u>

付 表

販売費及び一般管理費

(単位:円)

節	
1	人件費 1,714,372
	(1) 報酬 1,698,180
	(2) 給料 —
	(3) 手当 —
	(4) 法定福利費 16,192
2	経費 1,556,598
	(1) 賃金 —
	(2) 旅費 9,500
	(3) 交際費 —
	(4) 需用費 21,168
	(5) 役務費 80,826
	(6) 委託料 525,470
	(7) 使用料・賃借料 178,034
	(8) 負担金補助及び交付金 —
	(9) 公租公課 20,000
	(10) 減価償却費 721,600
	計 3,270,970

令和7年度枚方市土地開発公社貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

単位:円

資 産 の 部

1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	66,595,346	
	(2) 公有用地	<u>3,195,117,855</u>	
	流動資産合計		3,261,713,201
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	ア 工具、器具及び備品	359,675	
	減価償却累計額	<u>359,673</u>	<u>2</u>
	有形固定資産合計		2
	(2) 無形固定資産		
	ア その他の無形固定資産		<u>0</u>
	無形固定資産合計		0
	(3) 投資その他の資産		
	ア 長期性預金	<u>5,000,000</u>	
	投資その他の資産合計	5,000,000	
	固定資産合計		<u>5,000,002</u>
	資産合計		<u>3,266,713,203</u>

負 債 の 部

1	流動負債		
	(1) 短期借入金	2,570,000,000	
	(2) 未払費用	132,527	
	(3) 預り金	<u>3,572</u>	
	流動負債合計		2,570,136,099
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	500,169,088	
	固定負債合計		<u>500,169,088</u>
	負債合計		<u>3,070,305,187</u>

資 本 の 部

1	資本金		
	(1) 基本財産	<u>5,000,000</u>	
	資本金合計		5,000,000
2	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	191,385,674	
	(2) 当期純利益	<u>22,342</u>	
	準備金合計		<u>191,408,016</u>
	資本合計		<u>196,408,016</u>
	負債資本合計		<u>3,266,713,203</u>

キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

単位:円

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入	341,537,707
土地造成事業収入	0
その他事業収入	3,928
補助金等収入	0
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出	△ 71,985,603
土地造成事業支出	0
取得に係る支出	0
管理に係る支出	0
その他事業支出	0
人件費支出	△ 1,695,315
その他の業務支出	△ 848,576
小計	267,012,141
利息の受取額	850
利息の支払額	0
事業活動によるキャッシュ・フロー計	267,012,991 A

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資有価証券の取得による支出	0
投資有価証券の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	0
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー計	0 B

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入による収入	2,606,074,875
短期借入金返済による支出	△ 3,386,074,875
長期借入による収入	500,169,088
長期借入金返済による支出	0
公社債の発行による収入	0
公社債の償還による支出	0
金銭出資の受入れによる収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー計	△ 279,830,912 C

IV 現金及び現金同等物増加額(又は減少額) △ 12,817,921 D 現金(A+B+C)

V 現金及び現金同等物期首残高 79,413,267 E 前年度末現金

VI 現金及び現金同等物期末残高 66,595,346 本年度末現金(D+E)

令和7年度枚方市土地開発公社財産目録

(令和8年3月31日現在)

資 産 の 部

1 流動資産 3,261,713,201 円

(1) 現金及び預金 66,595,346 円

種類	金額 (円)	預入先	備考
普通預金	66,595,346	りそな銀行	

(2) 公有用地 3,195,117,855 円

区 分	保有面積(㎡)	用地費等の金額(円)	利息 (円)	計 (円)	取得年度
道路施設用地	8,073.72	1,286,773,064	585,639,888	1,872,412,952	
中振交野線用地	1,618.67	537,894,122	299,389,187	837,283,309	平成4年度外
牧野長尾線用地	0.15	5,265	—	5,265	令和7年度
長尾春日線用地	6,377.67	712,794,067	286,250,594	999,044,661	平成4年度外
外周道路(2工区)用地	77.23	36,079,610	107	36,079,717	令和7年度
公園施設用地	8,045.14	913,906,700	408,798,203	1,322,704,903	
中振中央公園用地	8,045.14	913,906,700	408,798,203	1,322,704,903	平成3年度外
合計(5事業用地)	16,118.86	2,200,679,764	994,438,091	3,195,117,855	

(注1) 用地費等の金額は、用地費、補償費、直接経費の合計額です。

(注2) 用地費等の金額及び利息の合計額が簿価額です。

2 固定資産 5,000,002 円
 (1) 有形固定資産 2 円
 ア 工具、器具及び備品 2 円

(単位:円)

種類	数量	単価	取得価額	残存価額	減価償却 対象価額	前期末減価 償却累計額	当期減価 償却額	当期末減価 償却累計額	当期末残高	備考
応接セット	1	104,000	104,000	1	103,999	103,999	0	103,999	1	昭和56年5月7日取得
文書細断機	1	255,675	255,675	1	255,674	255,674	0	255,674	1	平成11年3月1日取得
合計			359,675	2	359,673	359,673	0	359,673	2	

(注)減価償却は間接法による定額法によります。

(2) 無形固定資産 0 円
 ア その他の無形固定資産 0 円

種類	金額(円)	減価償却額	前期末減価 償却累計額	当期減価 償却額	当期末残高	備考
土地管理システム(改良)	3,608,000	3,608,000	2,886,400	721,600	0	令和2年9月11日取得
合計	3,608,000	3,608,000	2,886,400	721,600	0	

(注)減価償却は直接法による定額償却によります。

(3) 投資その他の資産 5,000,000 円
 ア 長期性預金 5,000,000 円

種類	金額 (円)	預入先	備考
2 年満期定期預金	5,000,000	りそな銀行	基本財産(S48. 1. 22設立出資金)
合計	5,000,000		

資産合計 3,266,713,203 円

負債の部

1 流動負債 2,570,136,099 円
 (1) 短期借入金 2,570,000,000 円

借入先	借入金額 (円)	備考
京都中央信用金庫(注)	2,570,000,000	証書借入
合計	2,570,000,000	

(注)京都中央信用金庫からの借入利率は1.177%となっています。

(2) 未払費用 132,527 円

科目	金額 (円)	備考
販売費及び人件費	124,887	3月分短時間勤務職員報酬
一般管理費	7,640	3月分電話料、コピー料金
合計	132,527	

(3) 預り金 3,572 円

種類	金額 (円)	備考
諸預り金	3,572	所得税、府・市民税特別徴収分

2 固定負債 500,169,088 円

(1) 長期借入金 500,169,088 円

借入先	借入金額 (円)	備考
枚方市土地開発基金(注)	500,169,088	証書借入
合 計	500,169,088	

(注) 枚方市土地開発基金からの借入利率は無利息となっています。

負債合計 3,070,305,187 円

監査意見書

枚方市土地開発公社定款第24条の規定により、理事長提出の令和7年度決算に係る事業報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録に基づき、関係帳簿並びに証書類監査の結果、その計数は正確であり、業務執行についても適正であると認めます。

なお、長期保有地については、公社の経営健全化を図る観点から、枚方市と事業用地の買戻し促進の協議を引き続き進められるよう申し添えます。

令和8年（2026年）5月20日

枚方市土地開発公社

監事 服 部 秀 人

監事 今 市 将 和

枚方市土地開発公社

理事長 林 訓 之 殿

令和7年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況について

令和7年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により議会に提出する。

令和8年（2026年）8月28日提出

枚方市長 伏見 隆

令和7年度 事業報告

公益目的事業

＜市民スポーツ普及啓発事業＞

1. スポーツ大会事業

(1)総合体育大会等の運営及び選手派遣(枚方市からの受託事業)

①枚方市春季・秋季総合体育大会

春季秋季総合体育大会 総合開会式	開催日	開催場所	参加者数
	4/6	KTM河本工業総合体育館 メインアリーナ	321名

種目	主管団体	春季大会			秋季大会		
		開催日	会場	参加者数	開催日	会場	参加者数
陸上競技	陸上競技協会	5/18	たまゆら陸上競技場	891 名	9/22	たまゆら陸上競技場	803 名
軟式野球	軟式野球連盟	2/9～5/11	市内各グラウンド	1,084 名	9/7～2/22	市内各グラウンド	1,360 名
ソフトテニス	ソフトテニス連盟	4/20・29	パナソニック、伊加賀テニスコート	102 名	9/14	パナソニック、伊加賀テニスコート	94 名
卓球	卓球連盟	5/18	KTM河本工業総合体育館	187 名	2/1	KTM河本工業総合体育館	203 名
柔道	柔道連盟	5/25	KTM河本工業総合体育館	30 名	9/7	KTM河本工業総合体育館	30 名
バレーボール (家庭婦人)	バレーボール連盟	4/11	KTM河本工業総合体育館	250 名	10/15	KTM河本工業総合体育館	270 名
バレーボール (一般)		4/13		200 名	9/7		250 名
スキー	スキー協会	-	-	-	2/22	ハチ高原スキー場	41 名
完歩ツアー	野外活動協会	4/27	奈良公園周辺	37 名	11/9	大阪市中之島公園周辺	8 名
剣道	剣道連盟	6/15	KTM河本工業総合体育館	425 名	12/7	誠信建設工業伊加賀SC	123 名
サッカー	サッカー連盟	4/13～6/1	市内各グラウンド	200 名	11/24～12/14	市内各グラウンド	200 名
水泳	水泳協会	-	-	-	8/31	王仁公園プール	77 名
ラグビー	ラグビー連盟	-	-	-	12/14	常翔啓光学園グラウンド	200 名
テニス	テニス協会	4/6・20・ 5/11・18・ 25・6/8	光栄プロテック王仁公園、 パナソニック、伊加賀、 春日テニスコート	327 名	10/12	光栄プロテック王仁公園、 伊加賀テニスコート	32 名
少林寺拳法	少林寺拳法協会	4/27	KTM河本工業総合体育館	52 名	11/2	KTM河本工業総合体育館	44 名
ソフトボール	ソフトボール協会	3/23～8/10	市内各グラウンド	460 名	9/7～3/1	市内各グラウンド	460 名
空手道	空手道連盟	5/5	KTM河本工業総合体育館	280 名	12/14	KTM河本工業総合体育館	330 名
バドミントン	バドミントン連盟	5/25・6/1	KTM河本工業総合体育館	374 名	10/12・26	KTM河本工業総合体育館	370 名
相撲	相撲連盟	5/11	王仁公園相撲場	168 名	11/10	王仁公園相撲場	167 名
バスケットボール (一般男女)	バスケットボール協会	5/11・18・ 6/8・15	KTM河本工業総合体育館	90 名	10/5・19・ 11/2	KTM河本工業総合体育館	90 名
バスケットボール (ミニ)		5/18・25・ 6/8		140 名	10/5・12・19		160 名
カヌー	カヌー協会	5/25	淀川(御幸橋～枚方大橋)	12 名	9/13～14	山陰シーカヤック	11 名
ゲートボール	ゲートボール協会	4/17	山田東ゲートボール場	38 名	9/25	山田東ゲートボール場	37 名
弓道	弓道連盟	6/22	昌栄工務店ひらかた渚体育館	48 名	11/23	昌栄工務店ひらかた渚体育館	45 名
スポーツチャンバラ	スポーツチャンバラ協会	6/29	KTM河本工業総合体育館	171 名	9/14	KTM河本工業総合体育館	124 名
グラウンド・ゴルフ	グラウンド・ゴルフ連合会	4/12	伊加賀運動広場	289 名	10/11	伊加賀運動広場	241 名
ドッジボール	ドッジボール協会	6/8	KTM河本工業総合体育館	116 名	12/13	KTM河本工業総合体育館	83 名
ソフトバレーボール	ソフトバレーボール協会	7/13	KTM河本工業総合体育館	195 名	11/9	KTM河本工業総合体育館	230 名
インディアカ	インディアカ協会	5/25	昌栄工務店ひらかた渚体育館	120 名	7/27	昌栄工務店ひらかた渚体育館	120 名
		小 計		6,286 名	小 計		6,203 名
					合 計		12,489 名

②第75回北河内地区総合体育大会・第79回大阪府総合体育大会

種目	種別	北河内地区総合体育大会			大阪府総合体育大会		
		■派遣人数 355人			■派遣人数 175人		
		開催日	会場	成績	開催日	会場	成績
軟式野球	一般の部	6/29・7/13	パシオン情熱Stadium (私部公園)グラウンド	第3位	8/24・31・9/7	島3号公園グラウンド	地区予選敗退
	一般2部	6/22・7/6	深北緑地軟式野球場	第3位	8/31・9/7・14・21	摂津市青少年運動広場	地区予選敗退
ソフトボール	一般男子	6/22・7/6	交野市立総合体育施設グラウンド	準優勝	8/31・9/7・14	大門公園野球場	地区予選敗退
	一般女子	6/22・7/6	交野市立総合体育施設グラウンド	優勝	8/31・9/7・14	猪名川運動場ソフトボール場	第3位
	男子2部	6/29・7/6	大東市立龍間運動広場	1回戦敗退	8/24・31・9/21	箕面市第一総合運動場 市民野球場	地区予選敗退
	女子2部	6/29・7/6	大東市立龍間運動広場	不参加	8/31・9/7・14	猪名川運動場ソフトボール場	不参加
サッカー	一般男子	6/8・22・29・7/6	1日目:パナソニックアリーナグラウンド 2・3日目:たまゆら陸上競技場 (枚方市立陸上競技場)	第3位	8/24・31・9/7	箕面市第二総合運動場	地区予選敗退
バレーボール	一般男子	6/22	四條畷市立市民総合体育館	不参加	8/31	豊島体育館	不参加
	一般女子	6/22	四條畷市立市民総合体育館	不参加	8/24	庄内体育館	不参加
	女子2部	6/15	四條畷市立市民総合体育館	第3位	8/31	箕面市立第一総合運動場 スカイアリーナ	地区予選敗退
バスケットボール	一般男子	6/29・7/6	大東市立市民体育館	優勝	8/24・31	高槻市立総合スポーツセンター	1回戦敗退
	一般女子	6/29・7/6	大東市立市民体育館	第3位	8/24・31	高槻市立総合スポーツセンター	地区予選敗退
卓球	一般男子	6/22	KTM河本工業総合体育館 (枚方市立総合体育館)	優勝	8/24	五月山体育館	2回戦敗退
	一般女子	6/22	KTM河本工業総合体育館 (枚方市立総合体育館)	準優勝	8/24	五月山体育館	2回戦敗退
	男子2部	6/22	KTM河本工業総合体育館 (枚方市立総合体育館)	優勝	8/24	五月山体育館	1回戦敗退
	女子2部	6/22	KTM河本工業総合体育館 (枚方市立総合体育館)	準優勝	8/24	五月山体育館	準優勝
バドミントン	一般男子	6/15	門真市立総合体育館	1回戦敗退	8/31	茨木市立市民体育館	地区予選敗退
	一般女子	6/15	門真市立総合体育館	準優勝	8/31	茨木市立市民体育館	第3位
	男子2部	6/15	門真市立総合体育館	優勝	9/7	茨木市立市民体育館	第3位
	女子2部	6/15	門真市立総合体育館	準優勝	9/7	茨木市立市民体育館	第3位
テニス	一般男子	6/15・7/13	寝屋川公園テニスコート	優勝	8/31・9/7	忍頂寺スポーツ公園	優勝
	一般女子	6/15・7/13	深北緑地テニスコート	優勝	8/31・9/7	西河原公園南庭球場	2回戦敗退
ソフトテニス	一般男子	6/15・29	大枝公園テニスコート	優勝	8/24・31	箕面市第二総合運動場	2回戦敗退
	一般女子	6/15・29	大枝公園テニスコート	第4位	8/24・31	箕面市第二総合運動場	地区予選敗退
柔道	一般男子	—	—	—	8/24	武道館ひびき	不参加
	一般女子	—	—	—	8/24	武道館ひびき	不参加
剣道	一般の部	—	—	—	9/7	吹田市立武道館「洗心館」	3回戦敗退
弓道	一般男子	—	—	—	9/7	武道館ひびき	第8位
	一般女子	—	—	—	9/7	武道館ひびき	第9位
成績	男子総合	優勝		66.0点	第7位		57.5点
	女子総合	優勝		51.0点	第6位		53.5点
	男女総合	優勝		117.0点	第7位		111.0点
※参考		優勝	枚方市	117.0点	優勝	堺市	168.0点
男女総合順位		準優勝	寝屋川市	95.0点	準優勝	豊中市	167.0点
		第3位	大東市	89.0点	第3位	東大阪市	129.5点

③第75回北河内地区駅伝競走大会

期日＝令和8年2月1日(日) 会場＝淀川河川公園枚方地区周回コース 天候＝曇 派遣人数＝75名

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
Aチーム	第3位	第1位	第1位	第3位
Bチーム	第2位	第2位	第2位	途中棄権
Cチーム	第1位	－	途中棄権	－

※参考 各種目上位順位

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
第1位	枚方市C	枚方市A	枚方市A	守口市A
第2位	枚方市B	枚方市B	枚方市B	寝屋川市A
第3位	枚方市A	交野市	守口市A	枚方市A

④第75回大阪府市町村対抗駅伝競走大会

期日＝令和8年2月15日(日) 会場＝万博記念陸上競技場、万博記念公園自然文化園コース 派遣人数＝46名

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
Aチーム	第6位	途中棄権	第3位	第8位

※参考 各種目上位順位

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
第1位	豊中市A	吹田市A	茨木市A	泉大津市A
第2位	吹田市A	豊中市A	豊中市A	和泉市A
第3位	高槻市A	東大阪市A	枚方市A	茨木市A

⑤枚方市長杯争奪軟式野球大会、三島・北河内地区対抗柔道大会、枚方市駅伝競走大会、枚方ラグビーカーニバル

枚方市小学生スポーツcarnival

大会名	開催日	開催場所	参加者数
枚方市長杯争奪軟式野球大会	5/11～8/31	市内各グラウンド	一般 49チーム、学童 15チーム、ジュニア 11チーム(計 1,398名)
三島・北河内地区対抗柔道大会	11/9	KTM河本工業総合体育館 武道場	役員、一般 9名、小中学生 5名
枚方市駅伝競走大会	12/14	淀川河川公園枚方地区	一般男子 24チーム、一般女子 8チーム、中学男子 12チーム、中学女子 5チーム(計 408名)
2025枚方ラグビーカーニバル	6/15	たまゆら陸上競技場	参加者745名(体験会17名、講習会382名、イベント202名、招待試合144名)
小学生スポーツcarnival	9/20	KTM河本工業総合体育館	低学年(1～3年生)延べ271名、高学年(4～6年生)延べ89名、スポーツ体験750名(計 1,110名)

(2)競技大会開催事業

①主催事業

事業名	開催日	開催場所	参加者数
第49回「新春走ろうかい」-ひらかたハーフマラソン- ※スポーツくじ助成事業	1/12	淀川左岸河川敷コース	3,978名
ひらかた市民オリンピック	10/13	枚方市立総合スポーツセンター (KTM河本工業総合体育館、たまゆら陸上競技場)	体育館 184名 競技場 164名 348名

(3) 枚方市子ども夢基金活用事業

① スポーツチャレンジフェスタ2025

開催日: 10月11日(土) 場所: たまゆら陸上競技場

時間: (午前の部) 9時45分～11時15分 (午後の部) 12時00分～15時30分

内容: 午前の部 ミニ陸上&ミニパラ陸上チャレンジ

午後の部 トークイベント「夢をあきらめない」福島千里さん、村上幸史さん、秦澄美鈴選手、井谷俊介選手

陸上クリニック、アスリートと一緒にリレー

イベントプログラム 定員 午前150名・午後150名、申込者数 午前207名・午後136名、当日参加 午前146名・午後94名、観覧96名

自由体験 50m走測定 191名、走幅跳体験 137名、ジャベリックスロー体験 172名

競技用義足体験 127名、各種車いす体験 99名、eスポーツ体験 72名

2. スポーツ啓発事業

(1) スポーツ教室事業

① 健康スポーツ事業

事業名	開催日(回数)	開催場所	参加者数
楽10体操 定期講習会	279回	KTM河本工業総合体育館、昌栄工務店ひらかた渚体育館、誠信建設工業伊加賀SC、イズミヤ	延べ4,612名
健康測定 & eスポーツ体験	11/7～28 4回	枚方市総合文化芸術センター 別館	延べ80名
健康測定 & eスポーツ体験(握力測定、太鼓のゲーム)	12/20	花園ラグビー場	延べ181名
スポーツ教室(無関心層、働き世代、子育て世代)・ウォーキング教室	6/8	鶴見緑地公園	10名
	11/9	万博記念公園	9名

② SNSを活用した健康スポーツ事業の取り組み

事業名	開催日(回数)	開催場所	参加者数
SNS活用スポーツ活動「動画配信」	年間	枚方市スポーツ協会公式 YouTubeにて配信 (チャンネル登録者数 632名)	総動画数 59動画 (総再生回数約 123,231回) 2026/3/31現在

③ オーダーメイドプログラム(健康パッケージ提供事業)

事業内容	実施団体		実施回数	参加者数
オーダーメイドプログラム	地域団体	枚方体操クラブ、JA北河内 他	223回	延べ2,336名
	企業団体	日本精線株式会社、河本工業株式会社、コマツ大阪工場 他	102回	延べ2,698名

④ 枚方市内企業へ健康経営の取り組み

事業内容	開催日等	開催場所	参加者数
健康経営セミナー	2/27(金) 14時～16時10分	枚方市総合文化芸術センター ひらしんイベントホール (会場およびオンライン配信)	(事前申し込み) 会場30名、オンライン172名 (当日) 会場26名、オンライン110名 (アーカイブ視聴回数 340回)
健康経営企業相談	川口脳神経外科リハビリクリニック、ダイコロ株式会社、山進産業株式会社、共和ゴム株式会社 株式会社REOL、日本精線株式会社、河本工業株式会社、コマツ大阪工場 他		

⑤ その他スポーツ事業

事業名	開催日	開催場所	参加者数
ボディシェイプ、ピラティス、やさしいハイアンフラ他	年間	KTM河本工業総合体育館、ヨミハン大津ビル 他	延べ16,252名

(2) 高齢者健康スポーツ教室事業(枚方市からの受託事業)

事業名	開催日	開催場所	参加者数(内容)	
ひらかた健活フェスタ	10/23	ニッペパーク岡東中央	1,805名	
ひらかた元気 くらわんか体操	年間	生涯学習市民センター等	マスター教室	延べ454名
	年間	オンライン	高齢者のためのオンライン教室	延べ4,262名
	年間	地域集会所等	体験出前講座	3団体(延べ70名)
	年間	生涯学習市民センター等	普及リーダー養成講座	延べ145名
	2/21	枚方市総合文化芸術センター 別館	普及リーダーフォローアップ講習会	45名
	年間	市内集会所他	体力測定会	26団体(延べ365名)
	3/17	枚方市総合文化芸術センター 別館	実践グループ交流会	10団体(15名)
企業まるごと運動習慣向上プロジェクト	8/30	KTM河本工業総合体育館	企業対抗運動会	13社19チーム 延べ283名
	年間	昌栄工務店ひらかた渚体育館他	働く世代の運動機会	延べ129名
ウォーキングイベント	年間	牧野～石清水八幡宮	トライアル月間	延べ506名
	2月	各所	企業ウォークチャレンジ	26チーム 112名

(3) スポーツサポーターズバンク事業

※()内はオンライン参加数

事業名	開催日	開催場所(団体)	参加者数
スポーツインストラクター養成講座、健康・高齢者スポーツ講習会(健康運動指導士更新単位認定講習)			
成長期アスリートを育てるトレーニングと安全管理	8/24	昌栄工務店ひらかた渚体育館フィットネスルーム	15名
高齢者の“動ける体”を支える運動指導・疾患から日常動作までのトータルアプローチ	1/25	昌栄工務店ひらかた渚体育館フィットネスルーム	33名
フォローアップ、楽10体操インストラクター講習及びフォローアップ研修			
楽10インストラクター 養成講座	3/5	昌栄工務店ひらかた渚体育館フィットネスルーム	9名
楽10インストラクター フォローアップ講習会	3/5	昌栄工務店ひらかた渚体育館フィットネスルーム、オンライン	8名(4名)
「普通救命講習会(AED講習)」 講師:消防本部 地域防災向上センター(3名)	3/14	昌栄工務店ひらかた渚体育館フィットネスルーム	24名
指導者派遣	JA北河内、総合文化芸術センター、北大阪商工会議所他		224回

(4) 障害者社会参加促進事業(スポーツ講習会)(枚方市からの受託事業)

事業内容	開催日	開催場所	参加者数
①車いすバドミントン&モルック体験会	7/30	昌栄工務店ひらかた渚体育館	13名、介助者 6名
②eスポーツ&スポーツ吹矢体験会	10/4	ラポールひらかた 大研修室	9名、介助者 3名
③ボッチャ&楽10体操体験会	1/30	KTM河本工業総合体育館 武道場	18名、介助者 8名

(5) 賑わい創出事業

①ひらかた街ぶらロゲイニング

日時:3月15日(日) 午前10時00分～午後2時30分 場所:ニッペパーク岡東中央

内容:子どもから大人まで楽しみながら枚方のスポットを巡り、ゲーム感覚でスポーツに興味関心を持ちながら、

枚方の新しい魅力、発見を街歩きで見つけて健康づくりができるイベント

参加者:	種別	エンジョイ	チャレンジ	個人	合計
	事前申込数	25チーム(73名)	2チーム(5名)	2チーム(2名)	29チーム(80名)
	当日参加数	23チーム(69名)	2チーム(5名)	2チーム(2名)	27チーム(76名)

②親子わくわくパークフェスタ

日時:3月15日(日) 午前10時00分～午後3時00分 場所:ニッペパーク岡東中央

内容:公園で気軽にいろんなスポーツにチャレンジできる場所を提供することで、親子でスポーツを楽しんでもらい、

スポーツに興味や関心を持ってもらえるイベント

参加者: 教室プログラム かけっこ教室 事前申込 48名・体験 38名、親子キックエクササイズ 事前申込 16名・体験 39名

木育ワークショップ 事前申込 39名・体験 28名 合計 105名

体験プログラム ふわふわトランポリン 133名、ワンゴールバスケット 268名、ストラックアウト 298名

グラウンド・ゴルフ 253名、大阪体操クラブ体験 374名、カヌーフォトスポット 120名

スポーツ相談コーナー 5名 合計 1,451名

(6)他団体との協力事業(障害者・高齢者・子ども・健常者等とのコミュニティスポーツ事業)

事業名	開催日	開催場所	参加者数
スペシャルオリンピックス 近畿ブロック卓球競技会 ※共催	6/21	KTM河本工業総合体育館	270名
車いすバスケットボール体験会(車いすバスケ大会ビリケンカップ) ※共催	9/15	KTM河本工業総合体育館	12名
トリプルバドミントン交流大会(みんなの学校 とれぶりんか) ※共催	9/23	昌栄工務店ひらかた渚体育館	47名
淀川河川公園ふれあいマラソン大会 ※ふれあいマラソンの支援 *雨天中止	11/9	淀川河川公園 枚方地区	申込 258名

(7)スポーツ振興特別事業

①加盟団体スポーツ教室

種目団体名	教室等事業名	開催日	日数
枚方市陸上競技協会	2025ジュニア陸上競技クリニック	12/6	1
枚方市軟式野球連盟	審判講習会	1/25	1
枚方市ソフトテニス連盟	初心者ソフトテニス教室	9/10～11/12	10
枚方市卓球連盟	中学生卓球講習会	8/20	1
枚方市柔道連盟	柔道体験教室	6/28	1
枚方市バレーボール連盟	チーム審判指導講習会	12/6	1
枚方スキー協会	役員研修	2/14～15	2
枚方市野外活動協会	雪山登山	2/15	1
枚方市剣道連盟	小学生、中学生合同稽古会	8/2・7/20・1/11	3
枚方市サッカー連盟	審判講習会	2/28	1
枚方市水泳協会	学童スイミングクラブ	7/22～25	4
枚方市テニス協会	車いすテニス教室	4/1～3/31	12
枚方市少林寺拳法協会	少林寺拳法教室	11/16	1
枚方市ソフトボール協会	中学生ソフトボール教室	3/7	1
枚方市空手道連盟	組手強化合同練習会	2/8	1
枚方市バドミントン連盟	中・上級者バドミントン講習会	2/15	1
枚方市相撲連盟	相撲教室	4/20・27・5/4・10/19・11/2	5
枚方市バスケットボール協会	指導者、審判、オフィシャル講習会	4/6・3/20	2
枚方市カヌー協会	木津川カヌーツーリング	7/27	1
枚方市ゲートボール協会	審判員技能研修会	6/12・26・10/23・11/13	4
枚方市弓道連盟	弓道錬成教室	4/19～3/21	12
枚方市スポーツチャンバラ協会	スポーツチャンバラ体験会	4/19・26・5/17・24	4
枚方市グラウンド・ゴルフ連合会	グラウンド・ゴルフ教室	5/17・6/7・10/18	3
枚方市ドッジボール協会	ボールは友だちフェスタ(ドッジボール教室)	5/18・11/23	2
枚方市ソフトバレーボール協会	審判講習会	5/11	1
枚方市インディアカ協会	インディアカ教室	4/26・7/12・10/25・2/21	4

②事務局職員等講習会参加事業

項 目	実施時期	参加人数
健康経営関係のオンラインセミナー	年間	2名
スポーツ庁事業関係のオンラインセミナー	年間	2名
公益法人協会 会計セミナー	10/16	3名
メンタルヘルス研修	11/5	1名
学校部活動地域移行に関するオンラインセミナー	年間	1名

3.スポーツ施設活用事業

枚方市内民間企業スポーツ施設開放事業(枚方市からの受託事業)

企 業 名	施 設 名	開放件数	申込件数
日本精線(株)	テニスコート	568	528
パナソニック スポーツ(株)	テニスコート	2,681	376
	グラウンド	10	10
コマツ大阪工場	テニスコート	728	671

4.その他協力事業

事業名	開催日	備考
第26回枚方市民チャリティゴルフ大会	9/1	実行委員会に参画、実行委員会事務局
健康医療都市ひらかたコンソーシアム	年間	西邨会長＝委員
枚方市スポーツ推進審議会	年間	西邨会長＝委員
枚方フェスティバル協議会	年間	戸梶副会長＝監査
枚方市社会教育委員	年間	弓手副会長＝委員
市民憲章を推進する会	年間	弓手副会長＝運営委員
枚方市社会福祉協議会	年間	弓手副会長＝評議員

《総合型地域スポーツクラブの運営・支援事業》

1. 入会状況(令和8年3月31日現在)

◎レギュラー 182名 ◎中学生以下 270名 ◎ファミリー 15名 合計 467名

収益事業

《利用者の利便性向上事業》

1. ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブオリジナルグッズの作成、販売事業
2. 自主事業の物品販売

その他の事業

《スポーツ施設のスポーツ事業》

1. その他施設事業

事業名	開催日	開催場所	延べ参加者数
サッカースクール、グラウンド・ゴルフDAY 他	年間	都市公園有料施設 他	3,455名

正味財産増減計算書

(令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月31日まで)

(単位:円)

科 目	令和7年度	令和6年度	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
公益目的事業	183,181,768	173,384,089	9,797,679
市民スポーツ普及啓発事業	158,056,268	149,637,429	8,418,839
スポーツ大会事業収益	27,437,744	24,097,197	3,340,547
受取総合体育大会等事業運営費	36,430,000	35,187,000	1,243,000
受取枚方市小学生スポーツcarnival運営費	3,985,693	4,157,437	△ 171,744
受取枚方ラグビーカーニバル運営費	1,973,240	1,583,900	389,340
受取オリンピック・パラリンピック関連イベント運営費	0	3,440,000	△ 3,440,000
スポーツ啓発事業収益	31,348,240	26,955,050	4,393,190
受取補助金	38,099,004	37,763,207	335,797
受取高齢者スポーツ事業運営費	5,838,400	4,707,000	1,131,400
受取こども夢基金事業運営費	7,112,000	5,609,000	1,503,000
受取障がい者スポーツ事業運営費	398,000	378,000	20,000
枚方市民間施設開放事業費	4,722,000	4,167,000	555,000
基本財産運用益	12,500	12,500	0
諸収益	254,447	1,160,138	△ 905,691
受取負担金	270,000	270,000	0
受取寄付金	175,000	150,000	25,000
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	25,125,500	23,746,660	1,378,840
収益事業	1,582,016	2,331,358	△ 749,342
利用者の利便性向上事業	1,582,016	2,331,358	△ 749,342
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	1,074,707	1,523,676	△ 448,969
協会事業収益	507,309	807,682	△ 300,373
その他の事業	9,703,490	9,677,877	25,613
その他事業収益	1,384,200	2,795,800	△ 1,411,600
事業参加料収益	1,384,200	2,795,800	△ 1,411,600
受取助成金	8,319,290	6,882,077	1,437,213
受取助成金	8,319,290	6,882,077	1,437,213
法人会計	4,067,343	4,981,900	△ 914,557
経常収益計	198,534,617	190,375,224	8,159,393

(単位:円)

科 目	令和7年度	令和6年度	差 異
(2) 経常費用			
公益目的事業	186,346,507	175,868,749	10,477,758
市民スポーツ普及啓発事業	159,400,857	151,162,465	8,238,392
総合体育大会等運営費	35,249,202	34,342,468	906,734
枚方市小学生スポーツcarnival	3,848,156	3,002,526	845,630
枚方ラグビーカーニバル大会	1,708,229	1,335,659	372,570
オリンピック・パラリンピック関連イベント運営費	0	2,899,603	△ 2,899,603
スポーツ大会等事業費	43,442,436	39,006,052	4,436,384
スポーツ啓発事業費	67,082,986	63,341,653	3,741,333
協会事務費	12,145,211	11,724,458	420,753
スポーツ教室等事業費	11,896,978	11,242,275	654,703
サポーターズバンク事業費	6,502,899	6,239,654	263,245
活動補助事業費	540,000	1,756,698	△ 1,216,698
委託事業費	6,343,260	5,005,988	1,337,272
スポーツ振興特別事業費	1,589,635	1,801,446	△ 211,811
健康スポーツ事業費	20,154,036	18,095,203	2,058,833
市民スポーツ応援サポート事業費	4,845,837	4,459,043	386,794
地域・競技スポーツコンサルティング事業費	3,065,130	3,016,888	48,242
高齢者スポーツ事業運営費	3,813,114	3,720,925	92,189
障がい者スポーツ事業運営費	232,740	324,599	△ 91,859
枚方市民間施設開放事業費	3,839,995	3,188,977	651,018
市民スポーツ普及啓発事業費	183,999	3	183,996
総合型地域スポーツクラブ育成事業	26,945,650	24,706,284	2,239,366
収益事業費	939,092	1,339,536	△ 400,444
利用者の利便性向上事業	939,092	1,339,536	△ 400,444
その他の事業	1,449,453	2,260,441	△ 810,988
スポーツ施設管理運営事業	1,449,453	2,260,441	△ 810,988
その他施設事業費	1,449,453	2,260,441	△ 810,988
一般管理費	3,794,486	6,287,788	△ 2,493,302
経常費用計	192,529,538	185,756,514	6,773,024
当期経常増減額	6,005,079	4,618,710	1,386,369

(単位:円)

科 目	令和7年度	令和6年度	差 異
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	990,000	0	990,000
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	990,000	0	990,000
税引前当期一般正味財産増減額	6,995,079	4,618,710	2,376,369
法人税等	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	6,925,079	4,548,710	2,376,369
一般正味財産期首残高	32,778,270	28,229,560	4,548,710
一般正味財産期末残高	39,703,349	32,778,270	6,925,079
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	2,000,000	2,000,000	0
指定正味財産期末残高	2,000,000	2,000,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	41,703,349	34,778,270	6,925,079

貸借対照表
令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金	326,384	349,345	0		675,729
つり銭①	8,500	0	0		8,500
現金①	297,884	349,345	0		647,229
現金②	20,000	0	0		20,000
預金	11,379,920	21,284,989	2,849,930		35,514,839
普通預金りそな銀行①	834,900	9,910,405	0		10,745,305
普通預金りそな銀行②	463,405	2,528,073	0		2,991,478
普通預金北河内農協①	2,023,473	3,785,533	0		5,809,006
普通預金北河内農協②	5	0	0		5
普通預金枚方信用金庫①	1,625,997	2,989,694	0		4,615,691
普通預金枚方信用金庫②	3,932,806	2,071,284	2,849,930		8,854,020
定期預金北河内農協	2,499,334	0	0		2,499,334
未収金	22,760,497	110,650	0		22,871,147
前払金	895,316	0	13,800		909,116
仮払金	79,750	0	0		79,750
立替金	636,893	0	0		636,893
商品	0	186,675	0		186,675
内部会計勘定	2,281,100	2,553,891	△ 4,834,991	0	—
公益目的事業①	△ 1,226,213	20,010,802	942,893	△ 19,727,482	—
公益目的事業②	△ 204,445	△ 2,196,756	0	2,401,201	—
公益目的事業共通	1,430,658	△ 21,038,039	0	19,607,381	—
収益事業	△ 606,868	△ 2,079,143	△ 1,988,781	4,674,792	—
その他事業	3,830,861	2,079,143	△ 3,789,103	△ 2,120,901	—
法人会計	△ 942,893	5,777,884	0	△ 4,834,991	—
流動資産合計	38,359,860	24,485,550	△ 1,971,261		60,874,149
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
投資有価証券	2,500,000	0	0		2,500,000
基本財産合計	2,500,000	0	0		2,500,000
(2) 特定資産					
職員退職給付引当資産	79,963,925	26,098,656	6,591,543		112,654,124
特定資産合計	79,963,925	26,098,656	6,591,543		112,654,124
(3) その他固定資産					
車両運搬具	2	1	0		3
什器備品	551,006	2	0		551,008
ソフトウェア	825,000	0	0		825,000
その他固定資産合計	1,376,008	3	0		1,376,011
固定資産合計	83,839,933	26,098,659	6,591,543		116,530,135
資産合計	122,199,793	50,584,209	4,620,282		177,404,284
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	8,081,121	1,824,720	253,283		10,159,124
未払消費税等	1,917,932	169,015	231,753		2,318,700
未払法人税等	0	70,000	0		70,000
前受金	2,650,370	449,760	0		3,100,130
預り金	0	0	35,735		35,735
仮受金	2,164,302	0	0		2,164,302
賞与引当金	4,865,520	104,280	229,020		5,198,820
流動負債合計	19,679,245	2,617,775	749,791		23,046,811
2. 固定負債					
職員退職給付引当金	79,963,925	26,098,656	6,591,543		112,654,124
固定負債合計	79,963,925	26,098,656	6,591,543		112,654,124
負債合計	99,643,170	28,716,431	7,341,334		135,700,935
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
寄付金	2,000,000	0	0		2,000,000
指定正味財産合計	2,000,000	0	0		2,000,000
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(0)	(0)		(2,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)		(0)
2. 一般正味財産					
一般正味財産	20,556,623	21,867,778	△ 2,721,052		39,703,349
(うち基本財産への充当額)	(500,000)	(0)	(0)		(500,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)		(0)
正味財産合計	22,556,623	21,867,778	△ 2,721,052		41,703,349
負債及び正味財産合計	122,199,793	50,584,209	4,620,282		177,404,284

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金			675,729
	つり銭①	手元保管	教室参加料釣銭として	8,500
	現金①	手元保管(協会事務局)	運転資金として	647,229
	現金②	手元保管(HKSC事務局)	運転資金として	20,000
	預金			35,514,839
	普通預金りそな銀行①	りそな銀行 枚方支店	運転資金として	10,745,305
	普通預金りそな銀行②	りそな銀行 枚方支店	運転資金として	2,991,478
	普通預金北河内農協①	JA北河内 菅原支店	運転資金として	5,809,006
	普通預金北河内農協②	JA北河内 菅原支店	運転資金として	5
	普通預金枚方信用金庫①	枚方信用金庫 本店営業部	運転資金として	4,615,691
	普通預金枚方信用金庫②	枚方信用金庫 本店営業部	運転資金として	8,854,020
	定期預金北河内農協	JA北河内 菅原支店	運転資金として	2,499,334
	未収金	委託料等に対する未収金	枚方市各種事業委託等未収金	22,871,147
	前払金	保険料等に対する前払金	令和8年度各種保険料等として	909,116
	仮払金	使用料賃借料等に対する仮払金	HKSC事業の施設使用料として	79,750
	立替金	使用料賃借料等に対する立替金	スポーツ教室等施設使用料として	636,893
	商品	附属明細書のとおり	販売用HKSCオリジナルグッズの在庫	186,675
流動資産合計				60,874,149
(固定資産)	基本財産			
	投資有価証券	野村証券 大阪支店	基本財産として(公益目的保有財産)	2,500,000
	特定資産			
	職員退職給付引当資産	JA北河内 菅原支店 枚方信用金庫 本店営業部 大和証券 茨木支店	職員8名に対する退職金の支払いとして	112,654,124
	その他固定資産			
	車両運搬具	事務局	共有財産、うち公益目的事業ように75%、収益事業及び管理目的に25%を使用している	3
	什器備品	事務局	公益目的保有財産 (スポーツタイマー・スポーツプリンター)	551,008
	ソフトウェア	事務局	公益目的保有財産 (モーショントレーニングシステム)	825,000
固定資産合計				116,530,135
資産合計				177,404,284
(流動負債)	未払金	附属明細書のとおり	3月分職員手当・賞金等の未払い	10,159,124
	未払消費税等		令和7年度確定消費税の未払い分	2,318,700
	未払法人税等		令和7年度確定法人税の未払い分	70,000
	前受金		令和7年度教室参加料等の前受金	3,100,130
	預り金		3月分賞金等の所得税等	35,735
	仮受金		事業参加料等オンライン決済払い分	2,164,302
	賞与引当金		令和8年度夏季一時金の支払いとして	5,198,820
	流動負債合計			23,046,811
(固定負債)				
	職員退職給付引当金		職員8名に対する退職金の支払いとして	112,654,124
固定負債合計				112,654,124
負債合計				135,700,935
正味財産				41,703,349

財務諸表に対する注記

令和8年3月31日現在

法人全体

「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日 令和2年5月15日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①固定資産の減価償却方法は、定額法で行っている。

(2) 消費税等の会計処理

①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金については、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	4,995,000	5,198,820	4,995,000	5,198,820

②退職給付引当金については、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上している。

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
職員退職給付引当金	103,855,291	8,798,833	0	0	112,654,124

(4) リース取引の処理方法

①ファイナンスリース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

②オペレーティングリース取引

オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券は購入時の取得価格によっている。なお、取得価格と債券金額との差額について重要性が乏しいため、償却原価法は採用していない。

(6) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産の評価基準及び評価方法は個別法による原価法を採用している。なお、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に処理する方法を採用している。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	2,500,000	0	0	2,500,000
小 計	2,500,000	0	0	2,500,000
特定資産				
職員退職給付引当資産	103,855,291	8,798,833	0	112,654,124
周年記念事業積立資産	0	0	0	0
スポーツ教室積立資産	0	0	0	0
小 計	103,855,291	8,798,833	0	112,654,124
合 計	106,355,291	8,798,833	0	115,154,124

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
投資有価証券	2,500,000	2,000,000	500,000	—
小 計	2,500,000	2,000,000	500,000	—
特定資産				
職員退職給付引当資産	112,654,124	0	0	112,654,124
周年記念事業積立資産	0	0	0	0
スポーツ教室積立資産	0	0	0	0
小 計	112,654,124	0	0	112,654,124
合 計	115,154,124	2,000,000	500,000	112,654,124

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車両運搬具	4,025,370	4,025,367	3
什器備品	4,672,025	4,121,017	551,008
ソフトウェア	990,000	165,000	825,000
合 計	9,687,395	8,311,384	1,376,011

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の 記載区分
補助金						
受取走ろうかい事業補助金	枚方市ｽﾎｰﾂ振興課	0	9,051,675	9,051,675	0	一般正味財産
受取健康スポーツ事業補助金	枚方市ｽﾎｰﾂ振興課	0	12,830,329	12,830,329	0	一般正味財産
受取市民オリンピック事業補助金	枚方市ｽﾎｰﾂ振興課	0	2,525,000	2,525,000	0	一般正味財産
受取スポーツサポーターズバンク 事業補助金	枚方市ｽﾎｰﾂ振興課	0	6,034,000	6,034,000	0	一般正味財産
受取市民スポーツ応援サポート 事業補助金	枚方市ｽﾎｰﾂ振興課	0	4,644,000	4,644,000	0	一般正味財産
受取地域・競技スポーツ コンサルティング事業補助金	枚方市ｽﾎｰﾂ振興課	0	3,014,000	3,014,000	0	一般正味財産
合 計		0	38,099,004	38,099,004	0	

6 助成金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

助成金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の 記載区分
助成金						
スポーツ振興くじ助成金	独立行政法人 日本ｽﾎｰﾂ振興センﾀｰ	0	6,169,000	6,169,000	0	一般正味財産
子どもゆめ基金助成金	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	0	2,150,290	2,150,290	0	一般正味財産
合 計		0	8,319,290	8,319,290	0	

7 リース取引関係

(1) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：円)

未経過リース料期末残高相当額	ビジネスフォン (事務局)
1年以内	158,796
1年超	13,233
合 計	172,029

8 満期保有目的の債券の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価格	時価	評価損益
第158回利付国債（野村證券）	2,500,000	2,056,053	▲ 443,947
合 計	2,500,000	2,056,053	▲ 443,947

監査報告書

公益財団法人枚方市スポーツ協会

代表理事 西 邨 定 実 様

令和8年 6月 4日

監 事 村田 幹雄



監 事 古川 昌純



私 監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

債権の放棄について

枚方市債権管理及び回収に関する条例（平成 29 年枚方市条例第 35 号）第 19 条の規定により、令和 7 年度において市の債権を放棄したので、同条例第 20 条の規定により議会に報告する。

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

債権放棄調書

債権の名称：障害者医療助成返還金

所 管：市民生活部 医療助成・児童手当課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	1 件	190 円
合計	1 件	190 円

債権の名称：児童手当返還金

所 管：市民生活部 医療助成・児童手当課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	2 件	35,000 円
合計	2 件	35,000 円

債権の名称：児童扶養手当返還金

所 管：市民生活部 医療助成・児童手当課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 1 号事由（生活困窮）	1 件	31,230 円
合計	1 件	31,230 円

債権の名称：くらしの資金貸付金

所 管：健康福祉部 健康福祉総合相談課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	5 件	95,000 円
条例第 19 条第 5 号事由（限定承認、相続放棄、相続人不存在）	3 件	275,000 円
条例第 19 条第 6 号事由（私債権の時効期間満了）	1 件	95,000 円
合計	9 件	465,000 円

債権の名称：公立保育所給食費

所 管：子ども未来部 公立保育幼稚園課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	12 件	21,000 円
合計	12 件	21,000 円

債権の名称：母子父子寡婦福祉資金貸付金

所 管：子ども未来部 まるっとこどもセンター

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 2 号事由（破産免責）	2 件	2,008,751 円
条例第 19 条第 6 号事由（私債権の時効期間満了）	2 件	1,863,463 円
合計	4 件	3,872,214 円

債権の名称：水道料金

所 管：上下水道部 上下水道財務課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 2 号事由（破産免責）	61 件	338,293 円
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	311 件	2,051,077 円
条例第 19 条第 6 号事由（私債権の時効期間満了）	495 件	1,528,730 円
合計	867 件	3,918,100 円

債権の名称：損害賠償請求権（修繕工事収益）

所 管：上下水道部 上水道保全課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	3 件	52,824 円
合計	3 件	52,824 円

債権の名称：個人未収金（診療報酬）

所 管：市立ひらかた病院事務局 医事課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 1 号事由（生活困窮）	9 件	670,205 円
条例第 19 条第 2 号事由（破産免責）	2 件	90,464 円
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	40 件	68,183 円
条例第 19 条第 5 号事由（限定承認、相続放棄、相続人不存在）	45 件	1,229,944 円
条例第 19 条第 6 号事由（私債権の時効期間満了）	4 件	271,297 円
合計	100 件	2,330,093 円

以上 9 債権 999件 10,725,651 円 を令和 8 年 3 月 31 日付で放棄したもの。

報告第14号

令和7年度枚方市基金の運用状況について

令和7年度枚方市基金の運用状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会に提出する。

令和8年（2026年）8月28日提出

枚方市長 伏見 隆

(その1)

令和7年度枚方市土地開発基金の運用状況調書

1. 基金の額 1, 215, 620, 000 円

2. 基金の運用による年度間の増減移動

(単位: 円)

区分	運 用 状 況		月末貸付累計	月末基金残額	備考
	貸付額	返済額			
7年4月	0	0	715,450,000	0	
5月	0	0	715,450,000	0	
6月	0	0	715,450,000	0	
7月	0	0	715,450,000	0	
8月	0	0	715,450,000	0	
9月	0	0	715,450,000	0	
10月	0	0	715,450,000	0	
11月	0	0	715,450,000	0	
12月	0	0	715,450,000	0	
8年1月	0	0	715,450,000	0	
2月	0	0	715,450,000	0	
3月	500,169,088	0	1,215,619,088	912	
計	500,169,088	0			

令和7年度枚方市土地開発基金の審査意見書

令和7年度枚方市土地開発基金の審査意見は、令和7年度基金の運用状況に関する調書審査意見書に記載のため別冊参照。

(その2)

令和7年度枚方市水洗便所等改造資金融資基金の運用状況調書

1. 基金の運用状況

(単位:円)

基金名	基金の額	預託額
枚方市水洗便所等改造資金融資基金	10,000,000	10,000,000

2. 融資の状況

(単位:件・円)

事業名	融資限度額	融資可能額	前年度末貸付残高	
			件数	融資額
水洗便所等改造資金助成事業	30,000,000	28,979,465	10	1,020,535

事業名	本年度融資額		本年度返済額		本年度末貸付残高	
	件数	融資額	件数	融資額	件数	融資額
水洗便所等改造資金助成事業	0	0	10	776,748	5	243,787

* 融資限度額は金融機関との契約による

* 本年度返済件数10件のうち、5件が完済となります。

令和7年度枚方市水洗便所等改造資金融資基金の審査意見書

令和7年度枚方市水洗便所等改造資金融資基金の審査意見は、令和7年度基金の運用状況に関する調書審査意見書に記載のため別冊参照。

令和7年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の精算報告について

令和7年度大阪府枚方市水道事業会計継続費精算報告書が提出されたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により議会に報告する。

令和8年（2026年）8月28日提出

枚方市長 伏見 隆

令和7年度大阪府枚方市水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					支 払 義 務 発 生 額
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	損 益 勘 定 留 保 資 金	
資本的 支 出	建 設 改 良 費	送 配 水 管 更 新 事 業	平成 29	55,000,000	38,000,000	-	-	17,000,000	48,467,160
			30	80,000,000	56,000,000	-	-	24,000,000	58,506,840
			令和 元	101,000,000	54,800,000	22,666,000	-	23,534,000	101,660,900
			2	15,000,000	10,000,000	-	-	5,000,000	20,833,806
			3	144,000,000	88,500,000	16,479,000	6,220,000	32,801,000	140,886,900
			4	150,000,000	99,000,000	16,987,000	-	34,013,000	91,352,800
			5	223,000,000	140,000,000	6,666,000	-	76,334,000	257,560,600
			6	359,000,000	256,000,000	-	17,000,000	86,000,000	171,635,400
			7	-	-	-	-	-	162,522,864
			計	1,127,000,000	742,300,000	62,798,000	23,220,000	298,682,000	1,053,427,270
		北 中 振 他 配 水 管 整 備 事 業	令和 4	2,000,000	-	-	-	2,000,000	-
			5	214,000,000	192,000,000	-	-	22,000,000	22,747,978
			6	398,000,000	358,000,000	-	-	40,000,000	388,633,900
			7	-	-	-	-	-	129,584,900
			計	614,000,000	550,000,000	-	-	64,000,000	540,966,778

会計継続費精算報告書

(単位：円)

実 績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
企 業 債	国 補 助 金	府 他 会 計 出 資 金 等	損 益 勘 定 留 保 資 金		企 業 債	国 補 助 金	府 他 会 計 出 資 金 等	損 益 勘 定 留 保 資 金
37,900,000	-	-	10,567,160	6,532,840	100,000	-	-	6,432,840
21,341,000	-	-	37,165,840	21,493,160	34,659,000	-	-	▲ 13,165,840
58,000,000	22,666,000	-	20,994,900	▲ 660,900	▲ 3,200,000	-	-	2,539,100
-	-	-	20,833,806	▲ 5,833,806	10,000,000	-	-	▲ 15,833,806
86,100,000	16,479,000	1,629,640	36,678,260	3,113,100	2,400,000	-	4,590,360	▲ 3,877,260
62,300,000	16,987,000	-	12,065,800	58,647,200	36,700,000	-	-	21,947,200
162,700,000	6,666,000	-	88,194,600	▲ 34,560,600	▲ 22,700,000	-	-	▲ 11,860,600
113,400,000	-	16,981,158	41,254,242	187,364,600	142,600,000	-	18,842	44,745,758
115,200,000	-	-	47,322,864	▲ 162,522,864	▲ 115,200,000	-	-	▲ 47,322,864
656,941,000	62,798,000	18,610,798	315,077,472	73,572,730	85,359,000	-	4,609,202	▲ 16,395,472
-	-	-	-	2,000,000	-	-	-	2,000,000
19,700,000	-	-	3,047,978	191,252,022	172,300,000	-	-	18,952,022
318,400,000	-	7,252,520	62,981,380	9,366,100	39,600,000	-	▲ 7,252,520	▲ 22,981,380
105,400,000	-	5,462,231	18,722,669	▲ 129,584,900	▲ 105,400,000	-	▲ 5,462,231	▲ 18,722,669
443,500,000	-	12,714,751	84,752,027	73,033,222	106,500,000	-	▲ 12,714,751	▲ 20,752,027

令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和7年度健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定により、令和7年度資金不足比率をそれぞれ、監査委員の意見（別冊）を付けて議会に報告する。

令和8年（2026年）8月28日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 健全化判断比率の状況

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.7	—

2. 資金不足比率の状況

（単位：％）

水道事業会計	病院事業会計	下水道事業会計
—	—	—

<参考>

早期健全化基準、財政再生基準及び経営健全化基準について

（単位：％）

	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率	資金不足 比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0	
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		
経営健全化基準					20.0

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年（2026年）8月28日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 専決事項 和解について（1件）

専決第4号

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解について、次のとおり専決処分をする。

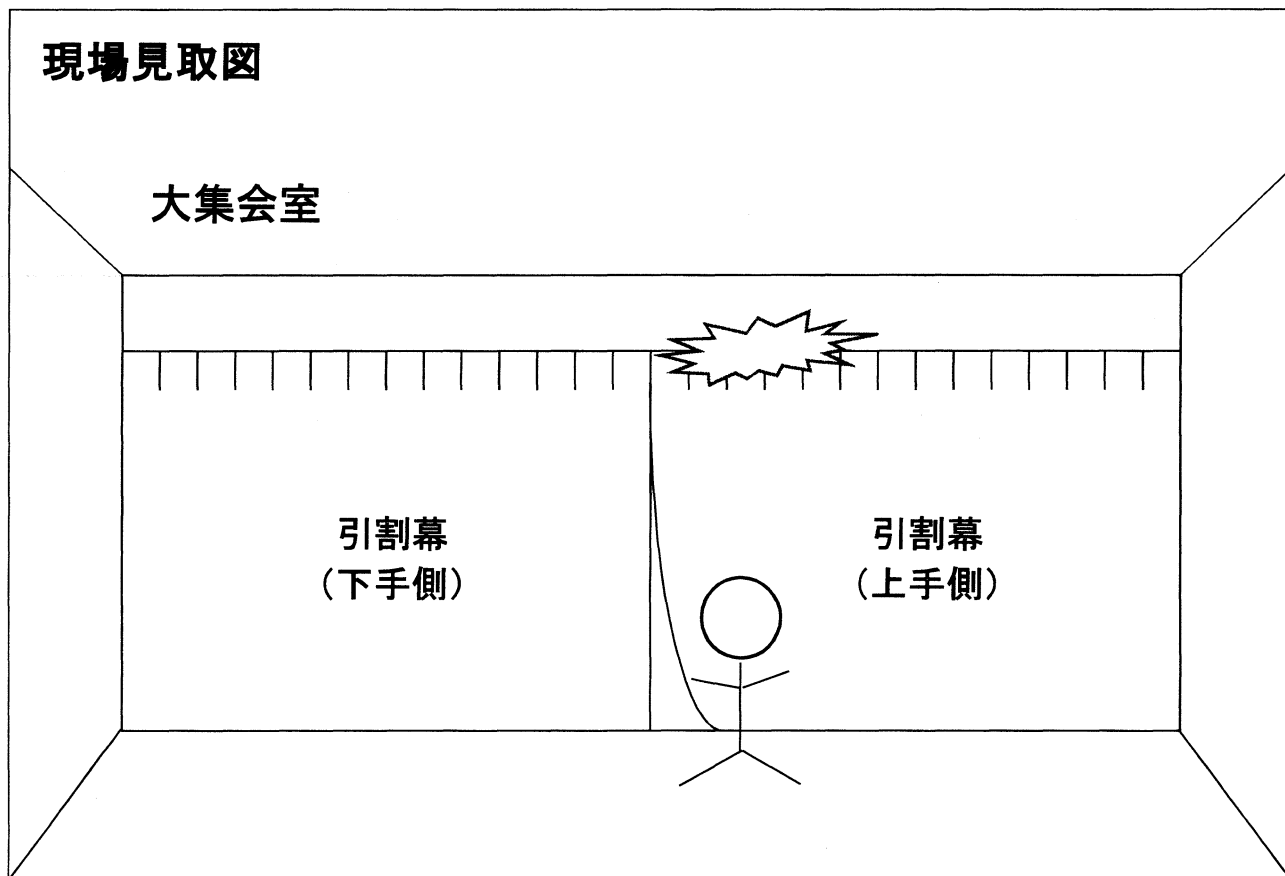
令和8年（2026年）8月18日専決

枚方市長 伏 見 隆

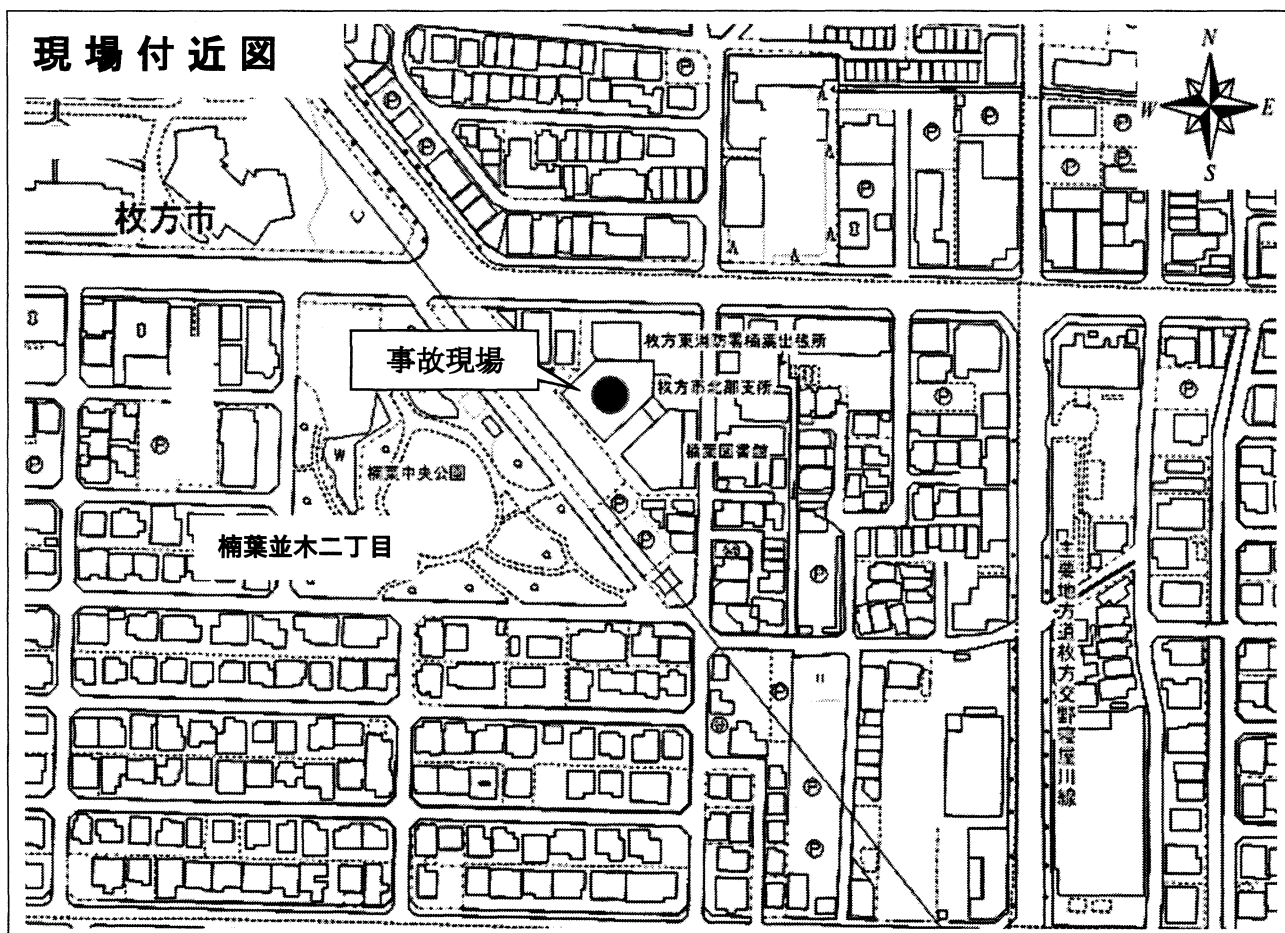
記

1. 和解の相手方 三重県伊賀市在住者
2. 事件の内容 令和8年2月10日午後2時00分ごろ、市立楠葉生涯学習市民センター大集会室において、三重県伊賀市在住者が引割幕を開閉する際、操作紐を使用せず、直接引割幕を強く引っ張ったことから、引割幕及び付属するレールが破損した事故である。
3. 和解の内容
 - (1) 相手方は、本件に対する本市への損害金（修理費用、買替え費用等）として、金325,600円を支払う。
 - (2) 相手方及び本市は、(1)に定めるもののほか、本件については相手方と本市の間に何らの債権債務がないことを相互に確認し、今後、互いに名目の如何を問わず、本件に関して何らの請求もしないことを確認する。

現場見取図



現場付近図



認定第 1 号

令和 7 年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 2 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第2号

令和7年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和8年（2026年）8月28日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第 3 号

令和 7 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第4号

令和7年度大阪府枚方市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度大阪府枚方市財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和8年（2026年）8月28日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第 5 号

令和 7 年度大阪府枚方市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府枚方市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第6号

令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和8年（2026年）8月28日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第 7 号

令和 7 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第 8 号

令和 7 年度大阪府枚方市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度大阪府枚方市水道事業会計決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第 9 号

令和 7 年度大阪府枚方市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度大阪府枚方市病院事業会計決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第10号

令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和8年（2026年）8月28日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 8 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,062,819 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 180,915,835 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		19,300,000	▲481,217	18,818,783
	(1) 地方交付税	19,300,000	▲481,217	18,818,783
15. 国庫支出金		42,702,159	▲14,526	42,687,633
	(2) 国庫補助金	7,576,438	▲23,137	7,553,301
	(3) 国庫委託金	93,805	8,611	102,416
16. 府支出金		17,101,217	171,215	17,272,432
	(1) 府負担金	10,925,057	11,173	10,936,230
	(2) 府補助金	4,084,605	160,042	4,244,647
18. 寄附金		569,211	5,000	574,211
	(1) 寄附金	569,211	5,000	574,211
19. 繰入金		7,814,759	1,387,429	9,202,188
	(1) 基金繰入金	7,675,423	1,387,429	9,062,852
20. 諸収入		2,937,823	2,088	2,939,911
	(5) 雑入	1,509,754	2,088	1,511,842
21. 市債		8,187,000	854,900	9,041,900
	(1) 市債	8,187,000	854,900	9,041,900
22. 繰越金		2,100,000	137,930	2,237,930
	(1) 繰越金	2,100,000	137,930	2,237,930
歳入合計		178,853,016	2,062,819	180,915,835

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議 会 費		671,785	▲410	671,375
	(1) 議 会 費	671,785	▲410	671,375
2. 総 務 費		13,735,759	857,511	14,593,270
	(1) 総務管理費	9,912,583	843,614	10,756,197
	(2) 徴 税 費	1,800,875	16,212	1,817,087
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,604,129	46,131	1,650,260
	(4) 選 挙 費	231,925	▲3,626	228,299
	(5) 統計調査費	88,378	▲46,842	41,536
	(6) 監査委員費	97,869	2,022	99,891
3. 民 生 費		90,817,534	1,159,649	91,977,183
	(1) 社会福祉費	36,636,505	908,324	37,544,829
	(2) 児童福祉費	38,337,750	290,707	38,628,457
	(3) 生活保護費	15,842,479	▲39,382	15,803,097
4. 衛 生 費		16,557,333	204,263	16,761,596
	(1) 保健衛生費	9,792,251	295,069	10,087,320
	(2) 清 掃 費	6,765,082	▲90,806	6,674,276
5. 農林水産業費		184,520	8,065	192,585
	(1) 農 業 費	184,520	8,065	192,585
6. 商 工 費		679,299	6,628	685,927
	(1) 商 工 費	679,299	6,628	685,927
7. 土 木 費		17,999,167	404,731	18,403,898
	(1) 土木管理費	396,880	28,658	425,538
	(2) 道路橋梁費	2,747,095	25,516	2,772,611
	(4) 都市計画費	14,816,382	350,557	15,166,939
8. 消 防 費		5,427,902	▲568	5,427,334
	(1) 消 防 費	5,427,902	▲568	5,427,334
9. 教 育 費		15,977,247	136,175	16,113,422
	(1) 教育総務費	5,015,925	▲156,318	4,859,607
	(2) 小学校費	3,378,823	▲64,900	3,313,923
	(3) 中学校費	1,563,116	117,197	1,680,313
	(4) 幼稚園費	799,019	95,797	894,816
	(5) 社会教育費	1,664,641	12,058	1,676,699
	(6) 保健体育費	3,555,723	132,341	3,688,064
11. 諸支出金		1,299,070	1,140,000	2,439,070
	(1) 諸 費	1,299,070	1,140,000	2,439,070
12. 予 備 費		2,253,225	▲1,853,225	400,000

(単位：千円)

[illegible]

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広報業務経費	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	127,333
市民活動保険料	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	3,500
旧中宮北小学校跡地活用実施設計委託	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	21,000
個人番号カード交付等関連事業	令和8年度から 令和9年度まで	7,543	令和8年度から 令和10年度まで	310,734
郵送請求対応業務委託	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	42,561
システム標準化・共通化対応経費	令和8年度から 令和9年度まで	41,800	令和8年度から 令和9年度まで	45,100
市税収納データ入力業務委託	-	-	令和8年度から 令和11年度まで	21,761
文化財管理用地草刈等委託	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	7,224
楠葉台場跡管理委託	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	28,249
淀川河川敷グラウンド草刈業務委託	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	15,636
AEDコンビニ設置事業	-	-	令和8年度から 令和16年度まで	41,592
総合福祉会館地下駐車場浸水対策 改修工事	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	8,580
高齢者団体遠方バス借上補助金	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	4,775
ひらかた健康づくりガイド関連経費	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	5,058
障害福祉団体遠方バス借上補助金	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	2,675
資源物再資源化処理委託	-	-	令和8年度から 令和10年度まで	198,000
小中学校教室等空調設備整備事業	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	274,000
王仁公園プール設備等改修工事	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	12,600
学校給食調理業務委託	-	-	令和8年度から 令和11年度まで	323,886
中学校給食管理運営システム 構築運用業務委託	-	-	令和8年度から 令和11年度まで	53,240
学校給食栄養管理運営システム 運用業務委託	-	-	令和8年度から 令和11年度まで	6,551
(仮称)枚方市立中学校給食センター PFI事業モニタリング業務委託	令和8年度から 令和12年度まで	34,760	-	-
(仮称)枚方市立中学校給食センター 特定事業関連経費	令和8年度から 令和26年度まで	12,083,069	-	-
総合型放課後事業(放課後キッズクラブ) 委託	令和8年度から 令和9年度まで	26,750	令和8年度から 令和9年度まで	41,911
枚方市議会本会議録音反訳委託	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	1,565
枚方市議会委員会記録作成委託	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	745
枚方市議会報配布委託	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	10,349
庁舎等維持管理委託	令和8年度から 令和10年度まで	830	令和8年度から 令和10年度まで	3,876

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
電算システム等保守委託	令和8年度から 令和13年度まで	132,307	令和8年度から 令和13年度まで	132,347
合 計		(5,100,000) 17,460,577		(5,100,000) 6,878,366

()書は、金融機関等に対する債務保証

第 3 表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	補		正				前	
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方				
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	
旧中宮北小学校跡地活用事業	41,900	普通貸借又は証券発行	8 % 以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	
電動車導入事業	6,700							
窓口業務オンライン化推進事業	20,200							
税総合システム e L T A X 対応改修事業	-							
総合福祉会館設備更新事業	3,300							
枚方公園青少年センター設備等改修事業	-							
水道管路耐震化事業（一般会計出資債）	507,700							
東部清掃工場施設改修事業	56,000							
雨水ポンプ場耐震化・改築事業	676,900							
御殿山小倉線整備事業	81,400							
橋梁修繕・補強事業	9,400							
舗装長寿命化計画事業	195,700							
交通バリアフリー道路整備事業	40,300							
王仁公園プール施設改修事業	8,700							
公園のあそび場整備事業	470,200							
施設改善維持補修事業	588,400							
給食調理場改修事業	56,500							
合 計	8,187,000							

（注） 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直

(単位：千円)

	補		正		後			
法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
その他				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる	39, 100	普通貸借又は証券発行	8 % 以内	政府資金又は銀行その他資金	3 0 年以内	1 0 年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる
	12, 300							
	20, 900							
	18, 500							
	9, 000							
	8, 800							
	791, 900							
	62, 600							
	974, 700							
	81, 600							
	12, 600							
	232, 800							
	43, 100							
	20, 100							
	493, 200							
	764, 000							
	33, 000							
	9, 041, 900							

しを行った後においては、当該見直し後の利率。

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印刷製本費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通信運搬費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使用料及び賃借料 ……使	工事請負費 ……工	原 材 料 費 ……原
備 品 購 入 費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還 付 加 算 金 ……還加	還 付 金 ……還
投資及び出資金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
11. 地方交付税	19,300,000	▲481,217	18,818,783		
(項)					
(1) 地方交付税	19,300,000	▲481,217	18,818,783		
1. 地方交付税	19,300,000	▲481,217	18,818,783	1. 地方交付税	▲481,217
(款)					
15. 国庫支出金	42,702,159	▲14,526	42,687,633		
(項)					
(2) 国庫補助金	7,576,438	▲23,137	7,553,301		
1. 総務費国庫補助金	2,300,536	▲16,831	2,283,705	1. 総務費補助金	▲16,831
2. 民生費国庫補助金	2,101,294	7,329	2,108,623	1. 児童福祉費補助金	7,329
6. 教育費国庫補助金	192,104	▲13,635	178,469	1. 教育費補助金	▲13,635
(項)					
(3) 国庫委託金	93,805	8,611	102,416		
2. 民生費委託金	81,549	8,611	90,160	1. 社会福祉費委託金	8,611
(款)					
16. 府支出金	17,101,217	171,215	17,272,432		
(項)					
(1) 府負担金	10,925,057	11,173	10,936,230		
1. 民生費府負担金	10,734,654	11,173	10,745,827	4. 障害者自立支援医療費負担金	6,187

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 普通交付税	▲481,217	1. 普通交付税	▲481,217
2. 個人番号カード交付事務費補助金	▲18,797	1. 個人番号カード交付事務費補助金	▲18,797
3. デジタル基盤改革支援補助金	2,651	2. デジタル基盤改革支援補助金	2,651
4. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金	▲685	3. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金	▲685
5. 子ども・子育て支援交付金	3,739	1. 子ども・子育て支援交付金	3,739
13. 児童虐待防止対策等総合支援事業補助金	3,590	2. 児童虐待防止対策等総合支援事業補助金	3,590
4. 支援学級等就学奨励費補助金	▲13,635	1. 支援学級等就学奨励費補助金	▲13,635
		(1) 小 学 校	▲13,635
1. 国民年金保険委託金	7,635	1. 国民年金保険委託金	7,635
4. 生活のしづらさなどに関する調査委託金	976	2. 生活のしづらさなどに関する調査委託金	976
1. 障害者自立支援医療費負担金	6,187	1. 障害者自立支援医療費負担金	6,187
		2. 障害児通所給付費等負担金	4,986

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
				6. 障害児通所給付費等負担金	4,986
(項)					
(2) 府補助金	4,084,605	160,042	4,244,647		
2. 民生費府補助金	2,907,894	12,239	2,920,133	2. 老人福祉費補助金	8,500
				4. 児童福祉費補助金	3,739
4. 農林水産業費府補助金	21,245	513	21,758	1. 農業費補助金	513
8. 教育費府補助金	1,022,491	147,290	1,169,781	1. 教育費補助金	147,290
(款)					
18. 寄 附 金	569,211	5,000	574,211		
(項)					
(1) 寄 附 金	569,211	5,000	574,211		
1. 総務関係寄附金	415,332	5,000	420,332	1. 指定寄附金	5,000
(款)					
19. 繰 入 金	7,814,759	1,387,429	9,202,188		
(項)					
(1) 基金繰入金	7,675,423	1,387,429	9,062,852		
1. 基金繰入金	7,675,423	1,387,429	9,062,852	1. 基金繰入金	1,387,429
(款)					
20. 諸 収 入	2,937,823	2,088	2,939,911		
(項)					
(5) 雑 入	1,509,754	2,088	1,511,842		
1. 雑 入	1,509,754	2,088	1,511,842	1. 雑 入	2,088

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 障害児通所給付費等負担金	4,986		
47. ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり補助金	8,500	1. ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり補助金	8,500
		2. 子ども・子育て支援交付金	3,739
3. 子ども・子育て支援交付金	3,739		
6. 新規就農者確保事業補助金	513	1. 新規就農者確保事業補助金	513
9. 給食費負担軽減交付金	147,290	1. 給食費負担軽減交付金	147,290
1. 指定寄附金	5,000	1. 指定寄附金	5,000
		市制施行80周年記念事業のために	
8. 安心安全基金繰入金	▲20,783	1. 安心安全基金繰入金	▲20,783
23. 財政調整基金繰入金	1,408,212	2. 財政調整基金繰入金	1,408,212
58. 保育所給食費負担金	676	1. 保育所給食費負担金	676
		2. 幼稚園給食費負担金	528
		3. サービス提供体制確保事業返還金	60

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
21. 市 債	8,187,000	854,900	9,041,900		
(項)					
(1) 市 債	8,187,000	854,900	9,041,900		
1. 総 務 債	398,000	22,000	420,000	1. 総 務 債	22,000
2. 民 生 債	384,800	14,500	399,300	1. 民 生 債	14,500
3. 衛 生 債	1,358,600	290,800	1,649,400	1. 衛 生 債	290,800
4. 土 木 債	5,001,800	375,500	5,377,300	1. 都市計画事業債	298,000
				2. 土 木 債	77,500
6. 教 育 債	996,200	152,100	1,148,300	1. 教 育 債	152,100

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
62. 幼稚園給食費負担金	528	4. 公的介護施設等整備事業返還金	824
82. サービス提供体制確保事業返還金	60		
95. 公的介護施設等整備事業返還金	824		
1. 総 務 債	22,000	1. 総 務 債	22,000
		(1) 旧中宮北小学校跡地活用事業	▲2,800
		(2) 電動車導入事業	5,600
		(3) 窓口業務オンライン化推進事業	700
		(4) 税総合システム e L T A X 対応改修事業	18,500
1. 民 生 債	14,500	1. 民 生 債	14,500
		(1) 総合福祉会館設備更新事業	5,700
		(2) 枚方公園青少年センター設備等改修事業	8,800
1. 衛 生 債	290,800	1. 衛 生 債	290,800
		(1) 水道管路耐震化事業（一般会計出資債）	284,200
		(2) 東部清掃工場施設改修事業	6,600
1. 都市計画事業債	298,000	1. 都市計画事業債	298,000
		(1) 雨水ポンプ場耐震化・改築事業	297,800
		(2) 御殿山小倉線整備事業	200
1. 土 木 債	77,500	2. 土 木 債	77,500
		(1) 橋梁修繕・補強事業	3,200
		(2) 舗装長寿命化計画事業	37,100
		(3) 交通バリアフリー道路整備事業	2,800
		(4) 王仁公園プール施設改修事業	11,400
		(5) 公園のあそび場整備事業	23,000
1. 教 育 債	152,100	1. 教 育 債	152,100
		(1) 施設改善維持補修事業	175,600
		(2) 給食調理場改修事業	▲23,500

[illegible]

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 議 会 費	671,785	▲410	671,375	-	-	-	▲410
(項)							
(1) 議 会 費	671,785	▲410	671,375	-	-	-	▲410
1. 議 会 費	473,342	117	473,459	-	-	-	117
2. 事務局費	198,443	▲527	197,916	-	-	-	▲527
(款)							
2. 総 務 費	13,735,759	857,511	14,593,270	▲16,831	22,000	5,000	847,342
(項)							
(1) 総務管理費	9,912,583	843,614	10,756,197	▲685	2,800	5,000	836,499
1. 一般管理費	4,263,050	▲220,948	4,042,102	-	-	-	▲220,948

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 117	1. 議員報酬 117
1. 報 酬 ▲36	3. 非常勤職員報酬 ▲36
2. 給 料 476	2. 一般職給 476
3. 職員手当等 ▲90	1. 扶養手当 ▲312 2. 地域手当 24 3. 通勤手当 ▲5 10. 期末手当 225 11. 勤勉手当 27 14. 住居手当 291 19. 児童手当 ▲340
4. 共 済 費 ▲877	3. 共済組合負担金 ▲877
1. 報 酬 ▲1,674	3. 非常勤職員報酬 ▲1,674

概 要 説 明
1. 人 件 費 117 (1) 市議会議員 117 ア. 報 酬 117
1. 人 件 費 ▲527 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲36 ア. 報 酬 ▲36 (2) 一般職員 ▲491
1. 人 件 費 ▲230,018 (1) 特 別 職 ▲3,053

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明			
区 分	区 分				
金 額	金 額				
2. 給 料 ▲305,760	1. 特別職給 ▲192 2. 一般職給 ▲305,568	ア. 給 料		▲192	
		イ. 手 当		▲778	
		ウ. 共 済 費		▲2,083	
		(2) パートタイム会計年度任用職員		▲13,290	
		ア. 報 酬		▲1,674	
		イ. 手 当		▲8,714	
		ウ. 共 済 費		▲2,902	
		(3) 一般職員		▲201,090	
		(4) 再任用職員		▲21,206	
		(5) 任期付常勤職員		▲1,941	
		(6) 公務災害補償費		10,562	
		2. 事務経費			9,070
		旅 30 備	9,040		
3. 職員手当等 187,359	1. 扶養手当 ▲972 2. 地域手当 ▲36,159 3. 通勤手当 ▲16,462 4. 管理職手当 4,800 7. 特殊勤務手当 22 10. 期末手当 ▲49,704 11. 勤勉手当 ▲45,910 12. 退職手当 334,081 14. 住居手当 ▲396 16. 教員特別手当 ▲16 19. 児童手当 ▲1,925				
4. 共 済 費 ▲120,505	3. 共済組合負担金 ▲118,047 4. 災害補償基金負担金 ▲545 9. 公立学校共済組合負担金 ▲983 10. 厚生年金負担金 ▲930				

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
7. 財政管理費	12, 290	1, 056, 170	1, 068, 460	-	-	-	1, 056, 170
10. 財産管理費	172, 354	▲7, 222	165, 132	-	▲2, 800	-	▲4, 422
11. 車両管理費	28, 745	-	28, 745	-	5, 600	-	▲5, 600
12. 企 画 費	407, 156	7, 784	414, 940	-	-	5, 000	2, 784

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
5. 災害補償費 10,562	1. 療養補償費 6,710 2. 休業補償費 3,852
8. 旅 費 30	1. 費用弁償 30
17. 備品購入費 9,040	1. 庁用器具費 9,040
22. 償還金利子及び 割引料 1,056,170	1. 償 還 金 1,056,170
1. 報 酬 ▲2,107	3. 非常勤職員報酬 ▲2,107
3. 職員手当等 ▲818	10. 期末手当 ▲444 11. 勤勉手当 ▲374
4. 共 済 費 ▲455	3. 共済組合負担金 ▲179 10. 厚生年金負担金 ▲276
8. 旅 費 ▲104	1. 費用弁償 ▲104
12. 委 託 料 ▲3,738	1. 委 託 料 ▲3,738
7. 報 償 費 400	1. 報 償 金 400
8. 旅 費 314	1. 費用弁償 314

概 要 説 明
1. 国庫負担金等償還金 1,056,170
1. 人 件 費 ▲3,380 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲3,380 ア. 報 酬 ▲2,107 イ. 手 当 ▲818 ウ. 共 済 費 ▲455 2. 旧中宮北小学校跡地活用事業経費 ▲3,738 (1) 実施設計委託料 ▲3,738 3. 事務経費 ▲104 旅 ▲104
(財 源 補 正)
1. 市制施行80周年記念事業経費 2,470 (1) 啓発事業費 2,470 報 400 消 1,680 印 390 2. 市制施行80周年記念基金積立金 5,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
14. 男女共同参画推進事業費	21,760	▲2,570	19,190	▲685	-	-	▲1,885
22. 文化振興費	1,012,598	▲2,168	1,010,430	-	-	-	▲2,168

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
10. 需 用 費 2,070	1. 消耗品費 1,680 4. 印刷製本費 390
24. 積 立 金 5,000	1. 基金積立金 5,000
1. 報 酬 ▲1,550	3. 非常勤職員報酬 ▲1,550
3. 職員手当等 ▲670	10. 期末手当 ▲365 11. 勤勉手当 ▲305
4. 共 済 費 ▲294	3. 共済組合負担金 ▲119 10. 厚生年金負担金 ▲175
8. 旅 費 ▲56	1. 費用弁償 ▲56
1. 報 酬 ▲1,194	3. 非常勤職員報酬 ▲1,194
3. 職員手当等 ▲504	10. 期末手当 ▲274 11. 勤勉手当 ▲230
4. 共 済 費 ▲261	3. 共済組合負担金 ▲102 10. 厚生年金負担金 ▲159
8. 旅 費 ▲209	1. 費用弁償 ▲209

概 要 説 明
(1) 指定寄附金分 5,000 3. 事務経費 314 旅 314
1. 人 件 費 ▲2,514 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲2,514 ア. 報 酬 ▲1,550 イ. 手 当 ▲670 ウ. 共 済 費 ▲294 2. 事務経費 ▲56 旅 ▲56
1. 人 件 費 ▲1,959 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲1,959 ア. 報 酬 ▲1,194 イ. 手 当 ▲504 ウ. 共 済 費 ▲261 2. 事務経費 ▲209 旅 ▲209

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
26. 生涯学習費	897,127	12,528	909,655	-	-	-	12,528
27. 防犯対策費	247,735	40	247,775	-	-	-	40
(項)							
(2)徴 税 費	1,800,875	16,212	1,817,087	-	18,500	-	▲2,288
1.賦 課 費	721,052	▲5,016	716,036	-	-	-	▲5,016

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 157	3. 非常勤職員報酬 157
2. 給 料 5, 835	2. 一般職給 5, 835
3. 職員手当等 4, 695	1. 扶養手当 432 2. 地域手当 750 3. 通勤手当 ▲163 7. 特殊勤務手当 ▲4 10. 期末手当 1, 969 11. 勤勉手当 1, 591 19. 児童手当 120
4. 共 済 費 1, 841	3. 共済組合負担金 1, 821 10. 厚生年金負担金 20
1. 報 酬 31	3. 非常勤職員報酬 31
8. 旅 費 9	1. 費用弁償 9
1. 報 酬 405	3. 非常勤職員報酬 405
2. 給 料 ▲857	2. 一般職給 ▲857

	概	要	説	明
1. 人 件 費				12, 528
(1) パートタイム会計年度任用職員				122
ア. 報 酬				157
イ. 手 当				▲59
ウ. 共 済 費				24
(2) 一般職員				18, 604
(3) 再任用職員				▲6, 198
1. 人 件 費				31
(1) パートタイム会計年度任用職員				31
ア. 報 酬				31
2. 事務経費				9
旅 行				9
1. 人 件 費				▲4, 983
(1) パートタイム会計年度任用職員				356
ア. 報 酬				405
イ. 手 当				▲2

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 徴 収 費	491,163	575	491,738	-	-	-	575

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 ▲715	1. 扶養手当 656 2. 地域手当 55 3. 通勤手当 ▲532 4. 管理職手当 600 10. 期末手当 ▲681 11. 勤勉手当 ▲1,816 14. 住居手当 293 19. 児童手当 710	ウ. 共 済 費 ▲47 (2) 一般職員 285 (3) 再任用職員 ▲5,053 (4) 任期付常勤職員 ▲571 2. 事務経費 ▲33 旅 ▲33
4. 共 済 費 ▲3,816	3. 共済組合負担金 ▲3,490 5. 雇用保険料 ▲7 10. 厚生年金負担金 ▲319	
8. 旅 費 ▲33	1. 費用弁償 ▲33	
1. 報 酬 ▲1	3. 非常勤職員報酬 ▲1	1. 人 件 費 570 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲142 ア. 報 酬 ▲1 イ. 手 当 ▲6 ウ. 共 済 費 ▲135 (2) 一般職員 471 (3) 再任用職員 241 2. 事務経費 5 旅 5
2. 給 料 ▲152	2. 一般職給 ▲152	
3. 職員手当等 2,414	1. 扶養手当 120 2. 地域手当 1,785	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 税総合システム費	588,660	20,653	609,313	-	18,500	-	2,153
(項)							
(3) 戸籍住民基本台帳費	1,604,129	46,131	1,650,260	▲16,146	700	-	61,577
1. 戸籍住民基本台帳費	1,591,261	46,131	1,637,392	▲16,146	700	-	61,577

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	3. 通勤手当 ▲582	
	4. 管理職手当 1,428	
	10. 期末手当 ▲131	
	11. 勤勉手当 ▲171	
	14. 住居手当 385	
	19. 児童手当 ▲420	
4. 共 済 費 ▲1,691	3. 共済組合負担金 ▲1,630	
	10. 厚生年金負担金 ▲61	
8. 旅 費 5	1. 費用弁償 5	
12. 委 託 料 20,653	1. 委 託 料 20,653	1. 各種委託料 20,653 (1) システム運用委託料
1. 報 酬 ▲2,143	3. 非常勤職員報酬 ▲2,143	1. 人 件 費 40,982 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲11,635 ア. 報 酬 ▲2,143 イ. 手 当 ▲6,623 ウ. 共 済 費 ▲2,869
2. 給 料 26,107	2. 一般職給 26,107	(2) 一般職員 63,675 (3) 再任用職員 ▲10,706 (4) 任期付短時間職員 ▲352
3. 職員手当等 14,346	1. 扶養手当 96	2. コンビニ交付運営経費 2,828 (1) 各種委託料 2,828 ア. コンビニ交付システム機器リプレイス作業委託料
	2. 地域手当 3,433	
	3. 通勤手当 1,328	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(4)選 挙 費	231,925	▲3,626	228,299	-	-	-	▲3,626
1. 選挙管理委員会 費	82,220	▲3,626	78,594	-	-	-	▲3,626

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	4. 管理職手当 2,700 5. 時間外勤務手当 ▲48 10. 期末手当 3,884 11. 勤勉手当 1,584 14. 住居手当 769 19. 児童手当 600	3. 国庫負担金等償還金 77 4. システム標準化・共通化対応経費 2,651 委 2,651 5. 事務経費 ▲407 旅 ▲407
4. 共 済 費 2,672	3. 共済組合負担金 4,529 10. 厚生年金負担金 ▲1,857	
8. 旅 費 ▲407	1. 費用弁償 ▲407	
12. 委 託 料 5,479	1. 委 託 料 5,479	
22. 償還金利子及び 割引料 77	1. 償 還 金 77	
2. 給 料 ▲762	2. 一般職給 ▲762	1. 人 件 費 ▲3,626 (1) 一般職員 ▲3,626
3. 職員手当等 ▲1,826	1. 扶養手当 ▲648 2. 地域手当 ▲169 3. 通勤手当 1	

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	10. 期末手当 ▲325 11. 勤勉手当 ▲361 14. 住居手当 336 19. 児童手当 ▲660		
4. 共 済 費 ▲1,038	3. 共済組合負担金 ▲1,038		
2. 給 料 ▲22,223	2. 一般職給 ▲22,223	1. 人 件 費 (1) 一般職員	▲46,842 ▲46,842
3. 職員手当等 ▲15,371	1. 扶養手当 ▲1,020 2. 地域手当 ▲2,889 3. 通勤手当 ▲307 4. 管理職手当 ▲540 10. 期末手当 ▲5,908 11. 勤勉手当 ▲4,995 14. 住居手当 168 19. 児童手当 120		
4. 共 済 費 ▲9,248	3. 共済組合負担金 ▲9,209 4. 災害補償基金負担金 ▲39		

[illegible]

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
2. 給 料 1,038	2. 一般職給 1,038
3. 職員手当等 2,260	1. 扶養手当 492 2. 地域手当 322 3. 通勤手当 29 4. 管理職手当 1,152 10. 期末手当 569 11. 勤勉手当 316 14. 住居手当 ▲600 19. 児童手当 ▲20
4. 共 済 費 ▲1,276	3. 共済組合負担金 ▲1,276
1. 報 酬 2,610	3. 非常勤職員報酬 2,610
2. 給 料 7,334	2. 一般職給 7,334
3. 職員手当等 5,155	1. 扶養手当 ▲60

概 要	説 明
1. 人 件 費 (1) 監査委員（常勤） ア. 手 当 イ. 共 済 費 (2) 一般職員	2,022 ▲726 ▲176 ▲550 2,748
1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 (2) 一般職員 (3) 再任用職員 2. 総合福祉会館管理運営経費	14,888 3,431 2,610 814 7 11,096 361 5,720

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 老人福祉費	2,044,236	11,694	2,055,930	8,500	-	884	2,310

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	2. 地域手当 936	(1) 維持補修工事費
	3. 通勤手当 1,422	3. 事務経費 113
	4. 管理職手当 502	旅 113
	7. 特殊勤務手当 ▲2	
	10. 期末手当 1,993	
	11. 勤勉手当 92	
	14. 住居手当 ▲98	
	19. 児童手当 370	
4. 共 済 費 ▲211	3. 共済組合負担金 ▲191	
	10. 厚生年金負担金 ▲20	
8. 旅 費 113	1. 費用弁償 113	
14. 工事請負費 5,720	1. 工事請負費 5,720	
1. 報 酬 ▲1	3. 非常勤職員報酬 ▲1	1. 人 件 費 ▲3,367
2. 給 料 ▲299	2. 一般職給 ▲299	(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲4
3. 職員手当等 ▲547	1. 扶養手当 ▲42	ア. 報 酬 ▲1
	2. 地域手当 ▲872	イ. 手 当 ▲2
		ウ. 共 済 費 ▲1
		(2) 一般職員 ▲2,363
		(3) 再任用職員 ▲1,000
		2. 国庫負担金等償還金 884
		3. 高齢者福祉システム経費 5,677
		委 5,677

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 障害者福祉総務費	775,253	304,666	1,079,919	976	-	-	303,690

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	3. 通勤手当 260	4. ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業経費 8,500
	4. 管理職手当 ▲96	委 8,500
	10. 期末手当 442	
	11. 勤勉手当 ▲369	
	14. 住居手当 50	
	19. 児童手当 80	
4. 共 済 費 ▲2,520	3. 共済組合負担金 ▲2,471	
	4. 災害補償基金負担金 ▲52	
	10. 厚生年金負担金 3	
12. 委 託 料 14,177	1. 委 託 料 14,177	
22. 償還金利子及び 割引料 884	1. 償 還 金 884	
1. 報 酬 3,404	3. 非常勤職員報酬 3,404	1. 人 件 費 62,837
2. 給 料 10,345	2. 一般職給 10,345	(1) 生活のしづらさ調査員報酬 976
3. 職員手当等 7,403	1. 扶養手当 93	(2) パートタイム会計年度任用職員 2,177
	2. 地域手当 1,283	ア. 報 酬 2,428
	3. 通勤手当 110	イ. 手 当 ▲1,278
		ウ. 共 済 費 1,027
		(3) 一般職員 57,119
		(4) 再任用職員 2,565
		2. 国庫負担金等償還金 241,901
		3. 事務経費 ▲72
		旅 ▲72

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 障害者自立支援費	14,270,431	-	14,270,431	6,187	-	-	▲6,187
8. 国民健康保険費	3,381,199	16,034	3,397,233	-	-	-	16,034
9. 国民年金費	77,355	7,635	84,990	7,635	-	-	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	7. 特殊勤務手当 17		
	10. 期末手当 2,957		
	11. 勤勉手当 896		
	14. 住居手当 972		
	19. 児童手当 1,075		
4. 共 済 費 41,685	3. 共済組合負担金 41,138		
	10. 厚生年金負担金 547		
8. 旅 費 ▲72	1. 費用弁償 ▲72		
22. 償還金利子及び 割引料 241,901	1. 償 還 金 241,901		
		(財 源 補 正)	
27. 繰 出 金 16,034	1. 繰 出 金 16,034	1. 国民健康保険特別会計への繰出金 16,034	16,034
		(1) 職員給与等分 16,034	
2. 給 料 4,817	2. 一般職給 4,817	1. 人 件 費 7,642	
		(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲138	
		ア. 手 当 ▲2	
		イ. 共 済 費 ▲136	
		(2) 一般職員 11,079	
		(3) 再任用職員 ▲3,299	
3. 職員手当等 4,856	1. 扶養手当 603	2. 事務経費 ▲7	
	2. 地域手当 863	旅 ▲7	
	3. 通勤手当 ▲145		
	4. 管理職手当 450		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 介護保険費	6,317,695	10,130	6,327,825	-	-	-	10,130
11. 後期高齢者医療費	6,641,607	537,444	7,179,051	-	-	-	537,444
(項)							
(2) 児童福祉費	38,337,750	290,707	38,628,457	16,054	8,800	676	265,177
1. 児童福祉総務費	14,763,522	64,539	14,828,061	8,576	-	-	55,963

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	10. 期末手当 1,992		
	11. 勤勉手当 1,185		
	14. 住居手当 ▲252		
	19. 児童手当 160		
4. 共 済 費 ▲2,031	3. 共済組合負担金 ▲1,594		
	4. 災害補償基金負担金 ▲4		
	10. 厚生年金負担金 ▲433		
8. 旅 費 ▲7	1. 費用弁償 ▲7		
27. 繰 出 金 10,130	1. 繰 出 金 10,130	1. 介護保険特別会計への繰出金 10,130	10,130
		(1) 職員給与等分	10,130
18. 負担金補助及び交付金 538,201	1. 負 担 金 538,201	1. 後期高齢者医療特別会計への繰出金 ▲757	▲757
		(1) 職員給与等分	▲757
27. 繰 出 金 ▲757	1. 繰 出 金 ▲757	2. 後期高齢者医療事業経費 538,201	538,201
		(1) 療養給付費負担金	538,201
1. 報 酬 3,206	3. 非常勤職員報酬 3,206	1. 人 件 費 58,983	58,983
		(1) パートタイム会計年度任用職員 3,376	3,376
2. 給 料 29,638	2. 一般職給 29,638	ア. 報 酬 3,206	3,206
		イ. 手 当 130	130
		ウ. 共 済 費 40	40
3. 職員手当等 18,475	1. 扶養手当 1,325	(2) 一般職員 54,899	54,899
	2. 地域手当 3,872	(3) 再任用職員 ▲3,327	▲3,327
		(4) 任期付常勤職員 4,035	4,035
		2. 障害児通所支援事業経費 5,386	5,386

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 保育所費	18,527,409	120,846	18,648,255	-	-	676	120,170

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	3. 通勤手当 514	(1) 児童虐待防止対策等総合支援事業費 補 5,386	5,386
	4. 管理職手当 2,248	3. 事務経費 旅 170	170
	7. 特殊勤務手当 ▲63		
	10. 期末手当 5,388		
	11. 勤勉手当 1,841		
	14. 住居手当 2,580		
	19. 児童手当 770		
4. 共 済 費 7,664	3. 共済組合負担金 7,368		
	4. 災害補償基金負担金 ▲9		
	5. 雇用保険料 ▲11		
	10. 厚生年金負担金 316		
8. 旅 費 170	1. 費用弁償 170		
18. 負担金補助及び 交付金 5,386	2. 補 助 金 5,386		
1. 報 酬 59,296	3. 非常勤職員報酬 59,296	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 (2) フルタイム会計年度任用職員 ア. 給 料 イ. 手 当	120,070 64,612 59,296 440 4,876 30,851 17,458 13,881
2. 給 料 22,431	2. 一般職給 22,431		
3. 職員手当等 3,755	1. 扶養手当 ▲3		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 家庭児童相談費	43,824	1,562	45,386	-	-	-	1,562
7. 青少年対策費	149,139	9,281	158,420	-	8,800	-	481

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	2. 地域手当 1,931	ウ. 共 済 費 ▲488
	3. 通勤手当 ▲2,717	(3) 一般職員 ▲5,839
	4. 管理職手当 150	(4) 再任用職員 ▲5,711
	10. 期末手当 4,205	(5) 任期付短時間職員 ▲4,626
	11. 勤勉手当 ▲490	(6) 任期付常勤職員 40,783
	14. 住居手当 774	2. 公立保育所運営経費 408
	19. 児童手当 ▲95	(1) 給 食 費 2,376
		賄 2,376
		(2) 諸 経 費 ▲1,968
		旅 ▲1,968
		3. 小規模保育事業経費 279
		(1) 諸 経 費 279
		賄 279
		4. 臨時保育室事業経費 89
		(1) 諸 経 費 89
		賄 89
4. 共 済 費 34,588	3. 共済組合負担金 29,064	
	10. 厚生年金負担金 5,524	
8. 旅 費 ▲1,968	1. 費用弁償 ▲1,968	
10. 需 用 費 2,744	7. 賄材料費 2,744	
1. 報 酬 1,396	3. 非常勤職員報酬 1,396	1. 人 件 費 1,396
		(1) パートタイム会計年度任用職員 1,396
8. 旅 費 166	1. 費用弁償 166	ア. 報 酬 1,396
		2. 事務経費 166
		旅 166
1. 報 酬 529	3. 非常勤職員報酬 529	1. 人 件 費 481
		(1) パートタイム会計年度任用職員 481
3. 職員手当等 ▲2	10. 期末手当 ▲2	ア. 報 酬 529
		イ. 手 当 ▲2
		ウ. 共 済 費 ▲46
		2. 枚方公園青少年センター管理運営経費 8,800

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
8. 放課後児童対策費	1,840,522	121,453	1,961,975	7,478	-	-	113,975

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
4. 共 済 費 ▲46	3. 共済組合負担金 ▲52 10. 厚生年金負担金 6
14. 工事請負費 8,800	1. 工事請負費 8,800
1. 報 酬 102,667	3. 非常勤職員報酬 102,667
2. 給 料 4,700	2. 一般職給 4,700
3. 職員手当等 ▲6,105	2. 地域手当 2,038 3. 通勤手当 ▲442 10. 期末手当 ▲3,747 11. 勤勉手当 ▲3,954 19. 児童手当 -
4. 共 済 費 13,268	3. 共済組合負担金 4,679 4. 災害補償基金負担金 ▲233 5. 雇用保険料 ▲1,612 10. 厚生年金負担金 10,434
8. 旅 費 75	1. 費用弁償 75
12. 委 託 料 6,848	1. 委 託 料 6,848

概 要 説 明
(1) 工事請負費
1. 人 件 費 114,530 (1) パートタイム会計年度任用職員 107,554 ア. 報 酬 102,667 イ. 手 当 ▲3,876 ウ. 共 済 費 8,763 (2) フルタイム会計年度任用職員 23,927 ア. 給 料 14,884 イ. 手 当 2,795 ウ. 共 済 費 6,248 (3) 任期付短時間職員 ▲16,951 2. 施設管理経費 ▲17,124 (1) 各種委託料 ▲17,124 ア. 可能性調査委託料 イ. 文化財調査委託料 3. 総合型放課後事業運営委託料 23,972 4. 事務経費 75 旅

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 児童発達支援センター費	739,050	▲26,974	712,076	-	-	-	▲26,974
(項)							
(3) 生活保護費	15,842,479	▲39,382	15,803,097	-	-	-	▲39,382
1. 生活保護総務費	949,307	▲39,382	909,925	-	-	-	▲39,382

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 8,388	3. 非常勤職員報酬 8,388
2. 給 料 ▲13,204	2. 一般職給 ▲13,204
3. 職員手当等 ▲12,418	1. 扶養手当 426 2. 地域手当 ▲1,905 3. 通勤手当 ▲1,170 4. 管理職手当 ▲12 10. 期末手当 ▲5,160 11. 勤勉手当 ▲5,930 14. 住居手当 783 19. 児童手当 550
4. 共 済 費 ▲9,729	3. 共済組合負担金 ▲9,838 10. 厚生年金負担金 109
8. 旅 費 ▲11	1. 費用弁償 ▲11
1. 報 酬 582	3. 非常勤職員報酬 582
2. 給 料 ▲18,585	2. 一般職給 ▲18,585

概 要	説 明
1. 人 件 費 ▲26,963	(1) 特別職非常勤職員 ▲122 ア. 報 酬 ▲122 (2) パートタイム会計年度任用職員 8,513 ア. 報 酬 8,510 イ. 手 当 427 ウ. 共 済 費 ▲424 (3) フルタイム会計年度任用職員 ▲6,648 ア. 給 料 ▲4,651 イ. 手 当 ▲2,143 ウ. 共 済 費 146 (4) 一般職員 ▲690 (5) 再任用職員 ▲2,245 (6) 任期付常勤職員 ▲25,771
2. 事務経費 ▲11	旅 旅 ▲11
1. 人 件 費 ▲38,739	(1) 特別職非常勤職員 27 ア. 報 酬 27 (2) パートタイム会計年度任用職員 ▲1,251 ア. 報 酬 555

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
4. 衛 生 費	16,557,333	204,263	16,761,596	-	290,800	1,100	▲87,637
(項)							
(1) 保健衛生費	9,792,251	295,069	10,087,320	-	284,200	-	10,869
2. 保健所費	1,010,855	15,509	1,026,364	-	-	-	15,509

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 ▲9,563	1. 扶養手当 ▲31 2. 地域手当 ▲1,914 3. 通勤手当 2,115 4. 管理職手当 2,007 7. 特殊勤務手当 ▲42 10. 期末手当 ▲2,872 11. 勤勉手当 ▲7,431 14. 住居手当 ▲705 19. 児童手当 ▲690	イ. 手 当 ▲1,040 ウ. 共 済 費 ▲766 (3) 一般職員 50,729 (4) 再任用職員 602 (5) 任期付常勤職員 ▲88,846 2. 事務経費 ▲643 旅 旅 ▲643
4. 共 済 費 ▲11,173	3. 共済組合負担金 ▲10,892 10. 厚生年金負担金 ▲281	
8. 旅 費 ▲643	1. 費用弁償 ▲643	
1. 報 酬 ▲573	3. 非常勤職員報酬 ▲573	1. 人 件 費 13,824 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲2,130 ア. 報 酬 ▲573 イ. 手 当 ▲1,538 ウ. 共 済 費 ▲19 (2) 一般職員 13,037
2. 給 料 8,440	2. 一般職給 8,440	

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 4,316	1. 扶養手当 ▲542 2. 地域手当 2,343 3. 通勤手当 ▲217 4. 管理職手当 824 7. 特殊勤務手当 ▲2 10. 期末手当 ▲187 11. 勤勉手当 ▲928 14. 住居手当 ▲462 19. 児童手当 1,000 20. 初任給調整手当 2,487	(3) 再任用職員 2,492 (4) 任期付常勤職員 425 2. 国庫負担金等償還金 919 3. 事務経費 766 旅 766
4. 共 済 費 1,641	3. 共済組合負担金 1,343 10. 厚生年金負担金 298	
8. 旅 費 766	1. 費用弁償 766	
22. 償還金利子及び 割引料 919	1. 償 還 金 919	
1. 報 酬 1,426	3. 非常勤職員報酬 1,426	1. 人 件 費 ▲18,907 (1) パートタイム会計年度任用職員 319 ア. 報 酬 1,426 イ. 手 当 ▲722 ウ. 共 済 費 ▲385 (2) 一般職員 ▲29,693
2. 給 料 ▲5,668	2. 一般職給 ▲5,668	

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 ▲14,049	1. 扶養手当 824 2. 地域手当 ▲790 3. 通勤手当 ▲942 4. 管理職手当 ▲252 7. 特殊勤務手当 129 10. 期末手当 ▲5,640 11. 勤勉手当 ▲7,277 14. 住居手当 1,243 19. 児童手当 ▲340 20. 初任給調整手当 ▲1,004	(3) 再任用職員 5,163 (4) 任期付常勤職員 5,304 2. 母子保健事業経費 352 (1) 乳幼児健康診査事業費 352 負 352 3. 事務経費 15 旅 15
4. 共 済 費 ▲616	3. 共済組合負担金 ▲469 10. 厚生年金負担金 ▲147	
8. 旅 費 15	1. 費用弁償 15	
18. 負担金補助及び 交付金 352	1. 負 担 金 352	
2. 給 料 7,316	2. 一般職給 7,316	1. 人 件 費 15,120 (1) 一般職員 3,551 (2) 再任用職員 11,569
3. 職員手当等 4,081	1. 扶養手当 216	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
8. 上水道費	2, 529, 797	282, 980	2, 812, 777	-	284, 200	-	▲1, 220
(項)							
(2) 清 掃 費	6, 765, 082	▲90, 806	6, 674, 276	-	6, 600	1, 100	▲98, 506
1. 塵芥処理費	6, 392, 821	▲37, 919	6, 354, 902	-	6, 600	1, 100	▲45, 619

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	2. 地域手当 959		
	3. 通勤手当 74		
	4. 管理職手当 471		
	10. 期末手当 1,331		
	11. 勤勉手当 794		
	14. 住居手当 336		
	19. 児童手当 ▲100		
4. 共 済 費 3,723	3. 共済組合負担金 3,723		
18. 負担金補助及び 交付金 ▲1,292	1. 負 担 金 1,351	1. 水道事業会計への負担金	1,351
	2. 補 助 金 ▲2,643	2. 水道事業会計への補助金	▲2,643
		3. 水道事業会計への出資金	284,272
23. 投資及び出資金 284,272	1. 投資及び出資金 284,272		
1. 報 酬 10	3. 非常勤職員報酬 10	1. 人 件 費 ▲45,289	
		(1) パートタイム会計年度任用職員	51
		ア. 報 酬	10
		イ. 共 済 費	41
2. 給 料 ▲13,399	2. 一般職給 ▲13,399	(2) 一般職員	▲41,228
		(3) 再任用職員	▲4,112
3. 職員手当等 ▲11,328	1. 扶養手当 ▲224	2. ごみ処理（工場）経費（東部資源循環センター）	7,370
	2. 地域手当 ▲1,364	(1) 諸 経 費	7,370
		備	7,370

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. し尿処理費	372,261	▲52,887	319,374	-	-	-	▲52,887

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	3. 通勤手当 ▲1,795 4. 管理職手当 2,256 7. 特殊勤務手当 ▲24 10. 期末手当 ▲3,596 11. 勤勉手当 ▲4,446 14. 住居手当 ▲1,135 19. 児童手当 ▲1,000		
4. 共 済 費 ▲20,572	3. 共済組合負担金 ▲19,740 10. 厚生年金負担金 ▲832		
17. 備品購入費 7,370	1. 庁用器具費 7,370		
2. 給 料 ▲25,220	2. 一般職給 ▲25,220		
3. 職員手当等 ▲17,551	1. 扶養手当 156 2. 地域手当 ▲3,180 3. 通勤手当 ▲1,222 4. 管理職手当 ▲1,428 10. 期末手当 ▲6,418 11. 勤勉手当 ▲5,559	1. 人 件 費 ▲52,887 (1) 一般職員 ▲53,243 (2) 再任用職員 356	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
5. 農林水産業費	184,520	8,065	192,585	513	-	-	7,552
(項)							
(1) 農 業 費	184,520	8,065	192,585	513	-	-	7,552
1. 農業委員会費	71,774	9,024	80,798	-	-	-	9,024

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	19. 児童手当 100		
4. 共 済 費 ▲10,116	3. 共済組合負担金 ▲10,023 4. 災害補償基金負担金 ▲89 5. 雇用保険料 ▲4		
2. 給 料 2,798	2. 一般職給 2,798		
3. 職員手当等 3,493	1. 扶養手当 432 2. 地域手当 505 3. 通勤手当 ▲125 4. 管理職手当 960 10. 期末手当 1,085 11. 勤勉手当 812 14. 住居手当 ▲336 19. 児童手当 160		
4. 共 済 費 2,733	3. 共済組合負担金 2,733		
		1. 人 件 費 (1) 一般職員 (2) 再任用職員	9,024 7,908 1,116

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 農業総務費	45,993	▲1,472	44,521	-	-	-	▲1,472
3. 農業振興費	27,440	513	27,953	513	-	-	-
(款)							
6. 商 工 費	679,299	6,628	685,927	-	-	-	6,628
(項)							
(1) 商 工 費	679,299	6,628	685,927	-	-	-	6,628
1. 商工総務費	166,000	4,318	170,318	-	-	-	4,318

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
2. 給 料 ▲1,116	2. 一般職給 ▲1,116
3. 職員手当等 ▲1,021	1. 扶養手当 ▲432 2. 地域手当 ▲187 3. 通勤手当 314 10. 期末手当 ▲567 11. 勤勉手当 ▲593 14. 住居手当 504 19. 児童手当 ▲60
4. 共 済 費 665	3. 共済組合負担金 665
18. 負担金補助及び 交付金 513	2. 補 助 金 513
1. 報 酬 ▲2,107	3. 非常勤職員報酬 ▲2,107
2. 給 料 3,576	2. 一般職給 3,576
3. 職員手当等 1,490	1. 扶養手当 ▲60 2. 地域手当 387

概 要	説 明
1. 人 件 費 ▲1,472	(1) 一般職員 ▲2,622 (2) 任期付常勤職員 1,150
1. 新規就農者確保事業経費 513	(1) 新規就農者確保事業費 513 ア. 新規就農者確保事業補助金 513
1. 人 件 費 4,318	(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲3,012 ア. 報 酬 ▲2,107 イ. 手 当 ▲820 ウ. 共 済 費 ▲85 (2) 一般職員 873 (3) 任期付常勤職員 6,457

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 消費者対策費	10,903	2,310	13,213	-	-	-	2,310
(款)							
7. 土 木 費	17,999,167	404,731	18,403,898	-	375,500	6,800	22,431
(項)							
(1) 土木管理費	396,880	28,658	425,538	-	-	-	28,658
1. 土木総務費	396,880	28,658	425,538	-	-	-	28,658

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	3. 通勤手当 324		
	10. 期末手当 650		
	11. 勤勉手当 194		
	14. 住居手当 -		
	19. 児童手当 ▲5		
4. 共 済 費 1,359	3. 共済組合負担金 1,137		
	5. 雇用保険料 ▲34		
	10. 厚生年金負担金 256		
17. 備品購入費 2,310	1. 庁用器具費 2,310	1. 消費者啓発教育経費 2,310	2,310
		(1) 諸 経 費 備 2,310	2,310
1. 報 酬 93	3. 非常勤職員報酬 93	1. 人 件 費 28,643	28,643
		(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲25	▲25
		ア. 報 酬 93	93
		イ. 手 当 3	3
		ウ. 共 済 費 ▲121	▲121
		(2) 一般職員 29,556	29,556
		(3) 再任用職員 ▲396	▲396
		(4) 任期付常勤職員 ▲492	▲492
2. 給 料 14,671	2. 一般職給 14,671	2. 事務経費 15	15
		旅 15	
3. 職員手当等 11,436	1. 扶養手当 ▲216		
	2. 地域手当 1,932		
	3. 通勤手当 ▲240		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2)道路橋梁費	2,747,095	25,516	2,772,611	-	43,100	-	▲17,584
1. 道路橋梁総務費	1,306,237	▲15,721	1,290,516	-	-	-	▲15,721

(単位：千円)

節	細	節	概	要	説	明
区	分	区				
金	額	金				
	4. 管理職手当 1,536					
	7. 特殊勤務手当 ▲20					
	10. 期末手当 4,647					
	11. 勤勉手当 2,947					
	14. 住居手当 1,085					
	19. 児童手当 ▲235					
4. 共 済 費 2,443	3. 共済組合負担金 2,487					
	10. 厚生年金負担金 ▲44					
8. 旅 費 15	1. 費用弁償 15					
1. 報 酬 ▲4	3. 非常勤職員報酬 ▲4		1. 人 件 費			▲15,721
			(1) パートタイム会計年度任用職員			124
			ア. 報 酬			▲4
			イ. 手 当			▲2
			ウ. 共 済 費			130
			(2) 一般職員			▲19,290
			(3) 再任用職員			3,445
2. 給 料 ▲4,662	2. 一般職給 ▲4,662					
3. 職員手当等 ▲5,256	1. 扶養手当 648					
	2. 地域手当 ▲482					
	3. 通勤手当 ▲747					
	5. 時間外勤務手当 ▲407					

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 道路橋梁維持費	811,087	41,237	852,324	-	40,300	-	937
3. 道路築造費	181,711	-	181,711	-	2,800	-	▲2,800
(項)							
(4) 都市計画費	14,816,382	350,557	15,166,939	-	332,400	6,800	11,357
1. 都市計画総務費	819,150	20,683	839,833	-	-	-	20,683

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	7. 特殊勤務手当 ▲12		
	10. 期末手当 ▲1,748		
	11. 勤勉手当 ▲1,976		
	14. 住居手当 ▲632		
	19. 児童手当 100		
4. 共 済 費 ▲5,799	3. 共済組合負担金 ▲6,182		
	5. 雇用保険料 ▲2		
	10. 厚生年金負担金 385		
14. 工事請負費 41,237	1. 工事請負費 41,237	1. 舗装長寿命化計画事業経費 (1) 工事請負費	41,237
		(財 源 補 正)	
2. 給 料 12,688	2. 一般職給 12,688	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 手 当 イ. 共 済 費 (2) 一般職員 (3) 再任用職員 (4) 任期付常勤職員 2. 事務経費 旅	20,685 ▲62 ▲2 ▲60 23,083 ▲1,843 ▲493 ▲2 ▲2
3. 職員手当等 9,178	1. 扶養手当 324 2. 地域手当 1,771 3. 通勤手当 1,000 4. 管理職手当 1,764		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 開 発 費	382,084	▲13,860	368,224	-	-	-	▲13,860

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 期末手当 3,194	
	11. 勤勉手当 1,685	
	14. 住居手当 310	
	19. 児童手当 ▲870	
4. 共 済 費 ▲1,181	3. 共済組合負担金 ▲1,412	
	10. 厚生年金負担金 231	
8. 旅 費 ▲2	1. 費用弁償 ▲2	
1. 報 酬 ▲127	3. 非常勤職員報酬 ▲127	
2. 給 料 ▲5,252	2. 一般職給 ▲5,252	
3. 職員手当等 ▲4,774	1. 扶養手当 ▲523	
	2. 地域手当 ▲620	
	3. 通勤手当 ▲325	
	4. 管理職手当 600	
	7. 特殊勤務手当 26	
	10. 期末手当 ▲1,702	
	11. 勤勉手当 ▲2,048	
		1. 人 件 費 ▲15,216
		(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲240
		ア. 報 酬 ▲127
		イ. 手 当 ▲1
		ウ. 共 済 費 ▲112
		(2) 一般職員 ▲14,976
		2. 開発指導行政経費 1,067
		(1) 各種委託料 1,023
		ア. 公共嘱託委託料
		(2) 諸 経 費 44
		報 44
		3. 事務経費 289
		旅 289

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 公 園 費	1, 818, 493	▲8, 957	1, 809, 536	-	34, 400	6, 800	▲50, 157

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
	14. 住居手当 ▲22
	19. 児童手当 ▲160
4. 共 済 費 ▲5,063	3. 共済組合負担金 ▲5,017
	10. 厚生年金負担金 ▲46
7. 報 償 費 44	1. 報 償 金 44
8. 旅 費 289	1. 費用弁償 289
12. 委 託 料 1,023	1. 委 託 料 1,023
1. 報 酬 96	3. 非常勤職員報酬 96
2. 給 料 ▲7,327	2. 一般職給 ▲7,327
3. 職員手当等 ▲8,808	1. 扶養手当 ▲648
	2. 地域手当 ▲1,039
	3. 通勤手当 ▲859
	4. 管理職手当 ▲672
	7. 特殊勤務手当 ▲111
	10. 期末手当 ▲2,482
	11. 勤勉手当 ▲2,259

概 要 説 明
1. 人 件 費 ▲17,357
(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲321
ア. 報 酬 96
イ. 手 当 ▲409
ウ. 共 済 費 ▲8
(2) 一般職員 ▲17,710
(3) 再任用職員 674
2. 王仁公園プール管理運営経費 8,400
工 8,400

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 公共下水道費	4,883,154	352,691	5,235,845	-	297,800	-	54,891
8. 都市計画道路整備事業費	130,657	-	130,657	-	200	-	▲200
(款)							
8. 消 防 費	5,427,902	▲568	5,427,334	-	-	▲20,783	20,215
(項)							
(1) 消 防 費	5,427,902	▲568	5,427,334	-	-	▲20,783	20,215
2. 非常備消防費	115,272	▲4,286	110,986	-	-	-	▲4,286

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	14. 住居手当 ▲458		
	19. 児童手当 ▲280		
4. 共 済 費 ▲1,318	3. 共済組合負担金 ▲1,325		
	10. 厚生年金負担金 7		
14. 工事請負費 8,400	1. 工事請負費 8,400		
18. 負担金補助及び 交付金 352,691	1. 負 担 金 352,691	1. 下水道事業会計への負担金	352,691
		(財 源 補 正)	
2. 給 料 ▲1,963	2. 一般職給 ▲1,963	1. 人 件 費 (1) 一般職員	▲4,286 ▲4,286
3. 職員手当等 ▲1,432	2. 地域手当 ▲236		
	3. 通勤手当 ▲169		
	5. 時間外勤務手当 ▲193		
	10. 期末手当 ▲552		
	11. 勤勉手当 ▲618		
	14. 住居手当 336		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 消防施設費	35,480	▲5,085	30,395	-	-	-	▲5,085
5. 災害対策費	278,452	8,803	287,255	-	-	▲20,783	29,586

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
4. 共 済 費 ▲891	3. 共済組合負担金 ▲880 4. 災害補償基金負担金 ▲11
18. 負担金補助及び交付金 ▲5,085	1. 負 担 金 ▲5,085
1. 報 酬 1,534	3. 非常勤職員報酬 1,534
2. 給 料 ▲5,533	2. 一般職給 ▲5,533
3. 職員手当等 ▲2,097	1. 扶養手当 312 2. 地域手当 ▲656 3. 通勤手当 105 10. 期末手当 ▲2,247 11. 勤勉手当 ▲250 14. 住居手当 54 19. 児童手当 585
4. 共 済 費 ▲2,566	3. 共済組合負担金 ▲2,559 4. 災害補償基金負担金 ▲7
8. 旅 費 127	1. 費用弁償 127
12. 委 託 料 ▲20,783	1. 委 託 料 ▲20,783

概 要 説 明
1. 消火栓設置及び維持管理負担金 ▲5,085
1. 人 件 費 ▲8,662 (1) パートタイム会計年度任用職員 1,534 ア. 報 酬 1,534 (2) 一般職員 ▲1,647 (3) 任期付常勤職員 ▲8,549 2. 災害復旧経費 38,121 (1) 農地災害復旧事業費 38,121 原 3,423 補 34,698 3. 自助促進事業経費 ▲20,783 委 ▲20,783 4. 事務経費 127 旅 127

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
9. 教 育 費	15,977,247	136,175	16,113,422	133,655	152,100	▲7,372	▲142,208
(項)							
(1)教育総務費	5,015,925	▲156,318	4,859,607	-	-	-	▲156,318
2. 事務局費	3,562,876	▲27,877	3,534,999	-	-	-	▲27,877

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
15. 原材料費 3,423	1. 原材料費 3,423
18. 負担金補助及び 交付金 34,698	2. 補 助 金 34,698
1. 報 酬 733	3. 非常勤職員報酬 733
2. 給 料 ▲324	2. 一般職給 ▲324
3. 職員手当等 ▲4,541	1. 扶養手当 2,490 2. 地域手当 191 3. 通勤手当 ▲2,019 4. 管理職手当 ▲814 10. 期末手当 ▲406 11. 勤勉手当 ▲5,771 14. 住居手当 ▲657 19. 児童手当 2,445
4. 共 済 費 ▲21,045	3. 共済組合負担金 ▲14,599 4. 災害補償基金負担金 ▲7

概 要 説 明
1. 人 件 費 ▲25,177 (1) 特 別 職 ▲446 ア. 手 当 4 イ. 共 済 費 ▲450 (2) 特別職非常勤職員 43 ア. 報 酬 43 (3) パートタイム会計年度任用職員 ▲11,710 ア. 報 酬 690 イ. 手 当 ▲5,813 ウ. 共 済 費 ▲6,587 (4) 一般職員 ▲1,333 (5) 再任用職員 ▲11,060 (6) 任期付常勤職員 ▲671 2. 事務経費 ▲2,700 旅 ▲2,700

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 教育研究費	1,370,141	▲128,791	1,241,350	-	-	-	▲128,791

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	5. 雇用保険料 19		
	6. 労災保険料 ▲101		
	8. 教職員互助会負担金 1		
	9. 公立学校共済組合負担金 ▲4,786		
	10. 厚生年金負担金 ▲1,572		
8. 旅 費 ▲2,700	1. 費用弁償 ▲2,700		
1. 報 酬 ▲11,385	2. 委員報酬 ▲57		
	3. 非常勤職員報酬 ▲11,328		
2. 給 料 ▲51,052	2. 一般職給 ▲51,052		
3. 職員手当等 ▲38,162	1. 扶養手当 ▲365		
	2. 地域手当 ▲6,086		
	3. 通勤手当 ▲1,989		
	7. 特殊勤務手当 274		
	10. 期末手当 ▲12,932		
	11. 勤勉手当 ▲11,221		
	12. 退職手当 ▲5,226		
	14. 住居手当 ▲383		
		1. 人 件 費 ▲125,849	
		(1) 学校いじめ対策審議会委員 ▲57	
		(2) パートタイム会計年度任用職員 ▲22,958	
		ア. 報 酬 ▲11,328	
		イ. 手 当 ▲8,619	
		ウ. 共 済 費 ▲3,011	
		(3) 臨時的任用職員 19,668	
		(4) 任期付短時間職員 ▲6,127	
		(5) 任期付常勤職員 ▲116,375	
		2. 事務経費 ▲2,942	
		旅 ▲2,942	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 教育文化センター費	74,421	350	74,771	-	-	-	350

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	16. 教員特別手当 166		
	19. 児童手当 ▲400		
4. 共 済 費 ▲25,250	3. 共済組合負担金 ▲2,530		
	4. 災害補償基金負担金 ▲31		
	5. 雇用保険料 ▲193		
	6. 労災保険料 ▲27		
	8. 教職員互助会負担金 ▲54		
	9. 公立学校共済組合負担金 ▲22,494		
	10. 厚生年金負担金 79		
8. 旅 費 ▲2,942	1. 費用弁償 ▲2,942		
1. 報 酬 309	3. 非常勤職員報酬 309		
3. 職員手当等 14	10. 期末手当 8		
	11. 勤勉手当 6		
4. 共 済 費 ▲91	3. 共済組合負担金 ▲61		
	10. 厚生年金負担金 ▲30		
8. 旅 費 118	1. 費用弁償 118		
		1. 人 件 費	232
		(1) パートタイム会計年度任用職員	232
		ア. 報 酬	309
		イ. 手 当	14
		ウ. 共 済 費	▲91
		2. 事務経費	118
		旅	118

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2) 小学校費	3,378,823	▲64,900	3,313,923	▲13,635	102,400	-	▲153,665
1. 小学校管理費	2,749,443	154,274	2,903,717	-	102,400	-	51,874
2. 小学校教育振興費	510,313	▲219,174	291,139	▲13,635	-	-	▲205,539
(項)							
(3) 中学校費	1,563,116	117,197	1,680,313	-	73,200	-	43,997
1. 中学校管理費	1,249,962	117,197	1,367,159	-	73,200	-	43,997

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 23,405	3. 非常勤職員報酬 23,405
2. 給 料 ▲6,531	2. 一般職給 ▲6,531
3. 職員手当等 ▲153	2. 地域手当 ▲784 3. 通勤手当 ▲230 10. 期末手当 537 11. 勤勉手当 324
4. 共 済 費 ▲225	3. 共済組合負担金 ▲1,839 10. 厚生年金負担金 1,614
8. 旅 費 ▲1,842	1. 費用弁償 ▲1,842
12. 委 託 料 19,546	1. 委 託 料 19,546
14. 工事請負費 120,074	1. 工事請負費 120,074
19. 扶 助 費 ▲219,174	42. 就学援助費 ▲219,174
1. 報 酬 8,829	3. 非常勤職員報酬 8,829

概 要 説 明
1. 人 件 費 16,496 (1) パートタイム会計年度任用職員 29,117 ア. 報 酬 23,405 イ. 手 当 3,233 ウ. 共 済 費 2,479 (2) 一般職員 ▲9,321 (3) 再任用職員 ▲3,300 2. 学校水泳授業民間活用事業経費 11,297 委 11,297 3. 学校空調設備整備事業経費 128,323 (1) 教室等空調設備更新D B O事業設計・工事監理委託料 (2) 教室等空調設備更新D B O事業工事請負費 4. 事務経費 ▲1,842 旅 ▲1,842
1. 就学援助費 ▲219,174 (1) 要保護・準要保護児童援助費〔扶〕 ▲190,770 (2) 支援学級等就学奨励費〔扶〕 ▲28,404
1. 人 件 費 19,976 (1) パートタイム会計年度任用職員 11,313 ア. 報 酬 8,829

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(4) 幼稚園費	799,019	95,797	894,816	-	-	528	95,269
1. 幼稚園費	799,019	95,797	894,816	-	-	528	95,269

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 4,942	2. 一般職給 4,942	イ. 手 当 1,492 ウ. 共 済 費 992 (2) 一般職員 8,409 (3) 再任用職員 254
3. 職員手当等 4,221	2. 地域手当 593 3. 通勤手当 ▲91 10. 期末手当 2,011 11. 勤勉手当 1,708	2. 学校空調設備整備事業経費 97,677 (1) 教室等空調設備更新DBO事業設計・工事監理委託料 (2) 教室等空調設備更新DBO事業工事請負費
4. 共 済 費 1,984	3. 共済組合負担金 942 10. 厚生年金負担金 1,042	3. 事務経費 ▲456 旅 ▲456
8. 旅 費 ▲456	1. 費用弁償 ▲456	
12. 委 託 料 6,260	1. 委 託 料 6,260	
14. 工事請負費 91,417	1. 工事請負費 91,417	
1. 報 酬 74,947	3. 非常勤職員報酬 74,947	1. 人 件 費 94,546 (1) パートタイム会計年度任用職員 84,059 ア. 報 酬 74,947 イ. 手 当 ▲149 ウ. 共 済 費 9,261 (2) フルタイム会計年度任用職員 10,376 ア. 給 料 2,051 イ. 手 当 1,118 ウ. 共 済 費 7,207 (3) 臨時的任用職員 ▲5,323 (4) 一般職員 1,445
2. 給 料 1,518	2. 一般職給 1,518	
3. 職員手当等 1,441	1. 扶養手当 795 2. 地域手当 729 3. 通勤手当 ▲250	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(5) 社会教育費	1,664,641	12,058	1,676,699	-	-	-	12,058
2. 文化財保護費	298,715	2,849	301,564	-	-	-	2,849

(単位：千円)

節	細	節	概	要	説	明
区	区	区	区	区	区	区
分	分	分	分	分	分	分
金	金	金	金	金	金	金
	10. 期末手当 784		(5) 任期付常勤職員 3,989			
	11. 勤勉手当 ▲85		2. 幼稚園給食実施事業経費 528			
	14. 住居手当 -		(1) 諸 経 費 528			
	16. 教員特別手当 ▲332		3. 事務経費 723			
	19. 児童手当 ▲200		旅 528			
4. 共 済 費 16,640	3. 共済組合負担金 10,301					
	8. 教職員互助会負担金 6					
	9. 公立学校共済組合負担金 355					
	10. 厚生年金負担金 5,978					
8. 旅 費 723	1. 費用弁償 723					
10. 需 用 費 528	7. 賄材料費 528					
1. 報 酬 297	3. 非常勤職員報酬 297		1. 人 件 費 2,849			
2. 給 料 2,100	2. 一般職給 2,100		(1) パートタイム会計年度任用職員 400			
3. 職員手当等 ▲128	1. 扶養手当 ▲276		ア. 報 酬 297			
	2. 地域手当 221		イ. 手 当 ▲445			
			ウ. 共 済 費 548			
			(2) 一般職員 ▲1,852			
			(3) 再任用職員 4,301			

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 図書館費	1,341,258	9,209	1,350,467	-	-	-	9,209

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	3. 通勤手当 178		
	7. 特殊勤務手当 -		
	10. 期末手当 ▲421		
	11. 勤勉手当 ▲526		
	14. 住居手当 336		
	19. 児童手当 360		
4. 共 済 費 580	3. 共済組合負担金 65		
	10. 厚生年金負担金 515		
1. 報 酬 2,509	3. 非常勤職員報酬 2,509	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 (2) 一般職員 (3) 再任用職員 (4) 任期付短時間職員	9,090 3,606 2,509 816 281 14,642 ▲4,442 ▲4,716
2. 給 料 3,546	2. 一般職給 3,546	2. 事務経費 旅	119
3. 職員手当等 4,425	1. 扶養手当 588 2. 地域手当 602 3. 通勤手当 115 4. 管理職手当 828 10. 期末手当 1,517 11. 勤勉手当 977 14. 住居手当 ▲342		

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
	19. 児童手当 140
4. 共 済 費 ▲1,390	3. 共済組合負担金 ▲1,088 10. 厚生年金負担金 ▲302
8. 旅 費 119	1. 費用弁償 119
2. 給 料 278	2. 一般職給 278
3. 職員手当等 ▲2,225	1. 扶養手当 ▲156 2. 地域手当 ▲58 3. 通勤手当 ▲75 4. 管理職手当 ▲600 10. 期末手当 ▲490 11. 勤勉手当 ▲354 14. 住居手当 ▲336 19. 児童手当 ▲156
4. 共 済 費 ▲1,836	3. 共済組合負担金 ▲2,126 10. 厚生年金負担金 290

概 要 説 明
1. 人 件 費 ▲3,783 (1) 一般職員 ▲6,421 (2) 再任用職員 2,638

[illegible]

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 ▲4,270	2. 委員報酬 ▲76 3. 非常勤職員報酬 ▲4,194
2. 給 料 6,269	2. 一般職給 6,269
3. 職員手当等 ▲284	1. 扶養手当 181 2. 地域手当 792 3. 通勤手当 ▲906 10. 期末手当 270 11. 勤勉手当 ▲885 14. 住居手当 914 19. 児童手当 ▲650
4. 共 済 費 ▲4,712	3. 共済組合負担金 ▲3,677 5. 雇用保険料 ▲4 10. 厚生年金負担金 ▲1,031
8. 旅 費 ▲537	1. 費用弁償 ▲537
12. 委 託 料 ▲38,550	1. 委 託 料 ▲38,550
18. 負担金補助及び 交付金 178,208	1. 負 担 金 174,469

概 要 説 明
1. 人 件 費 ▲2,997 (1) 中学校全員給食事業P F I 事業者選定審査会委員 ▲76 (2) パートタイム会計年度任用職員 ▲10,942 ア. 報 酬 ▲4,194 イ. 手 当 ▲3,960 ウ. 共 済 費 ▲2,788 (3) 一般職員 13,826 (4) 再任用職員 ▲5,805
2. 運営経費 ▲537 (1) 諸 経 費 旅 ▲537
3. 中学校給食における全員給食実施事業経費 ▲38,550 (1) モニタリング等業務委託料 ▲7,150 (2) 第一学校給食共同調理場改修工事設計委託料 ▲31,400
4. 小学校給食無償化事業経費 178,208 負 174,469 補 3,739

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
11. 諸支出金	1, 299, 070	1, 140, 000	2, 439, 070	-	-	-	1, 140, 000
(項)							
(1) 諸 費	1, 299, 070	1, 140, 000	2, 439, 070	-	-	-	1, 140, 000
2. 財政調整基金費	313, 815	1, 140, 000	1, 453, 815	-	-	-	1, 140, 000
(款)							
12. 予 備 費	2, 253, 225	▲1, 853, 225	400, 000	-	-	-	▲1, 853, 225
(項)							
(1) 予 備 費	2, 253, 225	▲1, 853, 225	400, 000	-	-	-	▲1, 853, 225
1. 予 備 費	2, 253, 225	▲1, 853, 225	400, 000	-	-	-	▲1, 853, 225
歳 出 合 計	178, 853, 016	2, 062, 819	180, 915, 835	156, 689	854, 900	▲13, 695	1, 064, 925

(単位：千円)

[illegible]

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費	合 計	【 備 考 】 そ の 他 の 手 当 の 内 訳
			報 酬	給 料	期 末 手 当 (年 間 支 給 率)	地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 前	長 等	5	-	43,292	22,982 ※(3.5月分)	5,197	1,143	72,614	12,832	85,446	通退 1,143 -
	議 員	32	260,496	-	121,131 (4.65月分)	-	-	381,627	59,460	441,087	
	そ の 他 の 特 別 職	2,507	281,231	-	-	-	-	281,231	477	281,708	
	計	2,544	541,727	43,292	144,113	5,197	1,143	735,472	72,769	808,241	
補 正 額	長 等	-	-	▲192	▲4 (- 月分)	▲23	▲483	▲702	▲3,083	▲3,785	通退 ▲483 -
	議 員	-	117	-	- (- 月分)	-	-	117	-	117	
	そ の 他 の 特 別 職	6	791	-	-	-	-	791	-	791	
	計	6	908	▲192	▲4	▲23	▲483	206	▲3,083	▲2,877	
補 正 後	長 等	5	-	43,100	22,978 ※(3.5月分)	5,174	660	71,912	9,749	81,661	通退 660 -
	議 員	32	260,613	-	121,131 (4.65月分)	-	-	381,744	59,460	441,204	
	そ の 他 の 特 別 職	2,513	282,022	-	-	-	-	282,022	477	282,499	
	計	2,550	542,635	43,100	144,109	5,174	660	735,678	69,686	805,364	

(注) 備考欄(その他の手当の内訳)は次のとおり略している。

通…通勤手当 退…退職手当

※市長のみ期末手当(年間支給率)は3.3月分。

2. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(2,918) 1,971	3,104,441	8,945,156	7,986,093	20,035,690	3,663,896	23,699,586	
補 正 額	(▲89) ▲92	268,896	▲308,834	134,046	94,108	▲131,273	▲37,165	
補 正 後	(2,829) 1,879	3,373,337	8,636,322	8,120,139	20,129,798	3,532,623	23,662,421	

(注) 臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	172,074	4,679	176,753
	地 域 手 当	1,121,602	▲31,050	1,090,552
	通 勤 手 当	271,184	▲26,354	244,830
	管 理 職 手 当	249,993	20,862	270,855
	時 間 外 勤 務 手 当	368,442	▲648	367,794
	夜 間 勤 務 手 当	1,056	-	1,056
	特 殊 勤 務 手 当	7,695	188	7,883
	宿 日 直 手 当	84	-	84
	期 末 手 当	2,652,265	▲69,339	2,582,926
	勤 勉 手 当	2,221,494	▲100,153	2,121,341
	退 職 手 当	774,073	328,855	1,102,928
	住 居 手 当	137,062	5,705	142,767
	教 員 特 別 手 当	4,359	▲182	4,177
	初 任 給 調 整 手 当	4,260	1,483	5,743
	管理職員特別勤務手当	450	-	450

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

(単位：千円)

区分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考																			
給料	▲308,834	1 給与改定に伴う増減分	-																				
		2 その他の増減分	▲308,834	採用に伴う増加分 11,445 退職に伴う減少分 ▲ 215,082 異動等に伴う増減分 ▲ 105,197	職員数の異動状況 <table><tr><td></td><td>補正前</td><td>補正後</td><td>増 減</td></tr><tr><td>現 に 在 職</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>する職員数</td><td>1,892</td><td>1,902</td><td>10</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>79</td><td>▲23</td><td>▲102</td></tr><tr><td>計</td><td>1,971</td><td>1,879</td><td>▲92</td></tr></table>		補正前	補正後	増 減	現 に 在 職	人	人	人	する職員数	1,892	1,902	10	そ の 他	79	▲23	▲102	計	1,971
	補正前	補正後	増 減																				
現 に 在 職	人	人	人																				
する職員数	1,892	1,902	10																				
そ の 他	79	▲23	▲102																				
計	1,971	1,879	▲92																				

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職 員 手 当	134,046	1 制度改正に伴う増減分	-		
		2 その他の増減分	134,046	扶養手当 4,679 地域手当 ▲31,050 通勤手当 ▲26,354 管理職手当 20,862 時間外勤務手当 ▲648 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 188 宿日直手当 - 期末手当 ▲69,339 勤勉手当 ▲100,153 退職手当 328,855 住居手当 5,705 教員特別手当 ▲182 初任給調整手当 1,483 管理職員特別勤務手当 -	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 7 年 10 月 1 日 現 在			令 和 8 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平 均 年 齢
一 般 行 政 職	324,843	421,907	42歳 9 月	330,816	437,360	42歳 6 月
技 能 労 務 職	325,845	399,677	50歳 7 月	328,525	395,661	51歳 2 月
医 師	547,533	846,877	60歳 0 月	568,700	889,602	60歳 5 月
栄 養 士 等	299,244	377,400	38歳 7 月	306,898	394,966	38歳 4 月
教 育 職	399,926	526,863	42歳 9 月	414,621	553,742	42歳 7 月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和7年10月1日現在	一般行政職	1 (0.1)	18 (1.2)	25 (1.6)	105 (6.9)	176 (11.5)	330 (21.7)	526 (34.5)	203 (13.3)	140 (9.2)	1,524 (100.0)
	技能労務職	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	65 (26.3)	131 (53.0)	30 (12.2)	14 (5.7)	7 (2.8)	247 (100.0)
	医 師	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (33.3)	2 (66.7)	- (-)	- (-)	3 (100.0)
	栄養士等	- (-)	- (-)	1 (2.0)	2 (3.9)	1 (2.0)	7 (13.7)	24 (47.0)	8 (15.7)	8 (15.7)	51 (100.0)
	教 育 職	- (-)	1 (1.5)	1 (1.5)	37 (55.2)	- (-)	6 (9.0)	6 (9.0)	16 (23.8)	- (-)	67 (100.0)
令和8年7月1日現在	一般行政職	- (-)	17 (1.1)	26 (1.7)	105 (6.8)	175 (11.3)	347 (22.4)	511 (33.1)	195 (12.6)	170 (11.0)	1,546 (100.0)
	技能労務職	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	60 (25.6)	129 (55.1)	32 (13.7)	11 (4.7)	2 (0.9)	234 (100.0)
	医 師	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (50.0)	1 (50.0)	- (-)	- (-)	2 (100.0)
	栄養士等	- (-)	- (-)	1 (1.9)	1 (1.9)	2 (3.7)	9 (17.0)	22 (41.5)	9 (17.0)	9 (17.0)	53 (100.0)
	教 育 職	- (-)	1 (1.5)	1 (1.5)	36 (53.7)	- (-)	7 (10.4)	6 (9.0)	16 (23.9)	- (-)	67 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
広報業務経費	補正前	-	-	-
	補正額	127,333		-
	補正後	127,333	-	-
市民活動保険料	補正前	-	-	-
	補正額	3,500		-
	補正後	3,500	-	-
旧中宮北小学校跡地活用実施設計委託	補正前	-	-	-
	補正額	21,000		-
	補正後	21,000	-	-
個人番号カード交付等関連事業 (令和8年度設定分)	補正前	7,543	-	-
	補正額	303,191		-
	補正後	310,734	-	-
郵送請求対応業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	42,561		-
	補正後	42,561	-	-
システム標準化・共通化対応経費 (令和8年度設定分)	補正前	41,800	-	-
	補正額	3,300		-
	補正後	45,100	-	-
市税収納データ入力業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	21,761		-
	補正後	21,761	-	-
文化財管理用地草刈等委託	補正前	-	-	-
	補正額	7,224		-
	補正後	7,224	-	-
楠葉台場跡管理委託	補正前	-	-	-
	補正額	28,249		-
	補正後	28,249	-	-
淀川河川敷グラウンド草刈業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	15,636		-
	補正後	15,636	-	-

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	127,333	-	-	-	-	127,333
9	127,333	-	-	-	-	127,333
-	-	-	-	-	-	-
	3,500	-	-	-	-	3,500
9	3,500	-	-	-	-	3,500
-	-	-	-	-	-	-
	21,000	-	-	15,700	-	5,300
9	21,000	-	-	15,700	-	5,300
9	7,543	7,543	-	-	-	-
	303,191	303,191	-	-	-	-
9~10	310,734	310,734	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	42,561	-	-	-	-	42,561
9	42,561	-	-	-	-	42,561
9	41,800	41,580	-	-	-	220
	3,300	3,300	-	-	-	-
9	45,100	44,880	-	-	-	220
-	-	-	-	-	-	-
	21,761	-	-	-	-	21,761
9~11	21,761	-	-	-	-	21,761
-	-	-	-	-	-	-
	7,224	-	-	-	-	7,224
9	7,224	-	-	-	-	7,224
-	-	-	-	-	-	-
	28,249	-	-	-	-	28,249
9	28,249	-	-	-	-	28,249
-	-	-	-	-	-	-
	15,636	-	-	-	-	15,636
9	15,636	-	-	-	-	15,636

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
A E D コ ン ビ ニ 設 置 事 業 (令 和 8 年 度 設 定 分)	補正前	-	-	-
	補正額	41,592		-
	補正後	41,592	-	-
総合福祉会館地下駐車場浸水対策改修工事	補正前	-	-	-
	補正額	8,580		-
	補正後	8,580	-	-
高齢者団体遠方バス借上補助金	補正前	-	-	-
	補正額	4,775		-
	補正後	4,775	-	-
ひらかた健康づくりガイド関連経費	補正前	-	-	-
	補正額	5,058		-
	補正後	5,058	-	-
障害福祉団体遠方バス借上補助金	補正前	-	-	-
	補正額	2,675		-
	補正後	2,675	-	-
資源物再資源化処理委託	補正前	-	-	-
	補正額	198,000		-
	補正後	198,000	-	-
小中学校教室等空調設備整備事業 (令 和 8 年 度 設 定 分)	補正前	-	-	-
	補正額	274,000		-
	補正後	274,000	-	-
王仁公園プール設備等改修工事	補正前	-	-	-
	補正額	12,600		-
	補正後	12,600	-	-
学校給食調理業務委託 (令 和 8 年 度 設 定 分)	補正前	-	-	-
	補正額	323,886		-
	補正後	323,886	-	-
中学校給食管理運営システム 構築運用業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	53,240		-
	補正後	53,240	-	-
学校給食栄養管理運営システム 運用業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	6,551		-
	補正後	6,551	-	-

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	41,592	-	-	-	-	41,592
9~16	41,592	-	-	-	-	41,592
-	-	-	-	-	-	-
	8,580	-	-	8,500	-	80
9	8,580	-	-	8,500	-	80
-	-	-	-	-	-	-
	4,775	-	-	-	-	4,775
9	4,775	-	-	-	-	4,775
-	-	-	-	-	-	-
	5,058	-	-	-	-	5,058
9	5,058	-	-	-	-	5,058
-	-	-	-	-	-	-
	2,675	-	-	-	-	2,675
9	2,675	-	-	-	-	2,675
-	-	-	-	-	-	-
	198,000	-	-	-	-	198,000
9~10	198,000	-	-	-	-	198,000
-	-	-	-	-	-	-
	274,000	-	-	205,500	-	68,500
9	274,000	-	-	205,500	-	68,500
-	-	-	-	-	-	-
	12,600	-	-	9,400	-	3,200
9	12,600	-	-	9,400	-	3,200
-	-	-	-	-	-	-
	323,886	-	-	-	-	323,886
9~11	323,886	-	-	-	-	323,886
-	-	-	-	-	-	-
	53,240	-	-	-	-	53,240
9~11	53,240	-	-	-	-	53,240
-	-	-	-	-	-	-
	6,551	-	-	-	-	6,551
9~11	6,551	-	-	-	-	6,551

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
(仮称)枚方市立中学校給食センター PFI事業モニタリング業務委託	補正前	34,760	-	-
	補正額	▲ 34,760		-
	補正後	-	-	-
(仮称)枚方市立中学校給食センター 特定事業関連経費	補正前	12,083,069	-	-
	補正額	▲ 12,083,069		-
	補正後	-	-	-
総合型放課後事業 (放課後キッズクラブ)委託 (令和8年度設定分)	補正前	26,750	-	-
	補正額	15,161		-
	補正後	41,911	-	-
枚方市議会本会議録音反訳委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,565		-
	補正後	1,565	-	-
枚方市議会委員会記録作成委託	補正前	-	-	-
	補正額	745		-
	補正後	745	-	-
枚方市議会報配布委託	補正前	-	-	-
	補正額	10,349		-
	補正後	10,349	-	-
庁舎等維持管理委託 (令和8年度設定分)	補正前	830	-	-
	補正額	3,046		-
	補正後	3,876	-	-
電算システム等保守委託 (令和8年度設定分)	補正前	132,307	-	-
	補正額	40		-
	補正後	132,347	-	-
合 計	補正前	91,631,494		27,967,934
	補正額	▲ 10,582,211		-
	補正後	81,049,283		27,967,934

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
9～12	34,760	-	-	-	-	34,760
	▲ 34,760	-	-	-	-	▲ 34,760
-	-	-	-	-	-	-
9～26	12,083,069	373,956	-	2,685,700	-	9,023,413
	▲ 12,083,069	▲ 373,956	-	▲ 2,685,700	-	▲ 9,023,413
-	-	-	-	-	-	-
9	26,750	13,375	13,375	-	-	-
	15,161	2,386	2,386	-	-	10,389
9	41,911	15,761	15,761	-	-	10,389
-	-	-	-	-	-	-
	1,565	-	-	-	-	1,565
9	1,565	-	-	-	-	1,565
-	-	-	-	-	-	-
	745	-	-	-	-	745
9	745	-	-	-	-	745
-	-	-	-	-	-	-
	10,349	-	-	-	-	10,349
9	10,349	-	-	-	-	10,349
9～10	830	-	-	-	-	830
	3,046	-	-	-	-	3,046
9～10	3,876	-	-	-	-	3,876
9～13	132,307	-	-	-	6,705	125,602
	40	-	-	-	-	40
9～13	132,347	-	-	-	6,705	125,642
	63,663,560	3,887,807	1,312,906	10,056,570	2,246,788	46,159,489
	▲ 10,582,211	▲ 65,079	2,386	▲ 2,446,600	-	▲ 8,072,918
	53,081,349	3,822,728	1,315,292	7,609,970	2,246,788	38,086,571

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当該年度中元金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	補正前	54,820,774	59,960,244	8,187,000	7,245,300	60,901,944
	補正額	-	▲2,736,099	854,900	-	▲1,881,199
	補正後	54,820,774	57,224,145	9,041,900	7,245,300	59,020,745
(1) 総 務	補正前	8,607,790	8,210,856	398,000	1,674,319	6,934,537
	補正額	-	▲23,800	22,000	-	▲1,800
	補正後	8,607,790	8,187,056	420,000	1,674,319	6,932,737
(2) 民 生	補正前	2,297,801	2,682,974	384,800	258,603	2,809,171
	補正額	-	▲29,800	14,500	-	▲15,300
	補正後	2,297,801	2,653,174	399,300	258,603	2,793,871
(3) 衛 生	補正前	5,015,723	5,492,400	1,358,600	668,330	6,182,670
	補正額	-	▲400,566	290,800	-	▲109,766
	補正後	5,015,723	5,091,834	1,649,400	668,330	6,072,904
(4) 農林水産業	補正前	18,260	35,947	-	963	34,984
	補正額	-	▲9,200	-	-	▲9,200
	補正後	18,260	26,747	-	963	25,784
(5) 商 工	補正前	163,650	156,950	-	6,700	150,250
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	163,650	156,950	-	6,700	150,250
(6) 土 木	補正前	20,381,136	21,396,945	5,001,800	2,185,794	24,212,951
	補正額	-	▲467,699	375,500	-	▲92,199
	補正後	20,381,136	20,929,246	5,377,300	2,185,794	24,120,752
(7) 消 防	補正前	554,959	511,514	47,600	75,522	483,592
	補正額	-	▲4,600	-	-	▲4,600
	補正後	554,959	506,914	47,600	75,522	478,992
(8) 教 育	補正前	17,781,455	21,472,658	996,200	2,375,069	20,093,789
	補正額	-	▲1,800,434	152,100	-	▲1,648,334
	補正後	17,781,455	19,672,224	1,148,300	2,375,069	18,445,455
2. そ の 他	補正前	56,979,790	51,460,913	-	5,281,319	46,179,594
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	56,979,790	51,460,913	-	5,281,319	46,179,594
(1) 地 方 税 等 減収補填債	補正前	212,299	192,999	-	19,300	173,699
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	212,299	192,999	-	19,300	173,699
(2) 住 民 税 等 減税補填債	補正前	101,512	17,704	-	17,704	-
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	101,512	17,704	-	17,704	-
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	補正前	56,665,979	51,250,210	-	5,244,315	46,005,895
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	56,665,979	51,250,210	-	5,244,315	46,005,895
合 計	補正前	111,800,564	111,421,157	8,187,000	12,526,619	107,081,538
	補正額	-	▲2,736,099	854,900	-	▲1,881,199
	補正後	111,800,564	108,685,058	9,041,900	12,526,619	105,200,339

性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	▲410	-	-	-	-	▲410
(2)総務費	▲237,189	33,453	-	-	1,061,247	857,511
(3)民生費	311,758	21,592	-	14,520	811,779	1,159,649
(4)衛生費	▲88,139	8,151	-	-	284,251	204,263
(5)農林水産業費	7,552	-	-	-	513	8,065
(6)商工費	4,318	2,310	-	-	-	6,628
(7)土木費	1,034	1,369	-	49,637	352,691	404,731
(8)消防費	▲12,948	▲17,233	-	-	29,613	▲568
(9)教育費	▲14,617	▲19,733	-	211,491	▲40,966	136,175
(10)公債費	-	-	-	-	-	-
(11)諸支出金	-	-	-	-	1,140,000	1,140,000
(12)予備費	-	-	-	-	▲1,853,225	▲1,853,225
合計	▲28,641	29,909	-	275,648	1,785,903	2,062,819
現計予算の内訳	24,638,473	30,412,297	1,307,350	3,082,000	119,412,896	178,853,016
総計	24,609,832	30,442,206	1,307,350	3,357,648	121,198,799	180,915,835
総計の構成比 (%)	13.6	16.8	0.7	1.9	67.0	100.0

令和 8 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 179,505 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,900,505 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

入 歳

[illegible]

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料督促等帳票封入封緘等業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	16, 192
納入通知書封入封緘等業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	50, 600
合 計		66, 792

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 府支出金	24,630,718	732	24,631,450		
(項)					
(1) 府補助金	24,630,718	732	24,631,450		
1. 保険給付費等交付金	24,599,990	732	24,600,722	2. 保険給付費等交付金（特別交付金）	732
(款)					
4. 繰入金	3,381,199	16,034	3,397,233		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	3,381,199	16,034	3,397,233		
1. 一般会計繰入金	3,381,199	16,034	3,397,233	3. 職員給与等繰入金	16,034
(款)					
7. 繰越金	500,000	162,739	662,739		
(項)					
(1) 繰越金	500,000	162,739	662,739		
1. 繰越金	500,000	162,739	662,739	1. 繰越金	162,739
歳入合計	36,721,000	179,505	36,900,505		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 保険者努力支援分	732	1. 保険者努力支援分	732
1. 職員給与等繰入金	16,034	1. 職員給与等繰入金	16,034
1. 前年度繰越金	162,739	1. 前年度繰越金	162,739

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	640,028	16,034	656,062	-	-	-	16,034
(項)							
(1) 総務管理費	579,242	16,034	595,276	-	-	-	16,034
1. 一般管理費	572,692	16,034	588,726	-	-	-	16,034

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
1. 報 酬 513	3. 非常勤職員報酬 513	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 (2) 一般職員 (3) 任期付短時間職員	16,598 ▲11 513 ▲128 ▲396 16,623 ▲14
2. 給 料 7,960	2. 一般職給 7,960	2. 事務経費 旅	▲564 ▲564
3. 職員手当等 5,883	1. 扶養手当 ▲450 2. 地域手当 1,109 3. 通勤手当 ▲317 4. 管理職手当 1,428 7. 特殊勤務手当 17 10. 期末手当 2,895 11. 勤勉手当 465 14. 住居手当 1,176 19. 児童手当 ▲440		
4. 共 済 費 2,242	3. 共済組合負担金 2,392 5. 雇用保険料 ▲9 10. 厚生年金負担金 ▲141		
8. 旅 費 ▲564	1. 費用弁償 ▲564		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
3. 保健事業費	389,085	732	389,817	732	-	-	-
(項)							
(1) 特定健康診査等事業費	338,572	732	339,304	732	-	-	-
1. 特定健康診査等事業費	338,572	732	339,304	732	-	-	-
(款)							
8. 予 備 費	646,510	162,739	809,249	-	-	162,739	-
(項)							
(1) 予 備 費	646,510	162,739	809,249	-	-	162,739	-
1. 予 備 費	646,510	162,739	809,249	-	-	162,739	-
歳 出 合 計	36,721,000	179,505	36,900,505	732	-	162,739	16,034

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 771	3. 非常勤職員報酬 771	1. 人 件 費 637 (1) パートタイム会計年度任用職員 637 ア. 報 酬 771 イ. 手 当 ▲2 ウ. 共 済 費 ▲132
3. 職員手当等 ▲2	10. 期末手当 ▲1 11. 勤勉手当 ▲1	2. 事務経費 95 旅 95
4. 共 済 費 ▲132	3. 共済組合負担金 ▲80 5. 雇用保険料 12 10. 厚生年金負担金 ▲64	
8. 旅 費 95	1. 費用弁償 95	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(38) 33	61,544	129,674	114,612	305,830	60,474	366,304	
補 正 額	(1) -	1,284	7,960	6,321	15,565	2,110	17,675	
補 正 後	(39) 33	62,828	137,634	120,933	321,395	62,584	383,979	

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	1,548	▲450	1,098
	地 域 手 当	15,919	1,109	17,028
	通 勤 手 当	3,893	▲317	3,576
	管 理 職 手 当	1,428	1,428	2,856
	時 間 外 勤 務 手 当	7,964	-	7,964
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	482	17	499
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	44,021	2,894	46,915
	勤 勉 手 当	37,047	464	37,511
	住 居 手 当	2,310	1,176	3,486

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考																		
給 料	7,960	1 給与改定に伴う増減分	-																				
		2 その他の増減分	7,960	採用に伴う増加分 退職に伴う減少分 異動等に伴う増減分 7,960	職員数の異動状況 <table><tr><td></td><td>補 正 前</td><td>補 正 後</td><td>増 減</td></tr><tr><td>現 に 在 職</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>する職員数</td><td>33</td><td>33</td><td>-</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>計</td><td>33</td><td>33</td><td>-</td></tr></table>		補 正 前	補 正 後	増 減	現 に 在 職	人	人	人	する職員数	33	33	-	そ の 他	-	-	-	計	33
	補 正 前	補 正 後	増 減																				
現 に 在 職	人	人	人																				
する職員数	33	33	-																				
そ の 他	-	-	-																				
計	33	33	-																				

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
職員手当	6,321	1 制度改正に伴う増減分	-			
		2 その他の増減分	6,321	扶養手当 ▲450 地域手当 1,109 通勤手当 ▲317 管理職手当 1,428 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 17 宿日直手当 - 期末手当 2,894 勤勉手当 464 住居手当 1,176		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 7 年 10 月 1 日 現 在			令 和 8 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職 等	306,942	408,029	39歳 11月	315,612	440,670	40歳 2月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和7年 10月1日 現在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	2 (6.1)	2 (6.1)	8 (24.2)	10 (30.3)	4 (12.1)	7 (21.2)	33 (100.0)
令和8年 7月1日 現在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	2 (6.1)	2 (6.1)	7 (21.2)	13 (39.4)	3 (9.1)	6 (18.1)	33 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
保険料督促等帳票封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	16,192		-
	補正後	16,192	-	-
納入通知書封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	50,600		-
	補正後	50,600	-	-
合 計	補正前	581,243		231,472
	補正額	66,792		-
	補正後	648,035		231,472

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	16,192	-	-	-	-	16,192
9	16,192	-	-	-	-	16,192
-	-	-	-	-	-	-
	50,600	-	-	-	-	50,600
9	50,600	-	-	-	-	50,600
	349,771	-	117,257	2,100	-	230,414
	66,792	-	-	-	-	66,792
	416,563	-	117,257	2,100	-	297,206

令和 8 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,599 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 204,599 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

入 歳

[illegible]

歲入

— 192 —

(単位：千円)

細 節	
区 分	金 額
1. 前年度繰越金	2,599

概 要 説 明
1. 前年度繰越金 2,599

歲 出

[illegible]

(単位：千円)

節		細		節			
区	分	区	分	概			
金	額	金	額	要			
				説			
				明			

令和 8 年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 556,081 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,108,898 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

入 歳

(単位：千円)

[illegible]

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
保険料督促等帳票封入封緘等業務委託	-	-	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	5,313
納入通知書封入封緘等業務委託	-	-	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	14,960
介護用品支給事業委託	-	-	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	33,006
合 計		66,524		119,803

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
3. 国庫支出金	9,533,996	2,000	9,535,996		
(項)					
(2) 国庫補助金	2,461,463	2,000	2,463,463		
5. 事務費補助金	-	2,000	2,000	1. 事務費補助金	2,000
(款)					
6. 繰 入 金	7,185,081	10,130	7,195,211		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	6,317,062	10,130	6,327,192		
1. 一般会計繰入金	6,317,062	10,130	6,327,192	3. 職員給与等繰入金	10,130
(款)					
8. 繰 越 金	330,000	543,951	873,951		
(項)					
(1) 繰 越 金	330,000	543,951	873,951		
1. 繰 越 金	330,000	543,951	873,951	1. 繰 越 金	543,951
歳 入 合 計	41,552,817	556,081	42,108,898		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
6. 介護保険事業費補助金	2,000	1. 介護保険事業費補助金	2,000
1. 職員給与等繰入金	10,130	1. 職員給与等繰入金	10,130
1. 前年度繰越金	543,951	1. 前年度繰越金	543,951

歲 出

[illegible]

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 7,722	3. 非常勤職員報酬 7,722	1. 人 件 費 9,335 (1) パートタイム会計年度任用職員 10,898 ア. 報 酬 7,722 イ. 手 当 985 ウ. 共 済 費 2,191 (2) 一般職員 ▲1,774 (3) 再任用職員 211
2. 給 料 2,456	2. 一般職給 2,456	2. 認知症施策推進計画策定経費 2,000 委 2,000
3. 職員手当等 ▲512	1. 扶養手当 ▲1,215 2. 地域手当 162 3. 通勤手当 ▲273 4. 管理職手当 60 10. 期末手当 678 11. 勤勉手当 ▲514 14. 住居手当 588 19. 児童手当 2	3. 事務経費 795 旅 795
4. 共 済 費 ▲331	3. 共済組合負担金 ▲1,828 10. 厚生年金負担金 1,497	
8. 旅 費 795	1. 費用弁償 795	
12. 委 託 料 2,000	1. 委 託 料 2,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
5. 諸支出金	336,010	91,327	427,337	-	-	91,327	-
(項)							
(1) 償還金及び還付加算金	218,941	91,327	310,268	-	-	91,327	-
1. 償 還 金	205,891	91,327	297,218	-	-	91,327	-
(款)							
6. 基金積立金	126,101	452,624	578,725	-	-	452,624	-
(項)							
(1) 基金積立金	126,101	452,624	578,725	-	-	452,624	-
1. 基金積立金	126,101	452,624	578,725	-	-	452,624	-
歳 出 合 計	41,552,817	556,081	42,108,898	2,000	-	543,951	10,130

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
22. 償還金利息及び 割引料 91,327	1. 償 還 金 91,327	1. 国庫負担金等償還金	91,327
24. 積 立 金 452,624	1. 基金積立金 452,624	1. 介護給付費準備基金積立金	452,624

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(53) 27	101,367	106,571	120,202	328,140	62,854	390,994	
補 正 額	(6) 2	7,722	2,456	▲514	9,664	▲331	9,333	
補 正 後	(59) 29	109,089	109,027	119,688	337,804	62,523	400,327	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	3,636	▲1,215	2,421
	地 域 手 当	13,535	162	13,697
	通 勤 手 当	4,024	▲273	3,751
	管 理 職 手 当	2,568	60	2,628
	時 間 外 勤 務 手 当	8,923	-	8,923
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	83	-	83
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	46,957	678	47,635
	勤 勉 手 当	39,468	▲514	38,954
	住 居 手 当	1,008	588	1,596

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職員手当	▲514	1 制度改正に伴う増減分	-		
		2 その他の増減分	▲514	扶養手当 ▲1,215 地域手当 162 通勤手当 ▲273 管理職手当 60 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 678 勤勉手当 ▲514 住居手当 588	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 7 年 10 月 1 日 現 在			令 和 8 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職 等	323,577	442,362	43歳 7月	312,600	450,865	40歳 1月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和 7 年 10 月 1 日 現 在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	1 (3.7)	4 (14.8)	6 (22.2)	9 (33.4)	4 (14.8)	3 (11.1)	27 (100.0)
令和 8 年 7 月 1 日 現 在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	1 (3.5)	3 (10.4)	5 (17.2)	9 (31.0)	5 (17.2)	6 (20.7)	29 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
保険料督促等帳票封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	5,313		-
	補正後	5,313	-	-
納入通知書封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	14,960		-
	補正後	14,960	-	-
介護用品支給事業委託	補正前	-	-	-
	補正額	33,006		-
	補正後	33,006	-	-
合 計	補正前	627,454		308,612
	補正額	53,279		-
	補正後	680,733		308,612

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	5,313	-	-	-	-	5,313
9	5,313	-	-	-	-	5,313
-	-	-	-	-	-	-
	14,960	-	-	-	-	14,960
9	14,960	-	-	-	-	14,960
-	-	-	-	-	-	-
	33,006	12,707	6,354	-	7,591	6,354
9	33,006	12,707	6,354	-	7,591	6,354
	318,842	39,271	19,636	-	24,723	235,212
	53,279	12,707	6,354	-	7,591	26,627
	372,121	51,978	25,990	-	32,314	261,839

令和 8 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 41,309 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,132,309 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

歲入

[illegible]

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料督促等帳票封入封緘等業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	3,795
納入通知書封入封緘等業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	15,290
合 計		19,085

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 繰 入 金	1,864,718	▲757	1,863,961		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	1,864,718	▲757	1,863,961		
1. 一般会計繰入金	1,864,718	▲757	1,863,961	3. 職員給与等繰入金	▲757
(款)					
4. 繰 越 金	54,000	42,066	96,066		
(項)					
(1) 繰 越 金	54,000	42,066	96,066		
1. 繰 越 金	54,000	42,066	96,066	1. 繰 越 金	42,066
歳 入 合 計	10,091,000	41,309	10,132,309		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 職員給与等繰入金	▲757	1. 職員給与等繰入金	▲757
1. 前年度繰越金	42,066	1. 前年度繰越金	42,066

歲 出

[illegible]

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
1. 報 酬 279	3. 非常勤職員報酬 279	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 (2) 一般職員 (3) 再任用職員	▲637 210 279 28 ▲97 4,727 ▲5,574
2. 給 料 ▲432	2. 一般職給 ▲432	2. 事務経費 旅	▲120 ▲120
3. 職員手当等 ▲11	1. 扶養手当 2. 地域手当 3. 通勤手当 7. 特殊勤務手当 10. 期末手当 11. 勤勉手当 14. 住居手当 19. 児童手当		▲120 ▲63 434 11 75 ▲172 ▲336 160
4. 共 済 費 ▲473	1. 互助会負担金 3. 共済組合負担金 4. 災害補償基金負担金 5. 雇用保険料 10. 厚生年金負担金		▲2 ▲413 ▲10 ▲11 ▲37

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	9,826,716	42,066	9,868,782	-	-	42,066	-
(項)							
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	9,826,716	42,066	9,868,782	-	-	42,066	-
1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	9,826,716	42,066	9,868,782	-	-	42,066	-
歳 出 合 計	10,091,000	41,309	10,132,309	-	-	42,066	▲757

(単位：千円)

節	細	節	
区	分	区	分
金	額	金	額
8. 旅 費	1. 費用弁償		
▲120	▲120		
18. 負担金補助及び 交付金	1. 負 担 金	1. 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金	42,066
42,066	42,066		

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(11) 10	12,242	38,685	29,580	80,507	17,023	97,530	
補 正 額	(-) -	279	▲432	▲171	▲324	▲473	▲797	
補 正 後	(11) 10	12,521	38,253	29,409	80,183	16,550	96,733	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	432	▲120	312
	地 域 手 当	4,768	▲63	4,705
	通 勤 手 当	1,018	434	1,452
	管 理 職 手 当	600	-	600
	時 間 外 勤 務 手 当	1,312	-	1,312
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	82	11	93
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	11,090	75	11,165
	勤 勉 手 当	9,282	▲172	9,110
	住 居 手 当	996	▲336	660

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

(単位：円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考																		
給 料	▲432	1 給与改定に伴う増減分	-																				
		2 その他の増減分	▲432	採用に伴う増加分 1,301 退職に伴う減少分 - 異動等に伴う増減分 ▲1,733 職員数の異動状況 <table> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増 減</th> </tr> <tr> <td>現 に 在 職</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>する職員数</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>-</td> </tr> </table>		補正前	補正後	増 減	現 に 在 職	人	人	人	する職員数	10	10	-	そ の 他	-	-	-	計	10	10
	補正前	補正後	増 減																				
現 に 在 職	人	人	人																				
する職員数	10	10	-																				
そ の 他	-	-	-																				
計	10	10	-																				

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職員手当	▲171	1 制度改正に伴う増減分	-		
		2 その他の増減分	▲171	扶養手当 ▲120	
				地域手当 ▲63	
				通勤手当 434	
				管理職手当 -	
				時間外勤務手当 -	
				夜間勤務手当 -	
				特殊勤務手当 11	
				宿日直手当 -	
				期末手当 75	
				勤勉手当 ▲172	
				住居手当 ▲336	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 7 年 10 月 1 日 現 在			令 和 8 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職 等	313,733	387,310	41歳 6月	308,700	453,860	35歳 9月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和 7 年 10 月 1 日 現 在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (10.0)	2 (20.0)	5 (50.0)	- (-)	2 (20.0)	10 (100.0)
令和 8 年 7 月 1 日 現 在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (10.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	- (-)	4 (40.0)	10 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
保険料督促等帳票封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	3,795		-
	補正後	3,795	-	-
納入通知書封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	15,290		-
	補正後	15,290	-	-
合 計	補正前	110,709		27,171
	補正額	19,085		-
	補正後	129,794		27,171

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	3,795	-	-	-	-	3,795
9	3,795	-	-	-	-	3,795
-	-	-	-	-	-	-
	15,290	-	-	-	-	15,290
9	15,290	-	-	-	-	15,290
	83,538	-	-	-	-	83,538
	19,085	-	-	-	-	19,085
	102,623	-	-	-	-	102,623

令和 8 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第 2 号)

令和 8 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 381 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,381 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年(2026 年) 8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

歲入

(単位：千円)

[illegible]

歲入

— 236 —

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 前年度繰越金	381	1. 前年度繰越金	381

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	46,705	381	47,086	-	-	381	-
(項)							
(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	46,705	381	47,086	-	-	381	-
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金	43,939	381	44,320	-	-	381	-
歳 出 合 計	56,000	381	56,381	-	-	381	-

(単位：千円)

節	細	節	概 要 説 明	
区 分	区 分	区 分		
金 額	金 額	金 額		
20. 貸 付 金 381	1. 貸 付 金 381		1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金 (1) 母子福祉資金貸付金	381 381

令和8年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度大阪府枚方市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度大阪府枚方市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	6,853,389	▲ 6,377	6,847,012
第1項 営業収益	4,814,216	▲ 2,030	4,812,186
第2項 営業外収益	2,038,673	▲ 4,347	2,034,326

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	6,118,016	▲ 10,735	6,107,281
第1項 営業費用	5,580,562	▲ 10,735	5,569,827

（資本的収入）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,104,721千円は、当年度消費税資本的収支調整額713,103千円、建設改良積立金851,091千円、当年度損益勘定留保資金2,540,527千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	6,002,856	147,101	6,149,957
第3項 国 府 補 助 金	210,128	▲ 137,171	72,957
第5項 他 会 計 出 資 金	1,120,278	284,272	1,404,550

(債務負担行為)

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
車両購入費 (令和8年度設定分)	-	-	令和8年度から 令和9年度まで	6,000
電算システム等賃貸借 (令和8年度設定分) (その2)	-	-	令和8年度から 令和13年度まで	59,730
合 計		490,095		555,825

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	917,337	▲ 11,440	905,897

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1,398,998千円に改める。

令和8年(2026年)8月28日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 8 年度大阪府枚方市水道事業

1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業収益		6,853,389	▲ 6,377	6,847,012
営業収益		4,814,216	▲ 2,030	4,812,186
	他会計負担金	5,979	▲ 2,030	3,949
営業外収益		2,038,673	▲ 4,347	2,034,326
	他会計負担金	7,878	1,351	9,229
	他会計補助金	1,401,641	▲ 2,643	1,398,998
	資本費繰入収益	26,576	▲ 3,055	23,521
収入合計		6,853,389	▲ 6,377	6,847,012

会計補正予算説明書（第1号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
他 会 計 負 担 金	▲ 2,030	1. 他会計負担金 消火栓維持管理手数料	▲ 2,030
他 会 計 負 担 金	1,351	1. 他会計負担金 児童手当分	1,351
他 会 計 補 助 金	▲ 2,643	1. 他会計補助金 水道料金福祉減免分	▲ 2,643
資 本 費 繰 入 収 益	▲ 3,055	1. 資本費繰入収益 消火栓新設負担金	▲ 3,055

2. 収 益 的 支 出

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
水 道 事 業 費 用		6,118,016	▲ 10,735	6,107,281
営 業 費 用		5,580,562	▲ 10,735	5,569,827
	原 水 及 び 浄 水 費	1,545,258	3,836	1,549,094
	配 水 及 び 給 水 費	954,765	3,832	958,597
	業 務 費	239,323	5,403	244,726
	総 係 費	299,353	▲ 23,806	275,547

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
給 料	1,088	1. 人件費	3,836
		(1) 給料	1,088
		一般職員	
手 当 等	2,593	(2) 手当等	2,593
		ア. 扶養手当	120
		イ. 地域手当	147
法 定 福 利 費	155	ウ. 期末手当	1,277
		エ. 勤勉手当	1,049
		(3) 法定福利費	155
		共済組合負担金	
給 料	2,763	1. 人件費	3,832
		(1) 給料	2,763
		ア. 一般職員	6,250
手 当 等	2,282	イ. 再任用職員	▲ 3,487
		(2) 手当等	2,282
		ア. 扶養手当	900
法 定 福 利 費	▲ 1,213	イ. 地域手当	636
		ウ. 通勤手当	▲ 256
		エ. 管理職手当	1,656
		オ. 期末手当	▲ 377
		カ. 勤勉手当	▲ 277
		(3) 法定福利費	▲ 1,213
		共済組合負担金	
給 料	3,474	1. 人件費	5,403
		(1) 給料	3,474
		一般職員	
手 当 等	1,162	(2) 手当等	1,162
		ア. 地域手当	416
		イ. 期末手当	405
法 定 福 利 費	767	ウ. 勤勉手当	341
		(3) 法定福利費	767
		共済組合負担金	
給 料	▲ 12,039	1. 人件費	▲ 23,806
		(1) 給料	▲ 12,039
		一般職員	
手 当 等	▲ 7,186	(2) 手当等	▲ 7,186

[illegible]

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
法 定 福 利 費	▲ 4,581	千円 ア . 地域手当 ▲ 1,646 イ . 管理職手当 ▲ 1,566 ウ . 期末手当 ▲ 2,564 エ . 勤勉手当 ▲ 2,115 オ . 児童手当 705 (3) 法定福利費 ▲ 4,581 共済組合負担金	

3. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的収入		6,002,856	147,101	6,149,957
国府補助金		210,128	▲ 137,171	72,957
	国府補助金	210,128	▲ 137,171	72,957
他会計出資金		1,120,278	284,272	1,404,550
	他会計出資金	1,120,278	284,272	1,404,550
収入合計		6,002,856	147,101	6,149,957

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
国 庫 補 助 金	▲ 137,171	1. 国庫補助金 社会資本整備総合交付金	▲ 137,171
他 会 計 出 資 金	284,272	1. 他会計出資金 水道管路耐震化事業	284,272

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分					職 員 数			給 与 費				法 福 利 定 費	合 計
					特 別 職		一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
					管理者 (人)	その他 (人)							
補 正 前	損 益 勘 定	支 弁 職 員	1	3	(14) 57	19,521	240,569	219,518	479,608	93,738	573,346		
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(2) 39	5,204	155,451	124,664	285,319	58,672	343,991		
	合 計		1	3	(16) 96	24,725	396,020	344,182	764,927	152,410	917,337		
補 正 額	損 益 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(-) ▲2	-	▲4,714	▲1,854	▲6,568	▲4,872	▲11,440		
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(-) 1	-	-	-	-	-	-		
	合 計		-	-	(-) ▲1	-	▲4,714	▲1,854	▲6,568	▲4,872	▲11,440		
補 正 後	損 益 勘 定	支 弁 職 員	1	3	(14) 55	19,521	235,855	217,664	473,040	88,866	561,906		
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(2) 40	5,204	155,451	124,664	285,319	58,672	343,991		
	合 計		1	3	(16) 95	24,725	391,306	342,328	758,359	147,538	905,897		

※ 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、下水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分			補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養	手 当		11,699	1,020	12,719
	地 域	手 当		50,405	▲447	49,958
	通 勤	手 当		11,556	▲256	11,300
	管 理 職	手 当		12,276	90	12,366
	時 間 外 勤 務	手 当		35,959	-	35,959
	特 殊 勤 務	手 当		250	-	250
	住 居	手 当		7,589	-	7,589
	期 末	手 当		105,679	▲1,259	104,420
	勤 勉	手 当		86,886	▲1,002	85,884
	退 職 給 付 費			21,883	-	21,883

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一 般 職

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考														
給 料	▲4,714	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	▲4,714	採用に伴う増加分 4,438 退職に伴う減少分 ▲9,344 異動等に伴う増減分 192	職員数の異動状況 (単位:人) <table><tr><td></td><td>補正前</td><td>補正後</td><td>増減</td></tr><tr><td>現 に 在 職 す る 職 員 数</td><td>98</td><td>95</td><td>▲3</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>▲2</td><td>-</td><td>2</td></tr><tr><td>計</td><td>96</td><td>95</td><td>▲1</td></tr></table>		補正前	補正後	増減	現 に 在 職 す る 職 員 数	98	95	▲3	そ の 他	▲2	-	2	計	96
	補正前	補正後	増減																
現 に 在 職 す る 職 員 数	98	95	▲3																
そ の 他	▲2	-	2																
計	96	95	▲1																
手 当	▲1,854	1 制度改正に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	▲1,854	扶 養 手 当 1,020 地 域 手 当 ▲447 通 勤 手 当 ▲256 管 理 職 手 当 90 時間外勤務手当 - 特殊勤務手当 - 住 居 手 当 - 期 末 手 当 ▲1,259 勤 勉 手 当 ▲1,002 退 職 給 付 費 -															

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令 和 8 年 7 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額	337,464	312,607
	平 均 給 与 月 額	432,004	386,479
	平 均 年 齢 (歳)	46歳 7月	45歳 4月
令 和 7 年 10 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額	329,648	303,921
	平 均 給 与 月 額	419,421	364,722
	平 均 年 齢 (歳)	46歳 8月	45歳 5月

※ 平均給与月額には、期末手当、勤勉手当及び退職給付費を含まない。

(2) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 8 年 7 月 1 日 現在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	-	-	8 級	-	-
	7 級	2	2.5	7 級	-	-
	6 級	6	7.4	6 級	-	-
	5 級	10	12.4	5 級	2	14.3
	4 級	27	33.3	4 級	8	57.2
	3 級	30	37.0	3 級	3	21.4
	2 級	2	2.5	2 級	1	7.1
	1 級	4	4.9	1 級	-	-
	計	81	100.0	計	14	100.0
令和 7 年 10 月 1 日 現在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	1	1.2	8 級	-	-
	7 級	2	2.4	7 級	-	-
	6 級	6	7.1	6 級	-	-
	5 級	10	11.9	5 級	2	14.3
	4 級	23	27.4	4 級	7	50.0
	3 級	28	33.3	3 級	4	28.6
	2 級	11	13.1	2 級	1	7.1
	1 級	3	3.6	1 級	-	-
	計	84	100.0	計	14	100.0

債 務 負 担 行 為

事 項		限 度 額
車両購入費（令和 8 年度設定分）	補 正 前	-
	補 正 額	6,000
	補 正 後	6,000
電算システム等賃貸借（令和 8 年度設定分）（その 2）	補 正 前	-
	補 正 額	59,730
	補 正 後	59,730
合 計	補 正 前	15,790,743
	補 正 額	65,730
	補 正 後	15,856,473

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

前年度末までの支払発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	期 間 年度	金 額	
-	-	-	-	損益勘定留保資金
-	-	-	6,000	
-	-	9	6,000	
-	-	-	-	水道料金等及び 損益勘定留保資金
-	-	-	59,730	
-	-	9～13	59,730	
	535,970		15,254,773	
	-		65,730	
	535,970		15,320,503	

令和8年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和8年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病 院 事 業 費 用	12,644,751 千円	7,244 千円	12,651,995 千円
第1項 医 業 費 用	12,124,973 千円	7,244 千円	12,132,217 千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
患者給食調理業務委託 （令和8年度設定分）	—	—	令和8年度から 令和11年度まで	415,629 千円
合 計		27,663 千円		443,292 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 給 与 費	6,352,532 千円	7,244 千円	6,359,776 千円

令和8年（2026年）8月28日 提出

枚方市長 伏 見 隆

1. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病 院 事 業 費 用		12,644,751	7,244	12,651,995
1. 医 業 費 用		12,124,973	7,244	12,132,217
	1. 給 与 費	6,352,532	7,244	6,359,776
支 出 合 計		12,644,751	7,244	12,651,995

病院事業会計補正予算説明書（第1号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	9,856	1. 給 料	9,856
		(1) 一般職	6,606
		ア. 医師給	13,076
		イ. 看護師給	▲2,814
		ウ. 事務員給	▲3,656
手 当 等	7,887	(2) 任期付職員	3,250
		医師給	
		2. 手 当 等	7,887
		(1) 扶養手当	231
		(2) 地域手当	1,206
		(3) 通勤手当	237
		(4) 管理職手当	1,359
		(5) 初任給調整手当	2,349
		(6) 期末手当	1,447
		(7) 勤勉手当	840
		(8) 住居手当	218
報 酬	▲14,499	3. 報 酬	▲14,499
		パートタイム	
		会計年度任用職員	
法 定 福 利 費	4,000	4. 法定福利費	4,000
		(1) 共済組合負担金	4,194
		(2) 厚生年金負担金	▲194

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位:千円)

区分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考															
給料	9,856	1. 給与改定に伴う増減分	-																
		2. その他の増減分	9,856	採用に伴う増加分 63,825 退職に伴う減少分 ▲66,361 異動等に伴う増減分 12,392	職員数の異動状況 (単位:人) <table><tr><td></td><td>補正前</td><td>補正後</td><td>増 減</td></tr><tr><td>現に在職する職員数</td><td>508</td><td>541</td><td>33</td></tr><tr><td>その他</td><td>32</td><td>-</td><td>▲32</td></tr><tr><td>計</td><td>540</td><td>541</td><td>1</td></tr></table>		補正前	補正後	増 減	現に在職する職員数	508	541	33	その他	32	-	▲32	計	540
	補正前	補正後	増 減																
現に在職する職員数	508	541	33																
その他	32	-	▲32																
計	540	541	1																
手当	7,887	1. 制度改正に伴う増減分	-																
		2. その他の増減分	7,887	扶養手当 231 地域手当 1,206 通勤手当 237 管理職手当 1,359 初任給調整手当 2,349 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 管理職特別勤務手当 - 期末手当 1,447 勤勉手当 840 住居手当 218 退職給付費 -															

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		令和7年10月1日現在			令和8年7月1日現在		
		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
医師	職	474,945	1,121,594	47歳 1月	495,059	1,195,668	42歳 1月
看護師	職	300,149	400,512	38歳 4月	309,717	418,506	37歳 1月
医療技術	職	304,104	410,539	40歳 1月	319,004	421,375	39歳 11月
事務	職	333,889	434,718	44歳 5月	344,113	456,077	42歳 7月

(注) 平均給与月額には、期末手当、勤勉手当及び退職給付費を含まない。

(2) 級別職員数

区分	等級	医 師 職		看 護 師 職		医 療 技 術 職		事 務 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年10月1日現在	9 級	-	-	-	-	-	-	-	-
	8 級	-	-	-	-	-	-	1	3.0
	7 級	-	-	-	-	1	1.1	3	9.1
	6 級	-	-	-	-	7	7.5	3	9.1
	5 級	-	-	9	2.8	17	18.3	4	12.1
	4 級	11	17.5	7	2.2	26	28.0	8	24.3
	3 級	28	44.4	28	8.8	11	11.8	10	30.3
	2 級	24	38.1	152	47.6	20	21.5	3	9.1
	1 級	-	-	123	38.6	11	11.8	1	3.0
	計	63	100.0	319	100.0	93	100.0	33	100.0
令和8年7月1日現在	9 級	-	-	-	-	-	-	-	-
	8 級	-	-	-	-	1	1.0	1	3.1
	7 級	-	-	1	0.3	1	1.0	2	6.3
	6 級	-	-	4	1.1	6	6.2	3	9.4
	5 級	-	-	4	1.1	19	19.6	4	12.5
	4 級	8	12.5	10	2.9	27	27.8	9	28.0
	3 級	31	48.4	33	9.5	8	8.3	8	25.0
	2 級	25	39.1	139	40.0	23	23.7	3	9.4
	1 級	-	-	157	45.1	12	12.4	2	6.3
	計	64	100.0	348	100.0	97	100.0	32	100.0

債 務 負 担 行 為

事 項		限度額	前年度末までの支払発生（見込）	
			期 間 年度	金 額
患者給食調理業務委託 （令和８年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	415,629		-
	補 正 後	415,629	-	-
合 計	補 正 前	8,052,625		1,393,870
	補 正 額	415,629		-
	補 正 後	8,468,254		1,393,870

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

当該年度以降の支払発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	
-	-	診療収入
	415,629	
9～11	415,629	
	6,658,755	
	415,629	
	7,074,384	

令和8年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度大阪府枚方市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度大阪府枚方市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	13,192,269	53,591	13,245,860
第1項 営業収益	8,453,673	▲ 1,300	8,452,373
第2項 営業外収益	4,703,064	54,891	4,757,955

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	12,390,962	21,282	12,412,244
第1項 営業費用	11,345,170	21,282	11,366,452

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,262,440千円は、当年度消費税資本的収支調整額265,517千円、過年度損益勘定留保資金3,996,923千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	5,619,168	▲ 47,500	5,571,668
第1項 企 業 債	3,174,100	▲ 261,900	2,912,200
第3項 国 府 補 助 金	494,000	▲ 83,400	410,600
第4項 他 会 計 負 担 金	676,900	297,800	974,700

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	9,814,845	19,263	9,834,108
第2項 建 設 改 良 事 業 費	4,602,478	19,263	4,621,741

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	区 分	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 整 備 事 業	補正前	2,970,600	普通貸借又は 証 券 発 行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
	補正後	2,708,700			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	905,535	42,315	947,850

令和8年（2026年）8月28日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 8 年度大阪府枚方市下水道事業

1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
下水道事業収益		13,192,269	53,591	13,245,860
営業収益		8,453,673	▲ 1,300	8,452,373
	国府補助金	3,800	▲ 1,300	2,500
営業外収益		4,703,064	54,891	4,757,955
	他会計負担金	1,577,074	54,891	1,631,965
収入合計		13,192,269	53,591	13,245,860

会計補正予算説明書（第1号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
国 庫 補 助 金	▲ 1,300	1. 国庫補助金 社会資本整備総合交付金	▲ 1,300
他 会 計 負 担 金	54,891	1. 他会計負担金 分流式下水道経費分	54,891

2. 収 益 的 支 出

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
下 水 道 事 業 費 用		12,390,962	21,282	12,412,244
営 業 費 用		11,345,170	21,282	11,366,452
	汚 水 費	280,517	5,605	286,122
	雨 水 費	1,023,187	6,249	1,029,436
	総 係 費	349,806	9,428	359,234
支 出 合 計		12,390,962	21,282	12,412,244

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	3,630	1. 人件費	5,605
		(1) 給料	3,630
		再任用職員	
手 当 等	1,119	(2) 手当等	1,119
		ア. 地域手当	418
		イ. 通勤手当	187
法 定 福 利 費	856	ウ. 期末手当	298
		エ. 勤勉手当	216
		(3) 法定福利費	856
		ア. 共済組合負担金	849
		イ. 厚生年金負担金	7
給 料	3,702	1. 人件費	6,249
		(1) 給料	3,702
		再任用職員	
手 当 等	1,497	(2) 手当等	1,497
		ア. 地域手当	444
		イ. 通勤手当	207
法 定 福 利 費	1,050	ウ. 期末手当	492
		エ. 勤勉手当	354
		(3) 法定福利費	1,050
		共済組合負担金	
給 料	6,882	1. 人件費	9,428
		(1) 給料	6,882
		一般職員	
手 当 等	1,728	(2) 手当等	1,728
		ア. 扶養手当	234
		イ. 地域手当	956
法 定 福 利 費	818	ウ. 管理職手当	864
		エ. 住居手当	252
		オ. 期末手当	660
		カ. 勤勉手当	532
		キ. 児童手当	▲ 1,770
		(3) 法定福利費	818
		共済組合負担金	

3. 資 本 的 収 入

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
資 本 的 収 入		5,619,168	▲ 47,500	5,571,668
企 業 債		3,174,100	▲ 261,900	2,912,200
	公 共 下 水 道 事 業 債	2,970,600	▲ 261,900	2,708,700
国 府 補 助 金		494,000	▲ 83,400	410,600
	国 府 補 助 金	494,000	▲ 83,400	410,600
他 会 計 負 担 金		676,900	297,800	974,700
	他 会 計 負 担 金	676,900	297,800	974,700
収 入 合 計		5,619,168	▲ 47,500	5,571,668

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	千円
公 共 下 水 道 事 業 債	▲ 261,900	1. 公共下水道事業債 ▲ 261,900 雨水公共下水道事業
国 庫 補 助 金	▲ 83,400	1. 国庫補助金 ▲ 83,400 社会資本整備総合交付金 ア. 汚水公共下水道補助金 ▲ 44,000 イ. 雨水公共下水道補助金 ▲ 39,400
他 会 計 負 担 金	297,800	1. 他会計負担金 297,800 雨水建設費分

4. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		9,814,845	19,263	9,834,108
建設改良事業費		4,602,478	19,263	4,621,741
	建設改良事務費	333,805	19,263	353,068
支出合計		9,814,845	19,263	9,834,108

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	11,764	1. 人件費	19,263
		(1) 給料	11,764
		一般職員	
手 当 等	6,379	(2) 手当等	6,379
		ア. 地域手当	1,388
		イ. 通勤手当	488
法 定 福 利 費	1,120	ウ. 期末手当	2,604
		エ. 勤勉手当	1,899
		(3) 法定福利費	1,120
		共済組合負担金	

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分					職 員 数			給 与 費				法 福 利 定 費	合 計
					特 別 職		一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
					管理者 (人)	その他 (人)							
補 正 前	損 益 勘 定	支 弁 職 員	-	6	(12) 61	16, 271	253, 053	260, 132	529, 456	95, 753	625, 209		
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(1) 31	2, 107	121, 023	110, 246	233, 376	46, 950	280, 326		
	合 計		-	6	(13) 92	18, 378	374, 076	370, 378	762, 832	142, 703	905, 535		
補 正 額	損 益 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(-) 4	-	14, 214	6, 114	20, 328	2, 724	23, 052		
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(-) 3	-	11, 764	6, 379	18, 143	1, 120	19, 263		
	合 計		-	-	(-) 7	-	25, 978	12, 493	38, 471	3, 844	42, 315		
補 正 後	損 益 勘 定	支 弁 職 員	-	6	(12) 65	16, 271	267, 267	266, 246	549, 784	98, 477	648, 261		
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(1) 34	2, 107	132, 787	116, 625	251, 519	48, 070	299, 589		
	合 計		-	6	(13) 99	18, 378	400, 054	382, 871	801, 303	146, 547	947, 850		

※ 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

※ 上下水道事業管理者については、水道事業会計の員数としている。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	11,730	234	11,964
	地 域 手 当	47,538	3,206	50,744
	通 勤 手 当	11,124	882	12,006
	管 理 職 手 当	10,248	864	11,112
	時 間 外 勤 務 手 当	50,819	-	50,819
	特 殊 勤 務 手 当	460	-	460
	住 居 手 当	4,815	252	5,067
	期 末 手 当	97,791	4,054	101,845
	勤 勉 手 当	80,103	3,001	83,104
	退 職 給 付 費	55,750	-	55,750

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分を含む。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一 般 職

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考														
給 料	25,978	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	25,978	採用に伴う増加分 6,747 退職に伴う減少分 ▲8,048 異動等に伴う増減分 27,279	職員数の異動状況 (単位:人) <table><tr><th></th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>増減</th></tr><tr><td>現 に 在 職 す る 職 員 数</td><td>94</td><td>99</td><td>5</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>▲2</td><td>-</td><td>2</td></tr><tr><td>計</td><td>92</td><td>99</td><td>7</td></tr></table>		補正前	補正後	増減	現 に 在 職 す る 職 員 数	94	99	5	そ の 他	▲2	-	2	計	92
	補正前	補正後	増減																
現 に 在 職 す る 職 員 数	94	99	5																
そ の 他	▲2	-	2																
計	92	99	7																
手 当	12,493	1 制度改正に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	12,493	扶 養 手 当 234 地 域 手 当 3,206 通 勤 手 当 882 管 理 職 手 当 864 時間外勤務手当 - 特殊勤務手当 - 住 居 手 当 252 期 末 手 当 4,054 勤 勉 手 当 3,001 退 職 給 付 費 -															

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令 和 8 年 7 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額	337,271
	平 均 給 与 月 額	350,464
	平 均 年 齢 (歳)	425,207
令 和 7 年 10 月 1 日 現 在	平 均 年 齢 (歳)	45歳 4月
	平 均 給 料 月 額	52歳 4月
	平 均 給 与 月 額	326,255
令 和 7 年 10 月 1 日 現 在	平 均 給 与 月 額	332,819
	平 均 年 齢 (歳)	414,690
	平 均 年 齢 (歳)	47歳 2月

※ 平均給与月額には、期末手当、勤勉手当及び退職給付費を含まない。

(2) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 8 年 7 月 1 日 現 在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	1	1.3	8 級	-	-
	7 級	1	1.3	7 級	-	-
	6 級	5	6.8	6 級	-	-
	5 級	10	13.5	5 級	13	52.0
	4 級	17	23.0	4 級	9	36.0
	3 級	24	32.4	3 級	2	8.0
	2 級	11	14.9	2 級	1	4.0
	1 級	5	6.8	1 級	-	-
	計	74	100.0	計	25	100.0
令和 7 年 10 月 1 日 現 在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	-	-	8 級	-	-
	7 級	1	1.4	7 級	-	-
	6 級	5	7.1	6 級	-	-
	5 級	10	14.3	5 級	12	50.0
	4 級	17	24.3	4 級	8	33.3
	3 級	20	28.6	3 級	3	12.5
	2 級	14	20.0	2 級	1	4.2
	1 級	3	4.3	1 級	-	-
	計	70	100.0	計	24	100.0

東部大阪都市計画高田一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の制定について

次のとおり東部大阪都市計画高田一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 東部大阪都市計画高田一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため。

東部大阪都市計画高田一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画高田一丁目地区地区計画（令和8年枚方市告示第 号。以下「高田一丁目地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）並びに高田一丁目地区地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、高田一丁目地区地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 次の各号に掲げる地区内においては、当該各号に掲げる建築物は、建築してはならない。

(1) A地区内及びB地区内 次に掲げる建築物

- イ 法別表第2（を）項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げるもの
- ロ 法別表第2（わ）項第2号、第3号及び第8号に掲げるもの
- ハ 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）

(2) C地区内 法別表第2（ち）項に掲げる建築物以外の建築物

2 法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、同条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前項の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、同条第2項の規定により引き続き前項の規定（当該規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 前項の規定に適合しない事由が原動機の出力量、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力量、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力量、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、C地区内においては、120平方メートル以上でなければならない。

- 2 この条例の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。

(壁面の位置の制限)

第6条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さが2メートルを超える門若しくは塀の面から市道高田星田線又はC地区の境界線までの距離は、A地区内においては、2メートル以上でなければならない。

(建築物の高さの最高限度)

第7条 建築物の高さは、C地区内においては、12メートルを超えてはならない。

(建築物の緑化率の最低限度)

第8条 建築物の緑化率(都市緑地法第34条第2項に規定する緑化率をいう。)は、C地区内においては、10分の0.5以上でなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物には、適用しない。

- (1) 敷地面積が1,000平方メートル未満の新築又は増築を行う建築物
- (2) この条例の施行の日において既に着手していた行為に係る建築物
- (3) 増築後の建築物の床面積の合計がこの条例の施行の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内の増築に係る建築物
- (4) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市長が許可したもの
- (5) 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの
- (6) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの

- 3 市長は、前項第4号から第6号までに規定する許可の申請があった場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第9条 建築物の敷地が高田一丁目地区地区計画の区域の内外にわたる場合における第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときには当該建築物又はその敷地の全部についてそれらの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときには当該建築物又はその敷地の全部についてそれらの規定を適用しない。

(公益上必要な建築物等の特例)

第10条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該許可の範囲内で第4条第1項の規定は、適用しない。

- 2 市長は、前項の許可(以下この項において「特例許可」という。)をする場合には、あ

らかじめ、特例許可に利害関係を有する者の出席を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、枚方市建築審査会の意見を聴かなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転で次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるもの
- (2) 増築又は改築後の第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないもの
- (3) 第4条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないもの

3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようとする建築物の建築の計画並びに公開による意見の聴取の期日及び場所を当該期日の3日前までに公告しなければならない。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割することにより同項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）
- (4) 第6条又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

2 前項第4号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の刑を科する。

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、高田一丁目地区地区計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による告示の日から施行する。

枚方市基金条例の一部改正について

次のとおり枚方市基金条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市市制施行80周年記念基金を設けるため。

枚方市基金条例の一部を改正する条例

枚方市基金条例（昭和59年枚方市条例第25号）の一部を次のように改正する。
別表 1 の表に次のように加える。

枚方市市制施行80周年 記念基金	市制施行80周年を記念する事業費に充てるため。
---------------------	-------------------------

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号参考資料
枚方市基金条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）										
別表（第 1 条関係） 1 特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金	別表（第 1 条関係） 1 特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金										
<table><tr><th>名 称</th><th>設 置 の 目 的</th></tr><tr><td>枚方市こども施策推進基金</td><td>[略]</td></tr><tr><td>枚方市市制施行80周年記念基金</td><td>市制施行80周年を記念する事業費に充てるため。</td></tr></table>	名 称	設 置 の 目 的	枚方市こども施策推進基金	[略]	枚方市市制施行80周年記念基金	市制施行80周年を記念する事業費に充てるため。	<table><tr><th>名 称</th><th>設 置 の 目 的</th></tr><tr><td>枚方市こども施策推進基金</td><td>[略]</td></tr></table>	名 称	設 置 の 目 的	枚方市こども施策推進基金	[略]
名 称	設 置 の 目 的										
枚方市こども施策推進基金	[略]										
枚方市市制施行80周年記念基金	市制施行80周年を記念する事業費に充てるため。										
名 称	設 置 の 目 的										
枚方市こども施策推進基金	[略]										

枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例の一部改正について

次のとおり枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 使用料の額及び徴収方法を改めるため。

枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例の一部を改正する条例

枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例（平成12年枚方市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「あらかじめ、」を「規則で定めるところにより、あらかじめ」に改める。

第8条第1項中「及び1附属設備につき2,000円を超えない範囲内において規則で定める附属設備使用料」及び「これらを」を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定めるときは、使用の許可を受けた楽寿荘の施設等の使用の開始までに納付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区 分		金 額			
		午 前	午 後 A	午 後 B	夜 間
		午前10時から 正午まで	午後0時30分 から午後2時 30分まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後8時 まで
市内使用者	個 室	200円	200円	200円	200円
	大 集 会 室	1,000	1,000	1,000	1,000
	中 集 会 室	600	600	600	600
	小 集 会 室	400	400	400	400
	多目的ホール	600	600	600	600
	多 目 的 室	400	400	400	400
市外使用者	個 室	400	400	400	400
	大 集 会 室	2,000	2,000	2,000	2,000
	中 集 会 室	1,200	1,200	1,200	1,200
	小 集 会 室	800	800	800	800
	多目的ホール	1,200	1,200	1,200	1,200
	多 目 的 室	800	800	800	800

備考

- この表において、「市内使用者」とは市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は主としてそれらの者で構成する団体をいい、「市外使用者」とは市内使用者以外のものをいう。
- 同一日において連続した複数の使用区分にわたり使用の許可を受けたときは、継続して使用することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和9年1月4日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定及び第8条第2項にただし書を加える改正規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例の規定は、令和9年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）

（使用の許可）

第5条 楽寿荘の施設等を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 [略]

（使用料の納付）

第8条 楽寿荘の施設等の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める施設使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、規則で定めるときは、使用の許可を受けた楽寿荘の施設等の使用の開始までに納付することができる。

別表（第8条関係）

区	分	金 額			
		午 前	午 後 A	午 後 B	夜 間
		午前10時から正午まで	午後0時30分から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時30分から午後8時まで

旧（現 行）

（使用の許可）

第5条 楽寿荘の施設等を使用しようとするものは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 [略]

（使用料の納付）

第8条 楽寿荘の施設等の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める施設使用料及び1 附属設備につき2,000円を超えない範囲内において規則で定める附属設備使用料（以下これらを「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。

別表（第8条関係）

区 分		単 位	金 額
市 内 使 用 者	個 室		100円
	大 集 会 室		500
	中 集 会 室		300
	小 集 会 室		200
	多目的ホール		300

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）

市内使用者	個室	200円	200円	200円	200円
	大集会室	1,000	1,000	1,000	1,000
	中集会室	600	600	600	600
	小集会室	400	400	400	400
	多目的ホール	600	600	600	600
	多目的室	400	400	400	400
	市外使用者	個室	400	400	400
大集会室		2,000	2,000	2,000	2,000
中集会室		1,200	1,200	1,200	1,200
小集会室		800	800	800	800
多目的ホール		1,200	1,200	1,200	1,200
多目的室		800	800	800	800

備考

1

この表において、「市内使用者」とは市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は主としてそれらの者で構成する団体をいい、「市外使用者」とは市内使用者以外のものをいう。

2

同一日において連続した複数の使用区分にわたり使用の許可を受けたときは、継続して使用することができる。

旧（現行）

市外使用者	多目的室	1時間 までごとに	200
	個室		200
	大集会室		1,000
	中集会室		600
	小集会室		400
	多目的ホール		600
	多目的室		400

備考

1

この表において、「市内使用者」とは市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は主としてそれらの者で構成する団体をいい、「市外使用者」とは市内使用者以外のものをいう。

2

使用の許可を受けた時間を延長し、又は繰り上げて使用する場合は、この表の定めるところにより、当該延長し、又は繰り上げて使用する時間（以下「超過時間」という。）に係る使用料を徴収する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、15分未満は切り捨て、15分以上は1時間とする。

枚方市総合福祉センター条例の一部改正について

次のとおり枚方市総合福祉センター条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 使用料の徴収方法を改めるため。

枚方市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

枚方市総合福祉センター条例（平成26年枚方市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定めるときは、使用の許可を受けた老人福祉センターの施設の使用の開始までに納付することができる。

別表中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 午前の使用区分に引き続き午後の使用区分の使用の許可を受けたときは、継続して使用することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和9年3月1日から施行する。ただし、別表備考の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第8条第2項の規定は、令和9年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

議案第 40 号参考資料

枚方市総合福祉センター条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
（使用料の納付） 第 8 条 〔略〕 2 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。<u>ただし、規則で定めるときは、使用の許可を受けた老人福祉センターの施設の使用の開始までに納付することができる。</u> 別表（第 8 条関係） 表 〔略〕 備考 1 〔略〕 <u>2 午前の使用区分に引き続き午後の使用区分の使用の許可を受けたときは、継続して使用することができる。</u> <u>3 〔略〕</u> <u>4 〔略〕</u>	（使用料の納付） 第 8 条 〔略〕 2 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。 別表（第 8 条関係） 表 〔略〕 備考 1 〔略〕 <u>2 〔略〕</u> <u>3 〔略〕</u>

議案第 41 号

枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

次のとおり枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 児童対象性暴力等の防止に関する基準を定めるため。

枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第23条」に、「第23条―第26条」を「第24条―第27条」に、「第27条―第35条」を「第28条―第36条」に、「第36条―第42条」を「第37条―第43条」に、「第43条」を「第44条」に改める。

第43条を第44条とし、第4章中第42条を第43条とし、第38条から第41条までを1条ずつ繰り下げる。

第37条中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第38条とし、第36条を第37条とし、第3章中第35条を第36条とする。

第34条第1項中「第27条第4号」を「第28条第4号」に、「第38条第2項」を「第39条第2項」に改め、同条を第35条とし、第31条から第33条までを1条ずつ繰り下げる。

第30条第2号中「第34条第2項、第38条」を「第35条第2項、第39条」に改め、同条を第31条とし、第27条から第29条までを1条ずつ繰り下げ、第2章中第26条を第27条とし、第23条から第25条までを1条ずつ繰り下げ、第1章中第22条を第23条とし、第16条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第16条 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第2項から附則第5項までの規定中「第38条第2項」を「第39条第2項」に改める。

附則第6項中「第38条第3項」を「第39条第3項」に、「第38条第2項」を「同条第2項」に改める。

附則第7項中「第38条第3項」を「第39条第3項」に改める。

(枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第33条を第34条とし、第24条から第32条までを1条ずつ繰り下げる。

第23条第3項中「第16条」を「第17条」に改め、同条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第5項ただし書中「第16条」を「第17条」に改め、同条を第21条とし、第14条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第2条中「第20条第3項」を「第21条第3項」に改める。

附則第3条第1項表以外の部分中「第22条第3項」を「第23条第3項」に、「第23条第6項」を「第24条第6項」に改め、同項の表中「第22条第3項」を「第23条第3項」に、「第22条第7項第1号」を「第23条第7項第1号」に、「第23条第6項」を「第24条第6項」に改め、同条第2項表以外の部分中「第22条第3項」を「第23条第3項」に改め、同項の表中「第22条第3項第1号」を「第23条第3項第1号」に、「第22条第3項第2号」を「第23条第3項第2号」に、「第22条第3項第3号」を「第23条第3項第3号」に、「第22条第6項第1号」を「第23条第6項第1号」に、「第22条第7項第1号」を「第23条第7項第1号」に改め、同条第3項中「第22条第7項第1号」を「第23条第7項第1号」に改める。

附則第4条中「第20条第3項本文」を「第21条第3項本文」に改める。

附則第8条中「第20条第4項」を「第21条第4項」に、「第20条第3項」を「第21条第3項」に改める。

附則第9条中「第20条第4項」を「第21条第4項」に改める。

(枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条の2 地域型保育事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接す

る業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年枚方市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第27条 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和元年枚方市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第47条の2 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第63条中「第34条」の次に「、第47条の2」を加える。

第89条中「第35条」の次に「から第47条まで、第48条」を加える。

(枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年枚方市条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第21条」に、「第21条」を「第22条」に、「第22条―第25条」を「第23条―第26条」に、「第26条・第27条」を「第27条・第28条」に、「第28条」を「第29条」に改める。

第28条を第29条とする。

第27条中「第24条及び第25条」を「第25条及び第26条」に改め、第2章第3節中同条を第28条とし、第26条を第27条とし、同章第2節中第25条を第26条とし、第22条から第24条までを1条ずつ繰り下げ、同章第1節中第21条を第22条とし、第1章中第20条を第21条とし、第15条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第15条 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年12月25日から施行する。

（枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年枚方市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び附則第3項中「第1条の規定による改正後の」を削り、「第38条第2項、第2条の規定による改正後の」を「第39条第2項、」に、「第20条第3項、第3条の規定による改正後」を「第21条第3項、第3条の規定による改正後」に改める。

- 3 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和8年枚方市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条の規定による改正後の」を削り、「第19条第2項」を「第20条第2項」に改める。

新（改正後）	旧（現 行）
[枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] 目次 第 1 章 総則（第 1 条－第23条） 第 2 章 助産施設（第24条－第27条） 第 3 章 母子生活支援施設（第28条－第36条） 第 4 章 保育所（第37条－第43条） 第 5 章 雑則（第44条） 附則 <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第16条 <u>児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第45条第 7 項において準用する法第21条の 5 の18第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第17条 [略]	[枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] 目次 第 1 章 総則（第 1 条－第22条） 第 2 章 助産施設（第23条－第26条） 第 3 章 母子生活支援施設（第27条－第35条） 第 4 章 保育所（第36条－第42条） 第 5 章 雑則（第43条） 附則 第16条 [略]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
第18条 [略] 第19条 [略] 第20条 [略] 第21条 [略] 第22条 [略] 第23条 [略] 第24条 [略] 第25条 [略] 第26条 [略] 第27条 [略] 第28条 [略] 第29条 [略] 第30条 [略] （母子支援員の資格） 第31条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 （1） [略] （2） 保育士、法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るもの	第17条 [略] 第18条 [略] 第19条 [略] 第20条 [略] 第21条 [略] 第22条 [略] 第23条 [略] 第24条 [略] 第25条 [略] 第26条 [略] 第27条 [略] 第28条 [略] 第29条 [略] （母子支援員の資格） 第30条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 （1） [略] （2） 保育士、法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るもの

新（改正後）	旧（現 行）
に限る。）であつた区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（<u>第35条第2項、第39条</u>及び附則第6項において「保育士」と総称する。）の資格を有する者 (3)～(5) 〔略〕 <u>第32条</u> 〔略〕 <u>第33条</u> 〔略〕 <u>第34条</u> 〔略〕 （保育所に準ずる設備） <u>第35条</u> <u>第28条第4号</u>の規定により母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、次章（<u>第39条第2項</u>を除く。）の規定を準用する。 2 〔略〕 <u>第36条</u> 〔略〕 <u>第37条</u> 〔略〕 （保育所の設備の基準の特例） <u>第38条</u> 次に掲げる要件を満たす保育所は、<u>第18条第1項</u>の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 (1)～(5) 〔略〕	に限る。）であつた区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（<u>第34条第2項、第38条</u>及び附則第6項において「保育士」と総称する。）の資格を有する者 (3)～(5) 〔略〕 <u>第31条</u> 〔略〕 <u>第32条</u> 〔略〕 <u>第33条</u> 〔略〕 （保育所に準ずる設備） <u>第34条</u> <u>第27条第4号</u>の規定により母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、次章（<u>第38条第2項</u>を除く。）の規定を準用する。 2 〔略〕 <u>第35条</u> 〔略〕 <u>第36条</u> 〔略〕 （保育所の設備の基準の特例） <u>第37条</u> 次に掲げる要件を満たす保育所は、<u>第17条第1項</u>の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 (1)～(5) 〔略〕

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<u>第39条</u> [略] <u>第40条</u> [略] <u>第41条</u> [略] <u>第42条</u> [略] <u>第43条</u> [略] <u>第44条</u> [略] 附 則 （経過措置） 2 <u>第39条第2項</u>の保育士の数については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 （保育所の職員配置に係る特例） 3 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は地域型保育事業（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）が不足していることに鑑み、当分の間、<u>第39条第2項</u>の規定の適用については、同項中「とし、1の保育所につき2人を下回ら	<u>第38条</u> [略] <u>第39条</u> [略] <u>第40条</u> [略] <u>第41条</u> [略] <u>第42条</u> [略] <u>第43条</u> [略] 附 則 （経過措置） 2 <u>第38条第2項</u>の保育士の数については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 （保育所の職員配置に係る特例） 3 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は地域型保育事業（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）が不足していることに鑑み、当分の間、<u>第38条第2項</u>の規定の適用については、同項中「とし、1の保育所につき2人を下回ら

新（改正後）	旧（現 行）
ないものとする」とあるのは、「とする。この場合において、保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない」とする。 4 前項の事情に鑑み、<u>第39条第2項</u>の保育士の数については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。 5 附則第3項の事情に鑑み、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、<u>第39条第2項</u>の保育士の数については、当分の間、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。 6 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>第39条第3項</u>、附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないとした場合の<u>同条第2項</u>の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。 7 <u>第39条第3項</u>及び附則第2項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体	ないものとする」とあるのは、「とする。この場合において、保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない」とする。 4 前項の事情に鑑み、<u>第38条第2項</u>の保育士の数については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。 5 附則第3項の事情に鑑み、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、<u>第38条第2項</u>の保育士の数については、当分の間、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。 6 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>第38条第3項</u>、附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないとした場合の<u>第38条第2項</u>の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。 7 <u>第38条第3項</u>及び附則第2項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
制を確保しなければならない。 [枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係] <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第14条 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、<u>児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第15条 [略] 第16条 [略] 第17条 [略] 第18条 [略] 第19条 [略] 第20条 [略] （職員） 第21条 [略]	制を確保しなければならない。 [枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係] 第14条 [略] 第15条 [略] 第16条 [略] 第17条 [略] 第18条 [略] 第19条 [略] （職員） 第20条 [略]

新（改正後）	旧（現 行）
2～4 [略] 5 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、<u>第17条</u>の規定により調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。 6 [略] <u>第22条</u> [略] <u>第23条</u> [略] （園舎に備えるべき設備） <u>第24条</u> [略] 2 [略] 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、<u>第17条</u>に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園には、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 4～7 [略] <u>第25条</u> [略] <u>第26条</u> [略] <u>第27条</u> [略] <u>第28条</u> [略] <u>第29条</u> [略]	2～4 [略] 5 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、<u>第16条</u>の規定により調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。 6 [略] <u>第21条</u> [略] <u>第22条</u> [略] （園舎に備えるべき設備） <u>第23条</u> [略] 2 [略] 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、<u>第16条</u>に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園には、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 4～7 [略] <u>第24条</u> [略] <u>第25条</u> [略] <u>第26条</u> [略] <u>第27条</u> [略] <u>第28条</u> [略]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）						
第30条　〔略〕 第31条　〔略〕 第32条　〔略〕 第33条　〔略〕 第34条　〔略〕 附　則 （職員に係る特例） 第2条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して12年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第21条第3項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。 （設置に係る特例） 第3条　施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第23条第3項及び第7項並びに第24条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第29条　〔略〕 第30条　〔略〕 第31条　〔略〕 第32条　〔略〕 第33条　〔略〕 附　則 （職員に係る特例） 第2条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して12年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第20条第3項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。 （設置に係る特例） 第3条　施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第22条第3項及び第7項並びに第23条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。						
<table><tr><td>読み替える規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr></table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<table><tr><td>読み替える規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr></table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句					
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句					

新（改正後）

第23条第3項	[略]	[略]
第23条第7項第1号	[略]	[略]
第24条第6項	[略]	[略]

2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第23条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第23条第3項第1号	[略]	[略]
第23条第3項第2号	[略]	[略]
第23条第3項第3号	[略]	[略]
第23条第6項第1号	[略]	[略]
第23条第7項第1号	[略]	[略]

旧（現行）

第22条第3項	[略]	[略]
第22条第7項第1号	[略]	[略]
第23条第6項	[略]	[略]

2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第22条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第22条第3項第1号	[略]	[略]
第22条第3項第2号	[略]	[略]
第22条第3項第3号	[略]	[略]
第22条第6項第1号	[略]	[略]
第22条第7項第1号	[略]	[略]

新（改正後）	旧（現 行）
3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第23条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。 (1)～(4) 〔略〕 （職員の数等に係る特例） 第4条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、<u>第21条第3項本文</u>の規定により必要となる同項に規定する園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。 第8条 <u>第21条第4項</u>及び前3条の規定により職員を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知	3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（<u>第22条第7項第1号</u>の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。 (1)～(4) 〔略〕 （職員の数等に係る特例） 第4条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、<u>第20条第3項本文</u>の規定により必要となる同項に規定する園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。 第8条 <u>第20条第4項</u>及び前3条の規定により職員を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知

新（改正後）	旧（現 行）
識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、<u>第21条第3項</u>の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。 第9条 <u>第21条第4項及び附則第7条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって職員（同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> [枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第14条の2 地域型保育事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> [枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例関係]	識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、<u>第20条第3項</u>の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。 第9条 <u>第20条第4項及び附則第7条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって職員（同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> [枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] [枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例関係]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第27条 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、<u>児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第28条 [略] [枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係] <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第47条の2 指定児童発達支援事業者は、<u>法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1</u>	第27条 [略] [枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係]

新（改正後）	旧（現 行）
<u>項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> （準用） 第63条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、<u>第47条の2</u>及び第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 （準用） 第89条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第47条まで、<u>第48条</u>から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第64条から第66条まで、第78条及び第83条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。 [枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] 目次 第1章 総則（第1条－<u>第21条</u>） 第2章 乳児等通園支援事業 第1節 通則（第22条） 第2節 一般型乳児等通園支援事業（<u>第23条－第26条</u>） 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（<u>第27条・第28条</u>）	（準用） 第63条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条及び第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 （準用） 第89条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第64条から第66条まで、第78条及び第83条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。 [枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] 目次 第1章 総則（第1条－<u>第20条</u>） 第2章 乳児等通園支援事業 第1節 通則（<u>第21条</u>） 第2節 一般型乳児等通園支援事業（<u>第22条－第25条</u>） 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（<u>第26条・第27条</u>）

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
第3章 雑則（<u>第29条</u>） 附則 <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第15条 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>第16条</u> [略] <u>第17条</u> [略] <u>第18条</u> [略] <u>第19条</u> [略] <u>第20条</u> [略] <u>第21条</u> [略] <u>第22条</u> [略] <u>第23条</u> [略] <u>第24条</u> [略]	第3章 雑則（<u>第28条</u>） 附則 <u>第15条</u> [略] <u>第16条</u> [略] <u>第17条</u> [略] <u>第18条</u> [略] <u>第19条</u> [略] <u>第20条</u> [略] <u>第21条</u> [略] <u>第22条</u> [略] <u>第23条</u> [略]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
第25条 [略] 第26条 [略] 第27条 [略] （準用） 第28条 <u>第25条及び第26条</u>の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 第29条 [略]	第24条 [略] 第25条 [略] 第26条 [略] （準用） 第27条 <u>第24条及び第25条</u>の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 第28条 [略]

枚方市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり枚方市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 使用料の額を改定するため。

枚方市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

枚方市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（令和 7 年枚方市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の改正規定中「改める」を「改め、同表備考 3 中「100円」を「150円」に、「200円」を「300円」に、「300円」を「450円」に改める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）																		
別表第 2 中 「<table><tr><td rowspan="2">100円</td><td>1, 800円 (1, 500円)</td></tr><tr><td>1, 000円</td></tr><tr><td>200円</td><td>3, 000円 (2, 500円)</td></tr><tr><td rowspan="3">300円</td><td>4, 000円 (3, 500円)</td></tr><tr><td>5, 000円</td></tr><tr><td>(4, 500円)</td></tr></table>を 」	100円	1, 800円 (1, 500円)	1, 000円	200円	3, 000円 (2, 500円)	300円	4, 000円 (3, 500円)	5, 000円	(4, 500円)	別表第 2 中 「<table><tr><td rowspan="2">100円</td><td>1, 800円 (1, 500円)</td></tr><tr><td>1, 000円</td></tr><tr><td>200円</td><td>3, 000円 (2, 500円)</td></tr><tr><td rowspan="3">300円</td><td>4, 000円 (3, 500円)</td></tr><tr><td>5, 000円</td></tr><tr><td>(4, 500円)</td></tr></table>を 」	100円	1, 800円 (1, 500円)	1, 000円	200円	3, 000円 (2, 500円)	300円	4, 000円 (3, 500円)	5, 000円	(4, 500円)
100円		1, 800円 (1, 500円)																	
	1, 000円																		
200円	3, 000円 (2, 500円)																		
300円	4, 000円 (3, 500円)																		
	5, 000円																		
	(4, 500円)																		
100円	1, 800円 (1, 500円)																		
	1, 000円																		
200円	3, 000円 (2, 500円)																		
300円	4, 000円 (3, 500円)																		
	5, 000円																		
	(4, 500円)																		

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）																
「 <table border="1" data-bbox="230 284 911 722"> <tr> <td rowspan="2">150円</td><td>2, 200円 (1, 900円)</td></tr> <tr> <td>1, 200円</td></tr> <tr> <td>300円</td><td>3, 400円 (2, 900円)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">450円</td><td>4, 400円 (3, 900円)</td></tr> <tr> <td>5, 400円 (4, 900円)</td></tr> </table> 」 備考 3 中「100円」を「150円」に、「200円」を「300円」に、「300円」を「450円」に改める。	150円	2, 200円 (1, 900円)	1, 200円	300円	3, 400円 (2, 900円)	450円	4, 400円 (3, 900円)	5, 400円 (4, 900円)	「 <table border="1" data-bbox="1189 284 1870 722"> <tr> <td rowspan="2">150円</td><td>2, 200円 (1, 900円)</td></tr> <tr> <td>1, 200円</td></tr> <tr> <td>300円</td><td>3, 400円 (2, 900円)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">450円</td><td>4, 400円 (3, 900円)</td></tr> <tr> <td>5, 400円 (4, 900円)</td></tr> </table> 」 に改める。	150円	2, 200円 (1, 900円)	1, 200円	300円	3, 400円 (2, 900円)	450円	4, 400円 (3, 900円)	5, 400円 (4, 900円)
150円		2, 200円 (1, 900円)															
	1, 200円																
300円	3, 400円 (2, 900円)																
450円	4, 400円 (3, 900円)																
	5, 400円 (4, 900円)																
150円	2, 200円 (1, 900円)																
	1, 200円																
300円	3, 400円 (2, 900円)																
450円	4, 400円 (3, 900円)																
	5, 400円 (4, 900円)																

議案第 43 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

次のとおり大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関し、協議することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月１７日大阪府指令市第３２０５号）の一部を次のように変更する。

第１７条第１項第４号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第43号参考資料

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

変更部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
（広域連合の経費の支弁の方法） 第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 （1）～（3）（略） （4）<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金</u> （5）（略） 2 （略） <u>附 則</u> <u>この規約は、令和8年10月1日から施行する。</u>	（広域連合の経費の支弁の方法） 第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 （1）～（3）（略） （4）<u>社会保険診療報酬支払基金交付金</u> （5）（略） 2 （略）

令和7年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和8年（2026年）8月28日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 未処分利益剰余金 | 1, 905, 893, 460円 |
| 2. 処 分 内 容 | 建設改良積立金に835, 547, 083円を積立
その他積立金に1, 070, 346, 377円を積立 |

議案第 4 5 号

令和 7 年度大阪府枚方市病院事業会計建設改良積立金の目的外使用について

令和 7 年度大阪府枚方市病院事業会計建設改良積立金の目的外使用について、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 4 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 2 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 未処理欠損金への繰入

（単位：円）

	建設改良積立金	その他積立金	未処理欠損金
当年度末残高	1, 400, 000, 000	100, 000, 000	▲222, 773, 714
建設改良積立金からの繰入 ※議会の議決による処分額	▲122, 773, 714	0	122, 773, 714
その他積立金からの繰入	0	▲100, 000, 000	100, 000, 000
処分後残高	1, 277, 226, 286	0	(繰越欠損金) 0

令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和8年（2026年）8月28日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 未処分利益剰余金 | 1, 596, 054, 466円 |
| 2. 処 分 内 容 | 資本金に1, 490, 938, 567円を組み入れ
減債積立金に105, 115, 899円を積立 |

発行年月 令和8年(2026年)8月

発行 枚方市
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

編集 総合政策部財政課
TEL 072-841-1221(代表)
072-841-1311(直通)